

第6回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月12日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	13
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託	27
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○会議時間の延長	35
○議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	49

○発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○散会の宣告	6 1

第 2 号 (12月13日)

○議事日程	6 3
○本日の会議に付した事件	6 3
○出席議員	6 3
○欠席議員	6 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 3
○事務局職員出席者	6 3
○開議の宣告	6 5
○一般質問	6 5
畑 幸 一 君	6 5
長 田 守 弘 君	7 9
吉 田 孝 司 君	9 2
今 泉 文 克 君	1 2 7
○休会について	1 4 7
○散会の宣告	1 4 8

第 3 号 (12月16日)

○議事日程	1 4 9
○本日の会議に付した事件	1 4 9
○出席議員	1 4 9
○欠席議員	1 4 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 0
○事務局職員出席者	1 5 0
○開議の宣告	1 5 1
○産業厚生常任委員長報告(議案第92号)及び報告に対する質疑、討論、採決	1 5 1
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
○議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 4

○議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
○議案第103号～議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
○鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	177
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	179
○閉議の宣告	180
○町長挨拶	180
○閉会の宣告	180
○署名議員	181

鏡石町告示第86号

第6回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月7日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成28年12月12日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

平成28年第6回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成28年12月12日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第92号 鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第94号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第95号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第96号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第97号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第98号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）変更請負契約の締結について
- 日程第14 発議第12号 鏡石町減債基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 発議第13号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第16 発議第14号 役場庁舎改修計画検討特別委員会の設置について
- 日程第17 発議第15号 土地区画整理事業計画検討特別委員会の設置について
- 日程第18 発議第16号 地方議会議員選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 小林政次君

2番 吉田孝司君

3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	福祉こども課長	小貫秀明君
健康環境課長	長谷川静男君	産業課長	小貫正信君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
教育課長	関根邦夫君	会計管理者兼 原子力災害対策室長	角田信洋君
農業委員会 農事務局長	車田光男君	教育委員会 委員	菊地勝弘君
農業委員会 選挙管理委員会 委員長	菊地榮助君	監査委員	塩田重男君
	渡邊俊廣君		根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第6回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔議会運営委員長 古川文雄君 登壇〕

- 4番（議会運営委員長 古川文雄君） おはようございます。

それでは、第6回鏡石町議会定例会会期予定をご報告いたします。

平成28年12月12日月曜招集、日時、日、曜、会議内容の順でご報告いたします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第6回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、師走を迎え公私ともにお忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます、厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、諮問2件、指定管理者の指定1件、条例の制定1件、条例の一部改正5件、鏡石中学校校舎大規模改修工事変更請負契約締結議案1件、一般会計並びに特別会計の補正予算7議案、合わせまして17件の議案を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ち

に本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、11番、木原秀男君、1番、小林政次君、2番、吉田孝司君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から12月16日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査並びに先般実施いたしました定期監査の結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり3カ月分をまとめて報告させていただきます。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成28年8月分、平成28年9月分、平成28年10月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成28年8月分につきましては、平成28年9月26日月曜日午前10時から午前11時40分まで。平成28年9月分につきましては、平成28年10月27日木曜日午前9時57分から正午まで。平成28年10月分につきましては、平成28年11月25日金曜日午前9時53分から午前11時50分まで。以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、平成28年9月26日の検査時及び平成28年11月25日の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、上下水道課参事兼課長ほか2名。前後いたしますが、平成28年10月27日の検査時におきましては、会計管理者兼出納室長、税務町民課参事兼課長、上下水道課参事兼課長ほか2名。以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成28年8月分、平成28年9月分、平成28年10月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。以上、例月出納検査報告を申し上げます。

続いて、定期監査の結果を報告申し上げます。

定期監査報告書。

1、検査の対象、平成28年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、平成28年10月14日金曜日及び10月17日月曜日、10月18日火曜日の3日間。

3、実施場所、議会会議室。

4、監査委員、根本次男、木原秀男。

5、出席者職氏名、詳細につきましてはお手元の報告書に記載のとおりでございます。個々の職氏名は省略させていただきます。

6、監査の手續、平成28年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常はありませんでした。

なお、主な質疑等は別紙のとおりでございます。ごらんいただければと存じます。

以上、報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、9番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○9番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会報告をします。

議事日程第1号、平成28年10月21日（金曜日）午前10時30分開議。

第1、会期の決定、本日1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、2番、石川町の永沼議員。3番、石川町の下山田議員。

第3、議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

第4、議案第12号 須賀川地方広域消防組合行政不服審査会条例。

第5、議案第13号 須賀川地方広域消防組合行政不服審査法関係手数料条例。

第6、議案第14号 須賀川地方広域消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例。

第7、議案第15号 平成28年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）。

第8、議案第16号 平成27年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

以上であります。

6議案全て可決承認をされております。

なお、詳しくはお手元に配付の冊子にお目通しをいただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、4番、古川文雄君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君） それでは、須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成28年10月20日（木曜日）午前10時開議。

第1、議席の指定、天栄村村議会議員改選に伴う議席の指定により、円谷議員が11番議席に決定いたしました。

第2、会期の決定、1日限りでありました。

第3、会議録署名議員の指名、8番、9番、10番議員でありました。

第4、報告第1号 平成27年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の通次繰越しについて。

第5、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて。

第6、議案第6号 平成27年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて。

第7、議案第7号 平成28年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）。

以上、報告1件、議案3件は原案のとおり承認可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元の資料のとおりであります。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をさせていただきます。

平成28年9月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成28年9月30日金曜日午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定、1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第9号 平成27年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算の認定について。

第4、報告第1号 平成27年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率について。

以上、議案1件、報告1件、可決承認されました。

なお、資料については、お手元添付の資料をご参考にいただきたいと思います。

以上、ご報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔総務文教常任委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） 総務文教常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

平成28年12月12日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

総務文教常任委員会委員長、菊地洋。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

平成28年10月4日から5日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。記。

1、調査目的、総務文教常任委員会所管事項について、先進地自治体等の実態を視察調査し、我が町の議会並びに行政運営に資する。

2、調査事項、（1）陶芸の里スポーツ公園体育館、野球場、陸上競技場の管理運営及び利用状況について、（2）自立（律）を目指した町づくりについて。

- 3、調査先、(1)宮城県加美町、(2)宮城県七ヶ宿町。
- 4、参加者、総務文教常任委員4名、副町長、議会事務局長、計6名。
- 5、調査結果、加美町……

〔「朗読省略」の声あり〕

○5番(総務文教常任委員長 菊地 洋君) 朗読省略の声がありましたので、まとめに入らせていただきます。

総括(まとめ)。

加美町陶芸の里スポーツ公園は、株式会社オーエンスが野球場や体育館などの9施設を管理しているが、特に陸上競技場は日本陸連公認第3種陸上競技場として県内の大会に多く利用されている。各施設は、いずれも隣接しているため、効率的な管理体制が可能となっているように感じた。また、町内学生の使用料が無料であることは、健康な体力づくりの観点からうなずけるものがある。

一方、受益者負担の考えもあり、目的と成果の問題であるとする。競技場のレーンの部分的補修、野球場、競技場の芝の管理などしっかり整備していることで、サッカーなどを初め多くの方に利用されている。当町においても、陸上競技場、テニスコートなどの施設があり、こうした体育施設管理運営は大いに参考とすべきものであった。

七ヶ宿町は、小さくても持続可能な住み心地100点の町づくりを目指している。子育て支援として、支援金の支給、小中学校の給食費の無料、スクールバス運行、充実した教育環境としてタブレット端末の活用などについて取り組んでいる。

移住・定住支援センターでは、空き家を利用して移住交流のためのゲストハウス、食文化の伝承空間、移住安定の情報発信のサポートを展開しており、木を燃料として、まきボイラー、まきストーブ、いろりなどを設置し、かまどでの御飯炊き体験、山菜とりやホテル観賞などの季節に合わせたイベント等、きめ細かい事業が自然の豊かさを生かして行われていることに感心した。

また、宅住化を推進し地域の活性化を図るため、平成27年度から2棟建設し、20年住めば無償で住宅と土地を譲渡する事業を行ったことで、2世帯7人の方が入居した。今年度も2棟建築し、2世帯7人が入居する予定となっている。町民が一丸となって七ヶ宿に住みたい運動を広げ、町に住む誰もが幸福感や豊かさを実感できる持続可能な町づくりを目指しているところに強い熱意が感じられた。

以上、ご報告いたします。

○議長(渡辺定己君) 次に、6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番(産業厚生常任委員長 長田守弘君) それでは、産業厚生常任委員会所管事務調査報

告を申し上げます。

平成28年12月12日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告書。

平成28年10月4日から5日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告します。
記。

1、調査目的、産業厚生常任委員会所管事項について、先進地自治体等の実態を視察調査し、我が町の議会並びに行政運営に資する。

2、調査項目、(1)特産物振興の取り組みについて、(2)地域包括ケア事業の取り組みについて。

3、調査先、(1)群馬県明和町、(2)群馬県板倉町。

4、参加者、産業厚生常任委員6名、議会事務局長、計7名。

5、調査結果、明和町。

町の概要……

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番(産業厚生常任委員長 長田守弘君) では、まとめに入らせていただきます。

当町の清酒鏡の雫は、特別栽培米牧場のしずくからつくられているが、同じ雫つながりがある群馬県明和町の梨の雫、明和産豊水果汁入り飲料水について、特産物振興の観点から研修した。

特産物の6次産業化は各地でさまざまな取り組みが実施されているが、加工品の販売もさることながら本来の特産物も同時に生産振興することが課題となっている。明和町では特産物を活用したメイドインめいわを生み出そうと農工商、産学官民が協働で調査研究、特産物である梨を活用した飲料水を開発した。梨を使った加工品には既に梨ワイン梨のほほ笑みがあり、地元の直売所のみで販売で年間3,000本ほどつくられている。梨の雫は日本キャンパック株式会社で製造、年間6万本を製造しコンビニエンスストアで販売されている。原料の梨は豊水で、彼岸過ぎのいわゆる売れ残りが使用されており、果樹栽培農家収入の一助となっている。

梨を使った加工品には、他に梨の雫飲むゼリー、梨のドライフルーツ、梨あめ、梨のどあめなどの関連商品がある。平成24年に販売開始された梨の雫のパッケージでは既に3代目であり、味も多少変えてつくられている。加工品の原料となる梨農家対策も講じられており、高校生、大学生の梨っ娘による地域PR等、特産物振興の町づくりが進められていると感じた。

板倉町では、少子高齢化、人口減少社会における高齢者福祉の重要施策である地域包括ケ

アシシステム事業の地域づくりによる介護予防推進事業通いの場について研修した。町の大同地区集会所において、地域住民が自主運営に至るまでの経緯や、実際に行われている各種事業は、ふだんできそうでなかなかできないものであり、これに取り組んだ町職員の熱意と地域住民の団結力を強く感じた。

通いの場による事業は、介護予防、そして認知予防にも効果があると言われており、当町においても通いの場等の事業取り組みの必要性は当然あるべきものとする。

板倉町においても行政主導の介護予防事業は拡充する一方であり、担当職員も手が回らなくなっている状態の説明があったが、当町においても決して例外ではないと推察できる。こうした事業の主体はあくまでも町民であるが、事業立ち上げ、そしてその後の相談相手としての行政の役割については十分考慮しなければならないであろう。

地域で暮らし続ける必要に、健康を保ち、大切な仲間づくり、そしてその地域で暮らし続けたいという意欲を持って町民主導型の介護予防事業の必要性を強く感じた。今後の議会活動の参考としたい。

以上、報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 以上で諸般の報告を終わります。

10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） 10番、今泉でございます。

ただいま、各常任委員会の所管事務調査の報告があったところでございますが、この所管事務調査の報告というのは、議員でもって調査するということが基本になっておりまして、毎年実施され、町政の発展のために資することが大きいかと思えます。

しかし、今回、総務文教常任委員会においては初めて副町長が出席したということなんですよね。このようなことが我々に説明は一度もなかったし、あるいはこのようなことが可能であれば、今後常任委員会の中で、また町職員及び執行のほうからの参画を求めながら、あるいは同行しながらこういう調査を実施することが行われていいのかどうか、またそのようなことがどこでこういうふうに決まったのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 総務文教常任委員長、報告求めます。

菊地洋君。

○5番（総務文教常任委員長 菊地 洋君） ただいまの質問に対しましてご答弁を申し上げます。

前日まで、宮城県加美町、そして宮城県七ヶ宿町、2カ所のほうに総務文教常任委員5名で視察にお邪魔をいたしますと、そして議会事務局入れて6名ということでご報告をしておりまして。前日に1名が急遽行けなくなったというファクスが入りました、事務局のほうに。ただいま今泉議員からお話しありましたように、当初から6名ということで視察先のほうに

はお願いをしておりましたので、急遽、副町長に行政面にかかわる部分があるということでありましたので、参加をこちらのほうからお願いをしたということの内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前10時38分

開議 午前10時38分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） ただいまは、総務文教常任委員長のほうからご答弁をいただいたところでございます。報告の中身の云々ということではなくて、これは議会運営上の方策ということですか、それについてお尋ねしているところでございます。人数が少なくなったとか多くなったとかということじゃなくて、そういうところに執行の参画を求めながらこのような行政調査が可能であるのであれば、前もってやっぱり我々議会のほうにはそういうふうな説明なり、あるいは了解というものがあってしかるべきだと思います。

行ったのが悪いということ云々ということではなくて、このようなことが起こるのであれば、執行が同行あるいは随行するということであれば、議会の中においてこういう場合も生じるということを議員の中で全協なりあるいは本会議の中で、みんな了承を得た中で進めていかないと、その場その場の内容が変わってくるというふうなことであったんではまずいと思いますので、その辺は強く要望として申し上げまして質問を終わらせていただきます。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第6回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

師走に入り、ことしも残すところ半月余りとなってまいりました。11月には大震災を思わせる震度5弱の地震が発生しましたが、幸い被害はなく、安心をしたところであります。

昨年実施された第20回国勢調査において、我が町の人口は1万2,486人と発表され、前回の平成22年と比べ329名、2.6%減少する結果となりました。県全体の人口では5.7%の減少と200万人を割ることとなり、本県に限らず今後も全国的に減少することが予想されていま

す。

確定値の特徴を見ますと、15歳未満の割合が14.5%と県内で一番高く、平均年齢は45.5歳と2番目に若く、65歳以上の割合は25.1%と3番目に低い数値が示されました。人口密度が県内一であるように、コンパクトで住みやすく若い世代の多い町なのではないかと思えます。

現在、第5次総合計画における後期基本計画を策定中ではありますが、本年3月に策定した鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略と相互に連携づけをしながら、町の活性化に努めたいと思います。

2016年のノーベル医学・生理学賞に、大隈良典東京工業大学栄誉教授が受賞しました。大隅教授の取り組んだ研究は、細胞が不要なたんぱく質などを分解するオートファジーと呼ばれる仕組みの解明です。大隅教授は、酵母の細胞を使ってオートファジーの仕組みの解明に取り組み、平成5年にこの仕組みを制御している遺伝子を世界で初めて発見してから、仕組みの全体像を解き明かしてきました。パーキンソン病などの神経の病気の一部では、オートファジーの遺伝子が正常に機能していないことがわかっていて、予防法や治療法の開発につながるものではないかと期待されています。

日本人のノーベル賞受賞は、3年連続で25人目となり、医学・生理学賞の受賞は昨年の大村さんに続き4人目となりました。日本は欧米諸国を除いて最も多い受賞者を輩出しており、改めて大変誇らしく感じました。

約1年間続いたアメリカ大統領選挙の本選挙が11月8日に行われ、共和党のトランプ候補が279人の選挙人を獲得し、第45代の大統領に就任する見込みとなりました。正式には選ばれた選挙人が今月投票し、来年の1月20日に新大統領が就任します。

トランプ候補については、選挙期間中の過激な発言がたびたび批判されましたが、アメリカ国民の一部の層にはうけがよく、不利の予想を覆す結果となりました。隠れトランプ支持者と言われたように、アメリカ国民の間に広がる現状への不満から変化を求める声があり、既存政治の枠組みにおさまっていないトランプ候補ならば現状を打破してくれるかもしれない期待感が勝利に導いたと言われています。

トランプ氏は、もう一度強いアメリカを取り戻すとし、日本についても多くの否定的な発言を繰り返してきました。特に国会で批准されたTPP（環太平洋経済連携協定）については、就任後直ちに離脱すると発言され、安全保障についても、日本はただで守ってもらっていると、アメリカ軍を日本から撤退させると示唆しています。日本とアメリカのこれまで築いてきた関係が、新しい大統領により直ちに180度変わるとは思いませんが、トランプ氏が今後どのように発言し、どのように政策を打ち出してくるか、難しい日本の対応が待っているのは明らかであり、政府とともにアメリカの動向を注視していかなければならないと考え

ております。

11月の内閣府月例報告において、景気はこのところ弱みも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについても雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かうことが期待されるとされています。政府は経済政策の方針と、それを反映した平成29年度の予算編成に関する基本的な考え方を取りまとめ、歳出改革などを大きく前進させるべく、各府省の予算に歳出改革を反映させ、厳しい優位順位づけを行うめり張りのついた予算になることが予想されます。

町におきましても、平成29年度の予算編成に向けて、先月24日に予算編成説明会を行いました。現在、各課において予算編成作業を進めておりますが、限りある行政資源と人員の中、事務事業の必要性及び将来性を見据え、ゼロベースからの見直しによる徹底した無駄をなくす仕組みと、今後行政が担うべき役割を見直すことによって、町民の生活の安定と住民福祉の向上に配慮しながら、第5次総合計画を軸とした予算編成を行うよう指示したところであります。

次に、町における9月以降の主な出来事について報告いたします。

10月1日には、鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会の主催による鏡石「牧場の朝」オランダ秋祭りが盛大に行われました。天候にも恵まれ多くの皆様にご来場いただき、にぎわいにあふれた一日となりました。関係者の皆様に感謝を申し上げます。

町の懸案事項の要望活動については、毎年度継続して実施しておりますが、このたび国土交通大臣へ直接お会いできる機会が得られたことから、10月末に国土交通省へ赴き、一般国道4号4車線化の事業促進、土地区画整理事業に対する補助事業の拡充、鏡石スマートインターチェンジの利用車種の拡大の3点について現状を説明し要望活動を行いました。今後もあらゆる機会を通じて国・県に働きかけを行い、町の課題解決に努めてまいりたいと考えております。

本年度の田んぼアート事業につきましても、11月13日をもって一般観覧が終了し、観覧者数は昨年より1,512人増となる2万2,436人となり、約82%が町外からの観覧者という結果となりました。ことしは新たに商工会によるキッチンカー牧場のあーさー号での田んぼカフェやグルメマップ、ふくしまアフターDCなどのタイアップ企画により、徐々にではありますが、その効果があらわれておりますので、なお一層の効果を求めて関係団体の皆様と協議を進めてまいります。

本年度から初めて始まりました田んぼアートLEDイルミネーション事業きらきらアートも、去る2日にはオープンセレモニーが開催され一般公開が始まりました。多くの皆様にご来場いただきたいと思っております。

第11回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月6日、ロードレース部門と駅伝部門に1,939

名の参加をいただき開催いたしました。また駅伝部門では過去最高の40チームの参加をいただき、駅伝の楽しさを感じることができました。さらに町内の小学生全員参加によって保護者の応援もあり、鏡石町から元気を発信できたのではないかと思います。

大会実施に当たって、町交通安全協会、町消防団など多くの関係機関、団体の皆様のご支援、ご協力をいただきましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。

11月20日に行われた第28回ふくしま駅伝では、町の部6位、総合の部では17位の成績をおさめ、夕方には選手の家族も加わり解団式を行いました。各選手は、それぞれの区間で当初設定した目標タイムをクリアし、95.1キロメートル16区間を5時間26分11秒で駆け抜け、選手団全員のチームワークでたすきをつないだ大会となりました。

郷土の期待と声援を受け、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんのこれまでの努力と、指導に当たられた監督、コーチの健闘をたたえるとともに、沿道で熱い声援をいただいた多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。これからも駅伝のまち鏡石として、中学生、高校生、そしてベテランの力が調和したすばらしいチームづくりに向けて、さらにたすきがつながることを期待したいと思います。

11月27日には、平成28年度東京かがみいし会総会が東京スクワール麹町で盛大に開催されました。ことしも新規会員として4名の入会があり、会員となっているプロ歌手を交えたカラオケ大会やゲーム大会、そしてふるさと鏡石の近況に話が盛り上がる和やかな総会となりました。

本年1月から運用を開始されたマイナンバー制度につきましては、これまで1,071名の方がマイナンバーカードの交付申請を済ませておりますが、町全体の申請率は8.32%と、まだ1割に満たない状況であります。このマイナンバーカードは各種行政手続の際、本人確認に役立つばかりでなく、今後多くの場面で利活用が計画されており、来年2月からの確定申告においては本人確認の有効な手段として活用されることとなりますので、早い機会に申請されるよう、さらにPRに努めてまいります。

次に、本年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

原子力災害対策事業における一般住宅等の除染事業については、繰り越し事業として実施してございました中央、中町、笠石工区629戸が今月末完了の見込みとなっております。またJR東北線から東側地区、笠石区東、旭町区、豊郷区、成田区754戸につきましても、事前モニタリング調査が全て終了したところであり、除染実施対象となった箇所内の年度内完了に向け進めてまいります。

また、道路除染におきましても住宅除染と同様に事前モニタリングが終了し、除染を実施

しているところです。

なお、除染の対象とならなかった側溝の土砂については国の費用で負担すると発表があり、詳細が決定次第、実施を進めてまいります。

自家消費野菜等の放射能簡易測定を継続して行っておりますが、放射性セシウムの基準値である100ベクレルを超えたのは11月中に検出された野生キノコ1件のみで、ほかは全て不検出、または基準値以下でありました。今後も引き続き町民の安心・安全な日常の食生活の確保のため、測定事業を進めてまいります。

福島県管理のもと実施された本町における米の全量全袋検査については、11月末でほぼ終了し、昨年に引き続き基準値を超える放射性セシウムは検出されなかったことから、米の安全・安心が確保されたことに安堵しているところであります。

また、米以外の農作物についても、現在のところ検出されたケースはありませんが、引き続き放射能汚染検査を実施し、安全・安心を確認してまいります。

平成23年度に策定しました第5次総合計画前期基本計画は、本年度で終期を迎えることから、現在、次年度から平成33年度までの後期基本計画の策定作業を進めております。策定に際しては前期基本計画の評価検証を行い、さらに震災からの復興と本年3月に策定した地方創生総合戦略を反映させながら、今後5カ年の行政需要を初めとした町発展に向けた計画とすべく、中堅職員による計画策定プロジェクトチームを中心に素案を作成中であり、素案がまとまり次第、町民の皆様からの意見をいただき、計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、「かわる・かがやく“牧場の朝”のまち かがみいし」を町の将来像として、5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！」としての広聴事業として、4年ぶりとなる町政懇談会を11月7日から今月6日までの1カ月間、全13行政区において開催いたしました。町側から地方創生総合ビジョンや道路除染で対応できなかった道路側溝土砂の撤去について説明を行い、懇談では町民の方々から貴重なご意見やご要望をいただきましたので、今後の町づくりに生かしていきたいと考えております。

行財政改革として取り組んでおります収納率向上対策事業では、今年度から本格的に運用を開始したコンビニ収納業務の10月までの実績につきましては、件数で5,571件、税額で7,175万6,000円がコンビニから納付されており、全税額の約7%となっております。全国のコンビニ、そして24時間対応という便利さから、改めて納税環境の拡大による効果が広がっているものと実感しており、収納率向上に大きな期待をしているところであります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります！」として、教育、文化、スポーツ、健康づくり事業に取り組んでおり、各学校、幼稚園においては2学期も間

もなく終業式を迎え、学習成果の発表会などの事業が開催されるなど充実した学習活動が行われているところです。

鏡石中学校大規模改修事業につきましては、平成29年1月竣工を目途に、順調に工事が進められており、11月末現在の進捗率は90%となっております。

なお、本定例会において変更請負契約締結に関する議案を提出しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、生涯学習機会の拡大とスポーツの振興では、生涯学習文化協会との共催事業による秋の文化祭が10月29日と30日の2日間、公民館をメイン会場に展示部門に922名、1,333作品、囲碁・将棋の大会部門に45名が参加し、日ごろの学習成果が発表されました。

また、10月23日には、秋の文化祭に先立ち町公民館で文化芸能祭が開催され、17団体、159名が舞踊や歌謡、コーラスなどを発表し、会場から盛大な拍手が送られました。

社会体育施設管理運営事業につきましては、スポーツの振興と健康づくりを目的に設置しております町民プールすいすいの指定管理者の指定期間が、平成29年3月末をもって期間満了となるため、本定例会において鏡石町公の施設の指定管理者の手續に関する条例の規定に基づき、平成29年度から3年間の指定について議案を提出しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、町民の保健と健康づくり支援については、特定健診受診者を対象に、健診結果フォローアップセミナーを10月と11月に開催しました。健診結果を説明するほか、健康測定や健康に関する講話、個別指導を行うことで、参加者は自分の健康状態を知り健診の大切さを実感していただきたいと考えております。あわせて特定健診未受診者対策として、未受診者の方へ受診勧奨通知及び電話勧奨を実施し受診率の向上に努めております。また一般町民を対象に、健康セミナーを9月、10月に開催し、病気にならないための対策や生活習慣予防、健診受診の必要性などについて専門分野の医師による講話を行い、多くの町民の聴講を得たところであります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります！」につきましては、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方を対象として、対象者1人当たり1万5,000円を給付する経済対策臨時福祉給付金支給事業を平成29年2月から申請受付が行えるよう準備を進めております。

高齢者福祉の充実としては、在宅福祉事業や生きがいつくり事業を計画的に実施するとともに、介護保険制度の適正な運用については、団塊の世代から75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に努めており、あわせて認知症初期集中支援推進事業については、介護

認定審査会を共同設置している天栄村と共同して取り組んでおります。

また、新しい総合事業としての介護予防サービスの実施のため、日常生活圏域ニーズ調査及び国が目指す介護離職者ゼロのための施策立案に向けて、主介護者の介護実態と介護支援のあり方に関する在宅介護実態調査をあわせて実施することとしています。

高齢者を対象とした食生活改善事業ハッピーイートプログラム事業の4月から10月までの訪問実績は67名となっており、事業開始からの延べ人数は140名を数えました。今後も健康寿命を延ばすため、訪問活動を通して食生活の見直し、栄養改善の支援を行ってまいります。

児童福祉の充実として、子ども・子育て支援新制度実施に伴い、保育所、幼稚園の未就学児の窓口を一本化し、各種子育て支援施策としての連携を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営、認定こども園運営支援、町立幼稚園の管理運営及び私立幼稚園運営支援など、総合的な子育て支援策の推進に努めてまいります。

障害者福祉の充実においては、第4期障がい福祉計画に基づき、共生社会の実現と、可能な限り身近な地域で支援を受けられるなどの障害者総合支援法の基本理念のもと、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実にも努めており、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として、11月末現在1億1,640万9,000円を給付しました。

次に、2年目となりました消費生活相談体制強化事業につきましては、なりすまし詐欺や悪質商法など、私たちの消費生活をめぐるトラブルが後を絶たず大きな社会問題となっていることを受けてスタートしたのですが、ことしはこれまでに5件の相談を受けたところがあります。

主な相談内容につきましては、宗教に絡む問題を初め、インターネット関連のトラブルや携帯電話の契約といった情報通信関連に関するものであり、県消費生活相談センターの相談員と連携を図りながら、問題の解決に向けて取り組んでいるところであります。

医療保険制度の適正な運用として取り組んでいる国民健康保険事業につきましては、平成30年4月からの広域化に向けて、県内自治体の給付金算定に向けた標準保険率について、現行の各市町村の保険料率及び保険給付の実態等を調査し、ワーキンググループにおいて検討中ですので、素案がまとまり次第、順次お知らせしたいと思います。

4つ目の「新しい産業を开花させ、活力あふれる鏡石をつくります！」につきましては、平成28年産水稻の作況指数が福島県中通り地方で102と発表がありました。天候不順や水不足により一部の水田では生育に影響を受けましたが、農家の皆さんの努力により大きな被害に至らなかったことは幸いでありました。

国全体では、主食用米の生産が2年連続で需給調整され米価は上昇したものの、稲作経営はなお厳しい状況にあります。農業経営の安定のため関係機関と連携しながら対応してまい

ります。

成田地区の経営体育成基盤整備事業については、事業着手以来18年が経過し、登記業務が完了しました。現在は換地清算事務を進めており、年度内に事業完成の式典を計画しているところです。

高久田地区圃場整備事業につきましては、5月に新規調査地区の要望を提出していましたが、先月に県から採択の決定通知を受けました。今後は国の予算割り当ての状況を見ながら、新年度事業として予算編成してまいります。

5つ目の、「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくりまします！」として、鏡石駅東第1土地区画整理事業については、現在第1工区完了に向けて道路築造工事及び造成工事を発注して事業進捗を図っているところです。保留地販売については3区画で942.19平米の契約締結をしたところであり、1,875万683円の保留地処分金収入を見込んでおります。今後、土地所有者に対し第1工区の進捗に合わせて使用収益開始手続きを行い、土地の引き渡しを予定しております。

農業基盤整備促進事業は、当初、国庫補助の内示はありませんでしたが、アベノミクスの経済対策による2次補正により、当初予算を上回る内示があり、ほぼ完了できる事業費の見込みとなったことから、本定例会に補正予算を計上したところであり、工事発注に向け準備を進めております。

次に、水資源の確保と供給事業については、平成22年から進めている上水道第5次拡張事業の進捗率は、28年度末事業費ベースで約23%の見込みとなっております。本年度も事業計画に合わせた整備を進めており、旭町地内の水道管布設工事に伴う道路舗装の本復旧や池ノ原地内の導・配水管布設の整備を進めております。

鏡石新浄水場においては、国土交通省福島河川工事事務所の協力を経て良好な工事発生土を受け入れ、敷きならしのための整地工事を鋭意進めております。

成田浄水場については、拡張認可計画に基づき、機械電気設備等の老朽化が進んでいることから施設更新を進めております。

また、駅東第1土地区画整理事業関連では、上水道及び下水道とも関係機関との協議を行い、竣工に向け鋭意整備を行っております。

国道4号拡幅関連は、支障となる消火栓及び上下水道本管等の移設について、事業の進捗に合わせて進めているところであります。

次に、本定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

諮問第1号及び第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現委員の2名が平成29年3月の任期満了に伴い退任されることから、新委員2名の推薦について意見を求めるものであります。

議案第91号 公の施設の指定管理者の指定については、町民プールすいすいの現在の指定管理が平成29年3月末で期間が終了することから、新たに3年間の指定管理の管理者の指定をするものであります。

議案第92号は、鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定については、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法、さらに農地利用最適化推進委員が新設されたことにより、条例を整備するものであります。

議案第93号 鏡石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、農業委員及び農地利用適正化推進委員の報酬を規定するものであります。

議案第94号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国保税に係る軽減区分に応じた軽減額を改定するもの。

議案第95号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定から議案第97号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定までの3議案につきましては、県人事委員会勧告に基づき所要の改定を行うものであります。

議案第98号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）変更請負契約の締結については、現在改修工事を進めておりますが、床の下地変更により減額が生じたため、工事変更請負契約の議決をお願いするものであります。

議案第99号 平成28年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、主な歳入として町税、国の経済対策に係る臨時福祉給付費及び農業基盤整備促進事業補助金の増額補正、社会資本整備総合交付金事業補助金確定に伴う減額補正であり、主な歳出は臨時福祉給付金支給事業及び農業基盤整備促進事業の増額補正、社会資本整備総合交付金補助金確定に伴う関連事業の減額補正など、総額で1億6,500万円の増額補正予算であります。

次に、議案第100号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、療養費等の増に伴い補正をするものであり、議案第101号 介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護サービス給付費の増に伴い補正するものであります。

議案第102号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、社会資本整備総合交付金確定に伴う減額補正であり、議案第103号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、公共下水道事業国庫補助金確定に伴う減額補正であります。

議案第104号 鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の補正、議案第105号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、水道料金改定に伴う水道使用量の増額ほか人件費の補正をするものであります。

以上、本定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明

申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび現委員岡田輝夫氏が来年3月31日をもって任期満了を迎え退任となりますので、岡田氏の後任として岡ノ内559番地在住の佐藤節雄氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

佐藤節雄氏につきましては、長年、町商工会並びに県商工会連合会に勤務され、平成18年10月からは町教育委員会教育長としてその手腕を発揮していただきました。人格にすぐれ地域住民の信頼は厚い方でありますので、人権擁護委員として最適任であり人権擁護委員として推薦したいので、議会の皆様のご意見を賜りたくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては推薦することに決しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を
求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、岡田輝夫氏同様に佐藤美乃氏も来年3月31日をもちまして任期満了を迎え退任
することとなりますので、佐藤氏の後任として中町495番地4在住の佐藤玲子氏を推薦した
いので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

佐藤玲子氏につきましては、昭和57年4月にいわき市市立田人中学校を振り出しに長年教
員を務められ、平成26年3月に鏡石中学校を最後に定年退職されております。温厚にして人
格にすぐれ、地域住民の信頼は厚い方でありますので、人権擁護委員として最適任であり人
権擁護委員として推薦したいので、議会の皆様のご意見を賜りたくお願い申し上げ、提案理
由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては推薦す
ることに決しました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第91号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題
といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） おはようございます。ただいま上程されました議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、鏡石町民プールすいすいの指定管理者の指定の期間が本年度3月末をもって期間満了するため、引き続き指定管理者制度により管理するため、鏡石町公の施設の指定管理者の手続に関する条例第4条の規定に基づき10月7日に告示を行い、同日に公募を開始し、町ホームページ及び新聞紙上への記事を掲載行いました。

結果として、公募期間である11月7日までに応募申請されたのは、今回の議案として提出の株式会社アビックとエスエフシー株式会社の2社から応募申請があり、指定管理者候補者選定委員会の審議をいただいた上、指定管理者を選定いたしましたので、同条例第6条の規定に基づき次の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものであります。

施設の名称につきましては、鏡石町民プール。

指定管理者となる法人につきましては、茨城県水戸市袴塚二丁目4番46号、株式会社アビック、代表取締役、秋山英樹。

指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第91号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田でございます。

ただいまの件につきまして、何点か質疑をさせていただきたいと思っております。

全員協議会の中でも説明をいただいておりますので、重複する部分があるかと思いますが、改めまして質疑させていただきたいと思っております。

今回の指定管理者の指定につきましては、今年度まで指定を受けておりますエスエフシーさん、そして町機構で提出されました株式会社アビックさんの2社が検討され、そしてアビックさんのほうに町としてはお考えになっているということだと思います。

そういう中におきまして、先ほど執行のほうから資料のほうもいただいております、エスエフシーさんの3年間の計画及び実績、そして今回のエスエフシーさんの計画、そしてアビックさんの計画ということで見させていただいておりますが、見る時間がなかなか

ったために、ちょっとそういった点で質問させていただきたいと思っております。

まずお聞きしたいのは、エスエフシーさん、これまで3カ年やってこられて今回も応募したわけですが、今回選ばれなかったということでもありますので、エスエフシーさんのこの3カ年間の実績、あるいは3カ年やられて問題点はなかったのかどうか、その辺は執行部としてはどのようにお考えになっているのかということをお聞きしたいなということでもあります。

また、エスエフシーさんとアビックさんでアビックさんに決められたということの中で、今、町民から声が上がっているのは利用料がどうかと。要するに利用料を町民の方々、特に町内の方々については安くしてほしいとかというような要望も町の中にはありますので、そういった点での勘案はされたのかどうか。また利用者がなかなか伸び悩んでおると。特に町内利用者の利用者が伸び悩んでいるという中において、そういった面での工夫はなされた上で、こちらの業者を選んだのかどうかということをお尋ね申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のエスエフシーの3年間の実績と問題点はなかったのかということですが、エスエフシーさんにつきましては平成19年度から10年間の実績がございまして、これまでも指定管理者として鏡石町民プールについての管理をお願いしたところでございまして、それなりの当初からしますと経費節減あるいは利用者増という形ではご貢献をいただいたところでございます。

2番目の町民の利用料は安いから、これからどうするのかという目安でございまして、これにつきましては利用料金につきましては町の条例で定めておりますので、これらにつきましては、今後、町の利用料金の形で検討する機会があるかなというふうに思っております。

ただ、この提案の中でも一般町民の開放とかそういったサービス面の中で何日間は無料にするとか、そういうイベント的な料金の安さというのは今後検討されるのかなというふうに思っておりますので、その辺は管理者のほうと協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

あと、次の伸びの工夫ということですが、お手元の資料のほうにもあるかと思うんですが、自主事業の充実ということで健康増進とか体育事業、水泳事業ということで、こういった自主事業をより多く開催することによりまして、町民の皆様の体力増進、健康づくりということで、そういう機会を多く設けたということで利用者を伸ばしていくというふうに申請の中ではされておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま、プールの指定管理者の選定について、これ資料をいただいたところでございます。これについては前回の提案者ということで、一番左の項目にエスエフシーさんの3カ年計画が記載されております。それでこの計画というのは、これ3カ年、指定管理者をとるときに計画を出されていると思うんですよね。ただ、これは毎年この計画というのは町のほうに提出されるのは変わるのかどうか。今回アビックさんが29年から3カ年計画を計上されましたが、この計画がこのまま町のほうはそれで終わりなのか、あるいは毎年毎年新たな計画を求めて町はやるのかというふうなことをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3年間の提案内容について、今後どうするのかということだと思っておりますが、これにつきましては社会情勢の変化あるいは利用者の要望等ございますので、毎年協議する部分がありますので、リスク負担等も含めながら協議しながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第91号 公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第92号 鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

ただいま上程されました第92号 鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

このたびの条例につきましては、農業の成長産業化を図り、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要があることから、農業委員会等に関する法律の一部が平成27年9月に改正されました。この改正に伴いまして農業委員の公選制が廃止され、市町村長による選任制への移行と、農地利用最適化推進委員が新設されたため、新たに条例を整備するものでございます。

次のページをお願いいたします。

鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例でございます。

第1条につきましては、条例の根拠となる法令及び目的を規定するものであります。

第2条につきましては、農業委員の定数を9人と定めるものでございます。

第3条につきましては、農地利用最適化推進委員の定数を13人と定めるものでございます。

第4条につきましては、選任及び委嘱については別に規則で定めるとする委任事項でございます。

附則の第1項としまして、施行日は在任する農業委員の全員が満了する日の翌日から施行するものでありまして、第2項としまして現農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は廃止するものでございます。

以上、上程されました第92号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第92号 鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第94号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第94号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、平成28年分の国民健康保険税の税率について、本年6月の条例改正により、均等割及び平等割の一部改正が行われたことによる軽減額の改正でございます。

9ページの改正条文についてご説明申し上げます。

主な改正につきましては、国民健康保険税の減額を定めている条例第23条の規定のうち、第1号ア中、医療費分にかかる均等割額について、7割軽減額を1人当たり1万8,200円を1万8,550円に、同号オ中、介護納付金にかかる均等割額について、7割軽減額を1人当たり5,740円を6,160円に、同じく同号カ中、介護納付金分にかかる平等割について、7割軽減額を1世帯当たり4,550円を4,900円に改め、同条第2号ア中、医療費分にかかる均等割額について、5割軽減額を1人当たり1万3,000円を1万3,250円に、同じく同号オ中、介護納付金にかかる均等割額について、5割軽減額を1人当たり4,100円を4,400円に、同じく同号カ中、介護納付金分にかかる平等割額について、5割軽減額を1世帯当たり3,250円を3,500円に改め、同条第3号ア中、医療費分にかかる均等割額について、2割軽減額を1

人当たり5,200円を5,300円に、同じく同号オ中、介護納付金分にかかる均等割額について、2割軽減額を1人当たり1,640円を1,760円に、同じく同号カ中、介護納付金分にかかる平等割額について、2割軽減額を1世帯当たり1,300円を1,400円に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項において施行期日を公布の日から施行するとし、第2項においては、適用区分について改正後の規定は平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてでございます。

以上、議案第94号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第94号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第95号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました第95号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

このたびの一部改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づきまして、職員の給与等の改正に準じて期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

第5条、期末手当の規定でございますけれども、第2項中、6月に支給する場合の割合を100分の150から100分の155、12月に支給する場合の割合を100分の160から100分の165に改めるものでございます。

附則に第6項を追加し、平成28年12月に支給する割合の特例として、100分の165を100分の170とするものでございます。

改正附則としまして、この条例は平成28年12月1日から適用し、改正前に支給された期末手当につきましては、改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました第95号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま、議案95号が上程されたところでございます。これは議会議員の報酬、期末手当とか、それにかかわる条例の改正で、改正という言葉をはやく言うと値上げというふうなことでございまして、県の人事委員会勧告によるといってございまして、県の人事委員会としてはそれらを議論したこととは思いますが、私はこのような町にかかわるものの案については、町の実態あるいは現状に鑑みまして行うことが実勢だと思います。その人事委員会から勧告あったから上げるというふうなことで、安易にこのようなことが上がってきているというふうな感を拭えません。

私は、自分たちのことでもありますが、多くの町民が税金を納めるのに大変苦慮しております。その中で、あるいは今回また新たに水道料金が20%アップというふうな大きい数字で計上されました。額そのものは少ないかもしれないんですが、片方で町民が多くの方々がそれらについて大変な苦情が出ております。そのようなことを考えますと、本95号につきましては上げるべきでないというふうに強く思うところがございます。その辺を町としては人事委員会勧告なのか、町のアップしてもいい状況であるというふうに強く思っておられるのかをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番、今泉議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、職員の給与改定の人事委員勧告につきましては、地方公務員法14条に……

○議長（渡辺定己君） 議員の報酬。

○総務課長（柳沼英夫君） 前段で職員の給与改定に準じると申し上げましたので、職員の給与改定につきましては一般の情勢に適用しなければならないとされてございます。それに伴いまして、今回職員の給与改定あわせまして特別職の期末手当も引き上げることにするものでございます。

なお、当然ながら特別職、議会及び三役、さらには職員につきましては町政遂行で一体あります。それに財政厳しい折ということもございすけれども、先ほど申し上げました情勢適用の原則、さらには人事委員勧告は毎年諸条件の変化に応じて勧告をしなければならないとされてございます。今回は民間給与の差があつて引き上げていただきたいというような勧告でございましたけれども、引き上げるだけの勧告ではなくて、引き下げる勧告もこれまでどおり実施しておりますので、周辺自治体の均衡を失しないようにというような規定もございすので、このような人事委員会勧告の実施に至ったことございすので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうから質疑をさせていただきたいと思います。

地方公務員法の第24条第32項に、職員の給与は云々と書いてあるところがございす。この職員というのは何を指すかというところでは、法解釈の中ではいろんな議論がされているようなんですが、一般職を指すものだというふうな説が強いのかなと私は考えております。

したがいまして、今、県の人事委員会勧告あるいは場合によっては国の人事院の勧告ということになるかもしれませんが、それについては基本的には一般職員に該当する者であると解釈するのが適切ではないのかなと私は考えております。

しかしながら、先ほど町長の説明あるいは総務課長の説明にもありましたように、この議会議員の報酬、実際には期末手当が増額になるわけでありますが、この勧告に基づくという表現があったんですね。この基づくという表現は私は適切ではないのかなと。その基づくと述べられた根拠をしっかりとお示しいただき、また今、今泉議員からありましたように、我が町においては、今大変厳しい財政状況にあると。借金が今年度末には111億円にもなると、なおかつ今回水道料金が20%も値上げになったということで、町民から大変いろいろな声を聞いておりますけれども、そういう中においてその根拠を、議員報酬を上げるということに至った根拠をしっかりとお示しいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問に答弁申し上げます。

職員に準じて特別職をなぜ上げるかの根拠でございますけれども、私も先ほど申し上げましたように、職員と議会と三役は一体でありまして、同じ土俵の中で議論をしていただくためには、職員と同じように今回引き上げをさせていただきたい。当然引き下げる場合も同じような土俵に立ってやっていますので、そのような中で今回同じように職員と同じように引き上げをさせていただきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは、再質疑をさせていただきたいと思います。

今、課長から答弁いただきましたけれども、確かに感情論的に考えるのであれば、あるいは確かに一般的に考えるのであれば、私もそういう考えでもいいのかなと思えます。ただ、この報酬を上げるということについて、やはり法的な根拠がなければ私はいけないのかなと。これは法律に基づいて合法的な中で条例を改正するものですから、法律に基づいてないものは私は違法だと思います。むしろですね。そういった点でどういうふうにお考えになっているのかと。要するに法治国家ですから、憲法、法律、そして政令等々、そして条例があるわけですけれども、そういった上位法に規定されていない。

通説上は、この議員手当、議員報酬あるいは次にあります町長の給与等については、これは政治判断に基づくというのが通例の解釈であります。そういった中において、先ほど課長答弁いただきましたとおり、準じてと。先ほどは人事委員会勧告に基づいてということがこの準じてに変わったわけでありませけれども、その辺はどういうふうにお考えになって変えられたのか、しっかりご説明いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の再質問にご答弁申し上げます。

私の説明の中で、基づきではなくて職員の給与改定に準じてと申し上げてございます。当然、感情論だけではなくて、内閣総理大臣におきましても国家公務員の職員の改定に準じてとされておりますので、政治判断と言われましたように、町のほうの執行部で考えましてこのような給与改定をしたいという提案でございますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君の再々質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうから、最後のと申しますか、再々質疑をさせていただきたいと思ひますが、先ほど課長答弁されたとおり、準じてという、私は言葉尻を捉えて言っているわけではなくて、この準じてというのと基づいてという表現は大きな違いがあると。基づいてというのは、その根拠にしっかり基づく、あるいは何かの下に基づくということですから、その根拠になるものに準じてというのは、あくまでも参考にしてというふうな解釈かなと。この辺、国語の日本語の解釈かと思ひますが、全く違う意味であると。その辺は執行のほうがしっかりと理解されていると思ひます。私に言われるまでもないと思ひますけれども、基づいてと準じて、先ほど町長の説明にもいただいたとおり、町長の説明の資料の中にも基づいてと書いてあるんですね、私は確認しましたけれども。この本議案から95、96、97と基づいてと書いてあるんですよ。町長もそれを朗読されて、基づいてとおっしゃっているんです。先ほどこの議案提出のときも、課長は基づいてと最初に述べられているんです。今泉議員の答弁の中から準じてと変わってきている。これは私はやっぱり一貫性がない。一貫性がないということは、逆に言えば根拠がないということだと私は思ひます。

私も、別に感情論になるつもりはありませんけれども、その辺はしっかりと、この出す人事委員会勧告に基づいて準じて、これはどうでも私はいいいと思ひます。むしろその根拠を町が何でこの議員報酬を上げるのかということをお先ほど課長がおっしゃったように、端的に職

員も上げる、町長の給与も上げる、議員も給与も上げる、だから上げるんだ。むしろそういうふうに述べられたほうが私は安易でわかりやすいんじゃないのかなと思います。それがやはり基づいてとか準じてとか、そのように違う意味の言葉が使われてしまうと、私たちは何に基づいてこれを審議していいのかもわからないわけです。その辺は、ある意味ちょっと残念だと思いますので、最後にその質疑の中でその言葉をもう一度訂正していただいても結構です。その辺を最後にもう一度、何に基づいて、あるいは何に準じて、その辺をしっかりと明言された上で審議といいますか、我々が最終的に採決ということになるのかなと思いますので、はっきりしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

町長の執行の状況のお話でございますけれども、あの部分につきましては3議案をまとめてお話ししましたので、概要ということで基づいてと申し上げたものでございます。この95号につきましては、職員の給与等の改正に準じてということで説明をしました。

なお、基づくと準じにつきましては、2番議員がおっしゃったとおりの解釈でございまして、基づくにつきましては人事委員会の勧告に沿って実施させていただくと。準じてにつきましては、職員の人事委員勧告の勧告実施に基づき、他の地方公共団体との均衡を失しないようにという部分がございますので、そのような中で特別職の期末手当についても改定をしたいという提案でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質問なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

10番、今泉文克君の反対討論の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま出ました条例の改正でございますけれども、先ほども申し上げましたように、我々鏡石町の実態というものを考えますと、今、第5次水道拡張工事が50億円を越す大事業で進んでおります。また50億を越す駅東開発が今進んでおります。簡

単に50億と言いますけれども、我が町の一般会計の予算でございます。このような100億もの大事業が今後ろに控えている、あるいは実施されている中で、我々自分たちのこの報酬の改正というか引き上げ改正ということは、非常に心苦しく思っております。

また、今回議論される議案93号の農業委員の特別職の報酬にも触れますが、農業委員の報酬は全国調べても我が鏡石町は低い額にずっと何十年も続いております。他の特別報酬を上げることなく、そして自分たちの報酬、わずかとはいえども上げるということに対しては非常に私は残念でなりません。耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍びながら、我が町の住民のために私は本条例案には反対するものであります。

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

〔「賛成だけ手を挙げちゃまずいからね。反対があつて賛成討論があるんだから。よく議長も執行してくださいよ」の声あり〕

○5番（菊地 洋君） 賛成討論を述べさせていただきます。

まず、3つ上げさせていただきます。

1つは、県の人事委員勧告によるものであり、近隣町村とのバランスを考えた場合、やはり額的には大変少ない額ではあります。同調するのも大事なのではないかなというふうに思います。

2点目、公表されている議会議員の報酬ランキング、全国1,667の自治体があるようですが、我が鏡石町議会は1,175位というところで、ちなみに参考までに隣の天栄村さんは1,080位というところで、95位も上位にランクをしているというところであります。

3点目は、県内の議会の報酬の動向を見ますと、報酬アップを提案をしている議会も多々あるというふうにお伺いしております。

以上、3点の理由から議案第95号の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君） ここでお諮りいたします。

本日の会議の時間を議事の都合上、延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの本日の会議を延長することに決しました。

○議長（渡辺定己君） 次に、反対討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私からは、反対の討論を述べさせていただきたいと思っております。

この議案が先ほど上程されましたが、上程されるまではどうしようかと考えていたという気持ちもあります。しかしこの議案が、先ほど私が質疑したとおりに上げる根拠が見当たらない、上げる根拠がないと私は判断いたしました。

また、私どもは議員として寄附行為はできません。しかし、今我が町の財政状況は大変厳しい。本当だったら寄附をしたいぐらいの気持ちであります。私たちができることは、みずからの報酬をいかにすべきか、報酬を上げない、あるいはこのように手当をもらわない。それはこの条例の中で定めるしかありません。そういった点も鑑みますと、我々の報酬、今回は期末手当でありますけれども、この手当が上がることには私は大変抵抗を覚えます。

したがって、本案について私は反対の意見を述べさせていただきます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第95号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合上、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時03分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第96号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第96号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

このたびの一部改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づき、職員の給与改定に準じて期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正についてご説明を申し上げます。

第3条、期末手当の規定でございますけれども、第2項中6月に支給する場合の割合を100分の150から100分の155に、12月に支給する場合の割合を100分の160から100分の165に改めるものでございます。

附則に第14項を追加し、平成28年12月に支給する割合の特例として100分の165を100分の170とするものでございます。

改正附則としまして、この条例は平成28年12月1日から適用し、改正前に支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとするものでございます。

以上、上程されました第96号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第96号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第97号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

[総務課長 柳沼英夫君 登壇]

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第97号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明をいたします。

14ページをお願いいたします。

このたびの一部改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づきまして、職員の給与等について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部の改正についてご説明をいたします。

第9条につきましては、扶養手当の規定でございまして、人事委員勧告の内容に準じまして、民間や他の都道府県の動向を考慮して配偶者に係る扶養手当の見直しを行うものでございます。配偶者にかかる手当て額を他の扶養親族にかかる手当額と同額に減額し、その原資を子にかかる手当額を引き上げるものでございまして、第3項に手当額が規定されておりますが、配偶者の額1万3,000円を他の扶養親族と同じ6,500円に、子にかかる手当額を1人当たり1万円と改正するものでございます。

第10条につきましては、扶養手当改正に基づきます条項の整理と文言の改正でございまして、

次に、第11条第2項第2号中、自動車等の使用距離に応じた通勤手当の額につきましては、県職員の条例改正に合わせまして減額するものでございます。

第19条第2項第1号中、勤勉手当の支給率100分の80を100分の85に改め、同項第2号に

つきましては100分の37.5を100分の40に改めるものでございます。

附則第15項特定職員の規定でございますが、100分の0.72を100分の0.765、最低号給に達しない場合にありましては100分の80を100分の85に改めるものでございます。

次に、職員の給料表につきまして別表第1のとおり、改定後の給料表を若年層へ重点を置きまして、給料月額につきまして16ページから18ページのとおり改正するものでございます。

次に、19ページ、附則の第1項としまして、この条例は公布の日から施行し、ただし書きにおきましては、第9条、第10条、扶養手当、第11条、通勤手当の規定につきましては平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2号につきましては、別表第1給料表の適用につきまして28年4月1日とし、勤勉手当の規定につきましては平成28年12月1日から適用するものでございます。

第3項におきましては、給与の内払いを規定するものでございます。

第4項につきましては、平成28年12月に支給する割合の特例として、それぞれ読みかえるものでございます。

第5項につきましては、平成29年度におけます扶養手当に関する特例でございまして、扶養手当の改定を段階的に実施するため、平成29年度におきます特例として手当額をそれぞれ読みかえ、さらに扶養親族要件の適用に関する特例を定める読みかえ規定でございます。

次のページをお願いいたします。

最後に、第6項につきましては、施行に関し必要な事項は町長へ委任するとした委任規定でございます。

以上、上程されました議案第97号について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 質疑させていただきます。

議案書15ページの下から7行目のところに、第11条第2項第2号中、「4万6,500円」を「4万3,400円」に改めると書いてございますが、これもちょっと今条例でちょっと私見ていたんですけれども、これについてちょっと通勤手当という説明があったと思いますが、詳しくご説明いただきたいと思っております。

また、これも参考までに教えていただきたいと思っておりますが、これ、県の人事委員会勧告に

基づいてということで、10月7日に県の人事委員会勧告が出されており、その前に8月8日に人事院勧告が出ているわけでございます。8月8日の人事院勧告では、民間給与との格差が0.17%、それに対して10月7日の県人事委員会勧告では0.05%というふうに結果が出て、勧告の内容がですね、勧告をする基づく数値が出ておるわけでありましたが、それをちょっと少し私も勉強したところ、人事委員会勧告については50名以上働く事業所の統計に基づいてこれをやっていると。要するに50名以上働く事業所が、その民間給与ですね、その平均が公務員給与とどれだけ格差があるんだということをやっているということ、実際我が町においては、この50名以上働く事業所がどのくらいあると把握しているのか、その点、もしおわかりであれば教えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、通勤手当でございますけれども、通勤手当につきましては近年のガソリン価格の下落に伴いまして、県の人事委員勧告、県のほうでも下げるということでございますので、それに倣って我が町も通勤手当を今回下げるという内容でございます。

また、国の人事院勧告では、国のほうは民間との格差0.17でございますけれども、本県におきましては県の人勧で調べたところ、県内の民間給与との差は0.05であったということでございます。

また、50人以上のこの民間格差、給与との格差の調査方法でございますけれども、50人以上で県内790の民間事業所から無作為に抽出した160事業所について、4月の給与の格差について調べてこのような勧告がなされたということでございまして、県の人事委員会の勧告でございますので、町内の事業所が入っているかについては、うちのほうではちょっと把握してございません。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再質疑をさせていただきたいと思いますが、これ例規集を今私持ってきたんですが、4万6,500円という数字は、この表の中の80キロメートル以上のところの4万6,500円なんですか。ちょっとその数字がどこにあるのか私はわからなくて、もしその4万6,500円がここだとすると、80キロメートル以上の方の通勤手当なのかなんていうふうに思って見ていたんですが、そうしますと、それが例えば4万3,400円となりますと、

上の75キロメートル以上80キロメートル未満のほうが高いという計算になってしまうので、それもおかしいのかななんて思って見ていたんですが、その辺についてちゃんと、私、素人なものですから、もう少しわかりやすく説明いただきたいのと、もう1点の質疑のほうは、町内における50人以上の事業所の具体的な数ですね。これを今回の県の人事委員勧告の対象事業所でなくて、我が町においては50名以上の事業所がどれだけあるんだという実数をわかっているようであればお知らせいただきたいということでお聞きしております。重ねて質疑させていただきました。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるように、ここに載っているのは80キロ以上ということで、その細かい内容につきましては、順次、規則を今後条例改定になってから2キロ以上から順次改正、同じような率で改定するという内容でございます。

あと、町内の50人以上の事業所につきましては、22年のちょっとデータで古いんですが11社というところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

まず初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま上程されました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を述べさせていただきます。

地方公務員の給与に関しましては、国の人事院、県の人事委員会の勧告に基づく改定であり、近隣市町村も同様に改定されるものと認識をしておるところでございます。ここで同様の業務を行っておる近隣市町のみが給料を改定され、鏡石町だけが据え置きとなれば、近隣

市町村とのバランスが崩れるばかりか、職員の士気の低下を招く結果につながることも考えられます。職員の皆さんには意識を高く持ち職務に取り組んでいただきたいというふうに思うところがございますので、この第97号の改定案に賛成するものであります。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔「休議お願いします」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 休議します。

休議 午後 1時17分

開議 午後 1時18分

○議長（渡辺定己君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第97号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第98号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根邦夫君。

〔教育課長 関根邦夫君 登壇〕

○教育課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第98号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）変更請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いします。

平成28年6月10日に議決いただきました鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）につきましては、床の下地変更により請負額を減額して変更請負計画を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）。

2、契約の金額、変更前2億3,328万円、変更後2億3,182万3,080円。145万6,920円の減額となります。

3、契約の相手方、福島県本宮市白岩字大岩入6番地、国分木材工業株式会社、代表取締役、国分久義。

以上、議案98号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第98号 鏡石町立鏡石中学校校舎大規模改修工事（2期）変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、発議第12号 鏡石町減債基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第12号 鏡石町議会議員、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、

吉田孝司。

鏡石町減債基金条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由。

我が町においては、平成27年度末には108億円余であった地方債残高は、さらに本年平成28年度末には111億円を超えると見込まれており、我が町の現状の財政状況では、今後ますます地方債残高が増大していくことが容易に見込まれるといえる。また、現世代の財政健全化に向けての努力不足によって、我が町が将来、財政再建団体への道や、周辺市町村への吸収合併による消滅への道を辿らざるを得ないような悲惨な結末を、町民が不本意にも甘受せざるを得なくなるような由々しき事態が非常に危惧されるものである。

現行の鏡石町減債基金条例においては、その第1条において、「町債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる町財政の健全な運営に資するため、減債基金（以下「基金」という。）を設置する。」と定められてはいるものの、同じく第2条において、「基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳出予算で定める額とする。」としか定められていない。

減債基金については、各地方公共団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、各団体で「積立ルール」に基づいて計画的に積み立てられるべきものであり、総務省の地方財政審議会においては、減債基金に関しては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）と設定し、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われるという見解を示している。

従って、我が町においては、可及的速やかに「積立ルール」を設定し、減債基金を有効に活用して町債の早期償還に努め、次世代への負の遺産を可能な限り残すことのないよう、町執行部、町議会、町民が一丸になって減債に向けて真剣に取り組むべく、我が町における財政健全化に対する前向きかつ熱心な姿勢を町内外に広く表明することを目的として、この条例を制定する。

別紙についてご説明申し上げます。

鏡石町減債基金条例の一部を改正する条例。

鏡石町減債基金条例（平成元年9月29日条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳出予算で定め、その額は3,000万円以上とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいまの発議案第12号について、幾つかお伺いいたします。

まず、提出者であります吉田議員にお尋ねいたします。

ここで、この条例案が額を3,000万円以上とするというふうにならうとっております。この現条例ではその金額はうたっておりませんが、この3,000万というふうな根拠、それはどこから来ているのかお伺いします。

あと、それから執行のほうについてお尋ねしたいんですが、この減債基金の条例というものは必要なんでしょうか。必要だから条例がつくってあると思うんですが、どうもこの必要性がないように感じられます。なぜかと言いますと、これが平成元年につくられて、その後非常に活用、運用されているかと思うんですが、しかしこの案が出てから私いろいろ調べてみましたら、この減債基金の中身が平成22年5月の7,064万9,377円という基金がありました。これは利子も含めてでございますが。その後23年3月の東日本大震災というものがありまして大変な環境に置かれました。財政的にも、これ想像つかない中身だったと思います。

しかし、こういう経過を経ながら、この7,000万という金額が、ついことしの7月の決算でも報告ありましたが、7,000万のまま全然一度も動いておりません。動かないということはやる必要性がなかったのかなというふうにも思うんですが、しかし現実の問題このような基金を作成して定めておきながら、6年間全然動かなかった。若干増はあります。それは基金利子が入ってきていますから。その分については一体どうだったのかなと。ということは、全然この減債基金の必要性は我が町にないのかな。こんなのつくっておいて、そして条例で縛って、これは我が町の憲法ですから動けないようなことをしてどうなのかなと。これ執行に対してこの辺の使わなくてよかったんだという答弁になっちゃうのかもしれないけれども、それをまず1つお尋ねいたします。

あともう一つは、条例の定めということでここでうたっていますよね。この条例どおりに執行されているのかということなんです。どうも私の記憶違いかもしれないんですが、ことしの9月に3,000万繰り入れされて1億円になっております。でもこの条例のあそこに書いてあるのは、当初予算で基金の積立あるいは利用というものをやっていますというふうな

条例でうたっていますよね。うたっているけれども、この3,000万円という数字がことしの予算の中には予算書の中では2万8,000円しか金利分しか計上されておられません。ということは忙しいから、これ抜けちゃったのかもしれないけれども、ちょっとこの条例に基づいた運用、執行というものをしっかりやっついていかないと、何のためにこんな分厚い条例を制定して、デスクの上に置いて各議員に渡して、そしてやっているのかというようなことになりますから、省けるものはどんどん省いて解約しなくちゃなんないと思いますけれども、その辺、2点を執行のほうにはお尋ねするところでございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 10番、今泉議員の質疑に対する答弁をさせていただければと思います。

私が述べました3,000万円という根拠、そしてこれをこの条例をここを改正したいと思った理由にもなるかもしれませんが、その文中説明ございましたように、まず我が町においてもこの積立ルールをしっかりと定めるべきであるというのが具体的な積立ルールですね、それがこの理由であります。

そして、その具体的な額3,000万円と申し上げた理由を述べさせていただきますが、先ほど総務省の地方財政審議会の見解を申し述べました。これは実は全ての減債基金に関することではなくて、満期償還の減債基金についての一つのルールであります。ただこのルールは全ての基金においても適用すべきではないのかなと私、考えております。

仮にこのルールに基づいて本町のこれまでの状況を考えてみるとどうということになるかと申します。申し上げますが、例えば平成28年度、今年度ですが、今年度予算の中において我が町の借入れの総額は10億1,130万円でございます。それを3.3%で計算しますと3,337万2,900円ということで、約3,000万円の額になるということになります。

また、昨年度、平成27年度の借入れは12億7,190万円でございますので、これを例えば3.3%で計算しますと4,197万2,700円という計算になります。これに基づけば、3,000万円は、やや少ないのかなという考えがございますが、7,000万から1億円程度の積立残高がございますので、3,000万円でもこれでも十分なのかなということでもあります。

平成26年度の借入れは、我が町は9億9,250万円の借入れをしております。積み立てるべき額として3.3%で計算しますと、やはり3,275万2,500円ということで、3,000万円程度の積み立てが妥当なのではないかということでもあります。

そういったことも鑑みますと、3,000万円以上ということでルールを定めることにより、しっかりと積み立てを行い、町債の償還に資するものだと考えております。

ちなみに申し上げますが、平成26年度、我が町の決算の中で積立額は1万7,743円。翌年

平成27年度は途中で補正予算、9月の補正予算で3,000万円が町執行のほうで補正でされております。こういった点も鑑みますと、その3,000万円、27年の9月の補正で執行のほうで3,000万円の積み立てをしているという実績もありますので、3,000万円という額が執行としても恐らく妥当だと考えたのではないかと私は推測しております。その辺のことを鑑みていただきご審議いただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

減債基金をつくった経緯については、国のほうでもいろんな議論があると伺っております。総務省のルールでも減債基金は公募型地方債を発行する場合には基本的に満期期限に一括で払わなくちゃならないという規定がございますので、そのような規定に基づいて減債基金がつけられたということがございますけれども、当町におきましてはそのような借り受けはしていないので、本来であれば議員さんのおっしゃるように要らないのではないかというように疑義も成り立つのかなと思います。ただ国でも減債基金があるということで、各地方公共団体でつくっているというような経緯を伺っております。

なお、県内でも減債基金はないというような市町村もございます。ただ多くの団体では減債基金持っておりまして、緊急の借入れ等が必要な場合にこれらに充てたり、あとは繰上償還に充てるために積み立てているというような状況でございます。

なお、当初予算にないといいますのは、この基金の積み立てにつきましては地方財政法にございまして、決算の剰余金から積み立てていくとなっておりますので、当初ではなくて9月の決算の剰余金を積み立てているということがございますので、ご理解願いたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 補足説明をさせていただきますけれども、減債基金の部分でありますけれども、22年の5月にはご承知のように約7,000万、減債基金の積み立てがございました。先ほど、その3,000万の積み立てについては剰余金を活用しての3,000万を積み立て、現在は約1億円の積立金になっているということでありまして。また起債を減少させるという中では、22年に起きましては繰上償還4,005万、そして23年には3,040万で、さらに25年には1億円、そしてさらに26年には7,690万6,000円、あわせて2億4,735万6,000円という、そう

いったいわゆる積み立てももちろんして対応できることになっています。さらには年度の中でできる限り返済をしていきたいと、そういった思いの中で今お話ししたとおりの繰上償還もされているということについても補足して説明させていただきます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

10番、今泉文克さんの再質問の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいまお伺いしますと、3,000万というのは近年の町の借り入れ財政の中から試算したというふうな額のございですが、それはそれとして理解させていただきます。

あと、この条例なんですけど、ここに第2条でこのようにきちんと前会計年度の一般会計歳出予算で定める額とするというふうなうたっているわけだから、それを7月決算で余剰金が出たから後でやりましたとなると、毎年の当初予算ではないわけですからね、補正ですから、やっぱりこれらについてはこの文言の整理をして、そのような対応できるようなこの条例の改正か何かをやっぱり進めていくのが順序じゃないかと。でないと毎年当初予算で計上されないけれども、7月になったら決算余剰金が出たから、それをこんなふうに戻していきますというふうなことであつたんでは、何か条例の意味が薄れてきますので、その辺についてはこれからどうするか、よく執行のほうで内部で検討をしていただいて、また次の機会にでもお知らせいただければというふうに、これは要望としてお話ししておきます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま上程されました発議第12号の鏡石町減債基金条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を述べさせていただきます。

先ほどからありました積立金の額についてでありますけど、3,000万という最低限の額を設定することにより、予算使途の制限にもつながるおそれがあると思うところであります。町

債の早期償還により後世に負担を残さないという意図は十分理解できるところでありますけれども、ここで条例を設定するまでのメリットは感じられないと思ったところでございます。そして、今現状でも積み立ては行っておるというところであり、よってこの発議第12号の減債基金条例の一部を改正する条例につきましては反対といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第12号 鏡石町減債基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

◎発議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、発議第13号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第13号 鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり、鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由。

現行の鏡石町議会会議規則においては、会議が進行されるに当たっては、質疑の後に速やかに討論が行われることになっており、当該議案に対する賛否を問わず、議員間で自由な意見交換を行う機会が設けられていない。議員が当該議案に対する賛否を各々表明する前に、

さらには、議員がその賛否を判断するための一助とすることができるよう、質疑の後かつ討論の前に、議員間の自由な討議を行う機会を導入することを目的として、この規則を制定する。

別紙をごらんいただければと思います。

鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則。

鏡石町議会会議規則（昭和42年鏡石町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第47条及び第48条の間に、第47条の2として、次のように加える。

（自由討議）

第47条の2 質疑終結後、動議があったとき又は議長が必要があると認めたときは、会議にはかつて自由討議を行うことができる。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま上程されました発議第13号についてであります。反対討論を述べさせていただきます。

発議13号につきましては、鏡石町議会規則の一部を改正する規則の制定であります。その中に第47条の2、質疑終結後、動議があったとき及び議長が必要と認めたときは、会議にはかつて自由討議を行うことができるということではありますが、このことは審議の時間を長時間化することが懸念され、一定のルールづくりが必要であります。さらには議員全員の共通認識のもとで詳細な部分を決定することが不可欠であると思いますので、本発議13号については現行の改正については反対であります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私は提出者であります、討論を述べさせていただきます。

なお、討論を述べることについては、県の議長会のほうとしても問題ないということで聞いておりましたので、させていただければと思います。

賛成討論と申しますか、補足事項がございますので述べさせていただきますが、私が今回提出させていただいております自由討議につきましては、議員間討議ということが実態でございます、全国440の議会で既に導入されている仕組みでございます。また戦後の我が国においては、このような自由討議あるいは議員間討議が盛んに行われていたと。それに比べまして最近のどこの地方議会でもそうですが、ある意味、質疑、討論、採決といったような形骸化したような部分が見られているということでございます。

先ほどお話しいただきましたけれども、時間の延長あるいは時間をもしかしたら浪費する場合もあるかもしれませんが、ここに条文に書いてありますとおり、動議があったとき又は議長が必要であると認めたときはという最小限度のルールが設けられております。動議成立のためには動議の提出者と、そしてそれに1名以上の賛成者がおらなければ動議は成立いたしません。または議長が必要であると認めたときというように議長の判断も必要なわけであります。

したがって、全ての議案に対してこれを行うということではないということもあらかじめ申し上げ、そういったルールの中で活用することができれば、極めて有効な手段ではないのかなと私は考えておまして、賛成討論といえますか、提出者の補足意見を述べさせていただきます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第13号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

◎発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、発議第14号 役場庁舎改修計画検討特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第14号 鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

役場庁舎改修計画検討特別委員会の設置について。

地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条に定める特別委員会を設置したいので、上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由。

我が町においては、役場庁舎の老朽化が進み、その新築や改修について幾度にも渡って検討されてきたが、実際には応急的な改修のみを行うにとどまり、未だにその根本的な解決をみていない。

全員協議会等においても、これまで何度も町執行部からその改修計画案が示されてきたが、町執行部にあっては、費用や時期などを含め、役場庁舎の在り方に関する確固たるビジョンが示されていないばかりか、町執行部及び町議会の両者がともに満足するような改修計画が未だに見いだされていない。

そのような中、以前の全員協議会において、当該改修計画に関する特別委員会の設置について全会一致で決定されていたにもかかわらず、未だにその設置には至っていなかった。

ここに、町議会としても役場庁舎の新築又は改修にかかる計画について具体的に検討し、併せて、当該計画に関して町執行部に対する政策提言を行うことを目的として、この特別委員会を設置する。

概要につきましては、別紙ごらんいただければと思います。

役場庁舎改修計画検討特別委員会の設置について。

- 1 委員会の名称 役場庁舎改修計画検討特別委員会。
- 2 付議事件 役場庁舎の新築又は改修を行うに当たり、その計画の検討に関して必要となる広範にわたる事項。

- 3 委員定数 議長を除く議員全員11名。

4 委員長及び副委員長 各1名。

5 期間 議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続する。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま、役場庁舎改築検討委員会の設置ということで発議案14号で提案されたところがございますが、これは全員協議会で数回にわたって議論されていることとございます。昨年2月に町のほうから庁舎改築案ということで図面を出され、そして内容について細かく説明がありました。議会といたしましても昨年の5月に議会の中で庁舎改築を検討しようと、議員で討議してみようということで、多くの議員から提案されてすることになりました。しかし、そのときの最終結論としては、新しい議員が9月に選出されますから、その新しい議員でもってこの特別委員会なるものを設置して、そこで議論しますというふうなことで、議会の内部では最終決定しておりました。しかし今日まで全然それが一度も遂行されることなく、ただ単に、時をおいて町のほうからは設計の見直し案やら5億7,000万ですか、という予算の計上までされて、そしてかつ多くの地盤調査やら経費をやってきたところでございます。

しかし、ことしの何月ですか、9月ごろですか、急遽、全員協議会で役場庁舎の改築はなかったものにしますというふうなことで説明がありました。議会としては何の対処もしないまま1年以上経過して、そしてそれがあつという間に予算だけを消化して今日まで来ました。それで先日もお伺いしましたらば、今後20年くらいは庁舎の改築についてはやる、財政的なものが難しいだろうということで執行のほうから説明がありました。やらないということで決定したということで、議長のほうと話し合いがついているというふうなことでございました。

そのようなことで、この庁舎改築工事というのはなくなって現在来ております。このなく

なった役場庁舎改築の改修のこの計画について、今回このような検討委員会を設置するということは全く意味のない必要のないものであろうというふうに私は思っております。よって、この役場庁舎改修計画検討特別委員会なるものの設置には、必要のないものをやる必要はありませんから反対するものであります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第14号 役場庁舎改修計画検討特別委員会の設置についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

◎発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、発議第15号 土地区画整理事業計画検討特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第15号 鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

土地区画整理事業計画検討特別委員会の設置について。

地方自治法第109条及び鏡石町議会委員会条例第4条に定める特別委員会を設置したいので、上記の議案を別紙のとおり鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由。

現在、我が町においては、既存の土地区画整理事業として、「鏡石駅東第1土地区画整理事業」が展開されている。しかし、その進行状況は未だに途上段階にあり、我が町の地域活性化対策及び今後の人口減少社会における人口誘致対策としても、町民からはその早期完成

が熱望されている。また、町執行部からは、当該事業地域内の第3工区に、防災福祉センター機能を兼ね備えた健康福祉センターを将来的には建設する計画が提案されている。

一方、鏡石町第5次総合計画及び鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、高久田地区等における新たな土地区画整理事業が検討され、2060年までには200世帯、800人の定着を目指す計画を立てている。

我が町は、県中都市計画地域に組み込まれており、町独自での市街化計画が極度に制限されていることから、その範疇において許容される土地区画整理事業をまずは着実に展開していくことが急務であり、一方では、県中都市計画の見直しを県に対して強く求めていく必要がある。

そのような中、我が町における既存の土地区画整理事業の在り方を再検討して、その完成の加速化を図り、さらには、新規の土地区画整理事業に対するビジョンや実現可能性を見定め、具体的な事業計画について検討することを目的として、この特別委員会を設置する。

概要を申し上げます。別紙でございます。

土地区画整理事業計画検討特別委員会の設置について。

1 委員会の名称 土地区画整理事業計画検討特別委員会。

2 付議事件 我が町における既存ないし新規の土地区画整理事業を推進するに当たり、その事業計画の検討に関して必要となる広範にわたる事項。

3 委員定数 議長を除く議員全員11名。

4 委員長及び副委員長 各1名。

5 期間 議会閉会中も調査を行い、その終了まで継続する。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番（古川文雄君） ただいま上程されました発議第15号 土地区画整理事業計画検討特別

委員会設置についてでありますけれども、反対討論を述べさせていただきます。

さきの全員協議会でも意見が出されたところでありまして、駅東第1土地区画整理事業に関する議論をするには、過去の経緯やこれまでの経過に合わせ地権者の思いを知り、それをくみ上げることが重要であると判断するところでございます。また新たな土地区画整理事業の具体的な事業計画を検討することや、知識、見識を深めた上で議論することが望ましいことであるというふうに思う次第であります。そうした意味合いからすれば、特別委員会設置の前段としてまずは勉強会などを開催し、知識、見識を深めることが必要かと思われま

す。よって、発議第15号の土地区画整理事業計画検討特別委員会の設置については反対といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 発議案15号でございますが、ただいま反対のご意見がありました。

これは平成の初め3年ころですか、この駅東という問題が出まして、それで当時180町歩以上にわたる開発を決定しております、我が町は。ただ規模が大き過ぎるために、その駅東第1という名前がついた根幹はどこにありますか。やっぱり56町歩、それしかまずやれない力なんだということで平成5年に議決して、そして平成11年に土地を買収しました。何年たちましたかね。28引く11は17年ですか、あれから17年たちました。駅東は大分変わりましたと言えますか、執行。ほとんど変わっていないです。56町歩の10町歩の一部に今分譲が終わって進んだところでございます。

ただいま、4番の古川議員から過去の経過や地権者の意見というようなお話もありました。我々わかんないでいてどうするんですか。議員としてこの立場を与えられていて。6番議員の長田議員の父親が計画されたんですよ。それを我が町が一体何を今日まで悠長なことをやっているんですか。大河原議員がその地権者の一人でもあります。そのほか多くの方が、遠藤町長もその一人であります。多くの方々税金や相続税で大変な苦勞をしているということは目の当りに見ているんです。そのときに知見が必要だ、いや、それは必要ですよ。これは決めることなんだから。じゃ皆さん、今日までどれだけこの駅東について議論しましたか、勉強会やりましたか。当選して何年もたっているけれども、やりましたか。私たち議員がそういうことをやらないでいて、今日勉強会を設置するなんていうようなことを言っていたんでは、地権者あるいは町民、あそこだけで50億を越す町の財政をつぎ込むんですよ、遠藤町長が。それを十分理解しないでこのような過去の経過や駅東だとか勉強会を設置するなんて、あと15年も20年も先のような話を我々議員がして、この区画整理事業の特別検討委員会と

いうものをいち早く設置して、その中で内容について勉強し、かつ議論をしていくことが私は大事だと思います。いつまでこの駅東土地区画整理という大事業を、我が町の決定する事業を、みすみす議会は目をつぶって見ていることはできません。

今回の2番議員のこの提案は、全く我が町の今後を見据えた的を射た議会における位置づけの設置であるというふうに思い、賛成します。もしこれに反対するようなことがあつては町民に対して申しわけありません。

以上です。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第15号 土地区画整理事業計画検討特別委員会の設置についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

◎発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、発議第16号 地方議会議員選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 発議第16号 鏡石町議会議員、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。

地方議会議員選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、鏡石町議会会議規則第13条の規定により提出します。

意見書の提出案でございますので、意見書のほうを読ませていただければと思います。

平成12年に地方分権一括法が施行されて以降、国と地方は対等・協力の関係へと大きく転

換し、地方の自主性・自立性が高まるとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、地方政治の責任は一層重くなっている。

このような中、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、国政選挙においては、平成15年の公職選挙法改正で、政党の政権公約を記載した冊子の配布が可能になり、平成19年には、地方公共団体の長の選挙におけるビラ頒布が可能となった。平成25年にはインターネット選挙運動が解禁、さらに平成27年には選挙権年齢を18歳以上に引き下げることが決まる等、政策本位の選挙の実現に向け一定の進展が見られてきた。

また、平成28年4月1日の参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、地方議会議員選挙におけるビラ頒布に関する附帯決議が可決されたことは、今後の法改正に期待が持てるところである。

急速な人口減少、超高齢化という喫緊の課題に対応するため、各地域がそれぞれの特性を生かした自立的で持続可能な地域社会の創生に取り組む中で、首長とともに地方公共団体における二代表制の一翼を担う地方議会の役割が大きく問われており、各地方公共団体の地域活性化につながる自立した様々な政策を首長とともに推進していく地方議会議員の選挙のあり方を政策本位にしていくことが、地方創生には何よりも欠かせない。

しかし、地方議会の議員の選挙については、いまだビラの頒布が禁じられており、候補者の政策等を知る手段が十分とは言えない状況にある。選挙権が18歳まで拡大された今、未来を担う有権者の選挙に対する関心を高めるためにも、候補者の政策等を知る手段を今以上に増やす必要がある。

よって、国においては、資金力で選挙運動の格差が生じることを防ぐ公職選挙法第142条の趣旨にも配慮しつつ、有権者が候補者の政策等を知る機会のさらなる拡充のため、地方議会議員選挙において選挙運動のために使用するビラの頒布を可能とするよう、早急な公職選挙法の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月12日 福島県岩瀬郡鏡石町議会。

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

総務大臣様

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番、小林政次君。

[1 番 小林政次君 登壇]

○1 番（小林政次君） ただいま説明ありましたけれども、1 点だけお聞きいたします。

先ほどの説明の中で、資金力で選挙運動の格差が生じることを防ぐ趣旨にも配慮しつつありましたけれども、鏡石町において選挙運動の格差が生じない枚数はどのくらい、何枚くらいを考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

2 番、吉田孝司君。

[2 番 吉田孝司君 登壇]

○2 番（吉田孝司君） 今、1 番、小林議員から質疑をいただきました。資金力ですね、我が町において格差が生じない枚数、具体的な枚数は何枚なんだと答えろというような質疑だったと思いますが、それについては私も具体的には考えておりませんでしたけれども、質疑に当たってお答えしたいなと思っております。

我が町において、先ほど申し上げましたように長の選挙は19年においてはビラ配付が可能になっておりますので、我が町の選挙としては長の選挙と同じぐらいの規模なのかなと。それを下回る枚数なのかなというふうに私としては考えております。

また、この法律に基づけば、このとおり資金力と選挙運動の格差があるのではないかと、皆さん方もご心配かもしれませんが、ビラの枚数が私はその資金力によるものだと私は考えておりません。ビラの1枚当たりの枚数単価を考えていただいても、それを例えば10枚、20名、1,000枚、これはこれから法律の中で決まってくるものだと思っておりますけれども、その枚数が例えば長の選挙と同じ枚数だったとしても、これが資金力の差で選挙運動に格差が生じるとは私は考えておりません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

6 番、長田守弘君。

[6 番 長田守弘君 登壇]

○6番（長田守弘君） ただいま発議第16号であります、反対討論を述べさせていただきます。

発議第16号は、公職選挙法の改正の意見書を求めるということではありますが、確かに選挙法におきましては町村議会選挙においてはビラの配布が認められておりません。これは県議会あるいは市会議員においては地理的に広範囲であること、あるいは世帯数も多く情報の提供が十分にできないという観点からだと思われま

す。町村におきましては、地理的にも世帯数にしても十分な情報提供が可能であると思われま

す。さらにはお金のかからない選挙の実施という点からも、他町村あるいは世の中の情勢を見きわめてからでもおそくはないので、現時点では時期尚早と考えます。

よって、意見書の提出には反対であります。

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 賛成討論ではないです。

○議長（渡辺定己君） 賛成討論じゃなくちゃだめですよ、私は賛成討論の発言を許しますと言ったんだから。

○10番（今泉文克君） じゃ、賛成にちょっと入ります。本案は選挙活動にあってもいいだろうと思いますので、私は賛成いたします。

しかし、その前に、議長の議事運営の中で、討論、採決に入りますというふうに申し上げておりますので、討論、採決とはどういうことなのかということなんです。反対討論を許しますならば長田議員の反対討論はしかるべきだと思います。討論、採決というのは我々の決定権を促すことですから、その文言はありませんから、それについては修正、前段に戻って修正をまずしていただきたいということを要望いたします。

なお、本案には賛成いたします。

○議長（渡辺定己君） ただいまの今泉議員さんの発言の中で、討論、採決というのは以前から使っていた文言でございます。以前から使っていた次第の文言であります。それが今現在悪いとなれば、これより討論だけにします。これは以前からそのようになっておりました。

〔「そのときも採決も入っているよ。反対討論に入るんだよ」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） いや、そういうことです。ということは、前からということは今泉議員さんのころからも使っていたということです。その次第書をずっと使っていますから。

〔「そういう話じゃなくて」「前段に戻って訂正したわけですから議事進行してください」の声あり〕

○議長（渡辺定己君）　じゃ、議事進行をいたします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

発議第16号　地方議会議員選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（渡辺定己君）　起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会　午後　2時24分

第 2 号

平成28年第6回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年12月13日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

2番	吉田孝司君	3番	橋本喜一君
4番	古川文雄君	5番	菊地洋君
6番	長田守弘君	7番	畑幸一君
8番	井土川好高君	9番	大河原正雄君
10番	今泉文克君	11番	木原秀男君
12番	渡辺定己君		

欠席議員(1名)

1番 小林政次君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	福祉こども 課長	小貫秀明君
健康環境課長	長谷川静男君	産業課長	小貫正信君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
教育課長	関根邦夫君	農業委員会 事務局局長	車田光男君
原対策 子力災害 室長	菊地勝弘君	農業委員 会会長	菊地榮助君
教育委員 会長	塩田重男君	選挙管理 委員会委員 長	渡邊俊廣君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
議 局

吉 田 賢 司

副 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条により欠席の届け者は、1番、小林政次君の1名です。

本日の議事は、議事日程第2号より運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、7番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） おはようございます。

第6回定例会において一般質問をさせていただきます。7番、畑幸一です。どうぞよろしくお願いいたします。

1年を振り返ってみますと早いものでさまざま出来事が思い出されますが、私にとっては、そこそこの健康であったということが一番感謝しているわけです。どんなに暮らしのゆとりがあっても健康でなければどうしても皆さんに迷惑がかかるというようなことで、健康に全て重要にしていきたいと思っております。

21兆5,000万、天文学的な数字ですけれども、これは東京電力の廃炉と賠償の対応費用です。今後ますますふえてくることも考えますが、この中にはメルトダウンをした核燃料の費用は多分含まれていないと思います。まず、東京電力の12月5日に起きたお粗末な事故対応のおくれは何とも言いようがありません。原発の心臓部とも言える、溶け落ちている核燃料に注水と冷却が一時停止、設備の管理体制に人間的なミスは、また必ず水素爆発が起きると思っても過言ではございません。幾度なく繰り返されるトラブルの発生に不安があります。東京電力の安全対策には強く望み、対策をとってもらいたいと思っております。

今回マスコミを騒がせている2人の女性政治家、1人は小池百合子都知事、もう一人は韓国の朴槿恵大統領、これらに対しては小池都知事の場合には黒い大きな頭のネズミと戦って

いるというようなことで小池劇場、ひとり舞台ということで隅から隅まで立ち回り、振り回しているような形ですけれども、これはやっぱり民意の力、後ろ盾の民意の力がすべからくあるんじゃないかと思われまます。朴槿恵大統領については、頭の黒いネズミじゃなくて、向こうはタヌキお姫様がついている。国政介入とかいろいろな賄賂の問題とか騒いでおりますけれども、これもまた民意の後ろ盾、民意を裏切ったこういうそういったものがついているんじゃないかと思われまますけれども、これからどう展開していくかはわかりませぬけれども、興味津々深く見守っていきたくと思われまます。

初めに、一般質問に入らせていただきます。

町の財政の姿、一般会計の歳入、地方交付税と町債の2点について今回は伺いまます。

歳入の種類で割合が大きな税は自主財源である町民税、固定資産税を含む。そして、依存財源に当たる地方交付税、国庫支出金、県支出金、4項目の税の収入が町の財源基盤と考えまます。地方交付税については、どのような交付なのか具体的な中身と近年においての町の交付額の推移と将来、今後の見通しについて伺いまます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めまます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございまます。

7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地方交付税の推移と今後の見通しについてご答弁申し上げます。普通交付税、地方交付税の中身の普通交付税と臨時体制対策債ということでお話ししたいと思われまます。

10年間の推移としましては、平成19年度に税源の移譲がございままして、地方交付税が減額されてございままして、平成18年から平成21年までは大体12億から11億4,000万というような推移が示されてございまます。その後、平成22年度からは15億6,000万、さらに27年度については14億6,900万というように税源移譲後については上昇はしているんですけれども、その分臨時財政対策債がふえているというような状況にございまます。

国におきましても平成29年度につきましては、平成28年度の地方財政計画の水準を下回らないように確保を進めているということでございまますけれども、当然ながら交付税の財源が不足していることもございままして、交付税は減少しままして、その分財源不足を補う臨時財政対策債の発行額が膨らむと予想されております。

我が町におきましても来年度の予算編成に当たりましては、税制の改正などの動向を見ながら、基準財政需要額と基準財政収入額を適切に見積もって、来年度の普通交付税及び臨時財政対策債も含めた額については、本年度の予算額を下回ると現在のところ予想されているところでございまます。

以上、答弁といたしまます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 総務課長より答弁いただきましたけれども、町に対しての交付税は平成20年、約10億、平成22年は13億、平成23年は24億、24年は17億、平成25年は18億、平成26年については16億、平成27年は14億と、このような交付金の推移の状況についてはどう受けとめているのか。交付税が減額されると町の財政が不安定になり、将来のあるべき姿が危惧される恐れがあると考えます。どういう認識をされているのか、今後の課題として財政状況の要点を把握し、慎重に対処しながら推進する取り組みを要望しておきます。

国が決定する地方交付税の算出方法については、どのような捉え方をしているのか、基準としては町の財政力に応じてどう決定するのか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国が決定します地方交付税の算出の見解につきましてですが、交付税の算定に際しましては、基準財政需要額、通常行政サービスできる需要額の算定の人口規模を10万人とさせていただきまして、当町のような小規模町村で需要額と大きな差があることから、適切ではないのかなというような考えもございます。

また、本年度からトップランナー方式、要するに優良な公共団体の指標に標準数値としてあらわされてしまうということが採用されることから、税金等の徴収率の向上とか指定管理者制度の活用、各種事業の民間委託を推進することが今後求められてきていることから、全国一律での算定ではなくて、地方の実情に即した算定になるように要望してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 国の5つの税ですか、所得税、法人税、酒税、たばこ、消費税と、これらの税に対しての一定の割合の額で決定するという事で理解されていいですか。

地方交付税の使い道について伺います。

平成27年度決算においては約14億円、依存財源としては20%以上の大きな財源であります。中身についてはどのような経費として使用されているのか、主な事業についての主要経費の概要を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 地方交付税につきましては、地方公共団体の財源の不均衡を調整して、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるような財源を保障するためのものをごさいます、畑議員がおっしゃるように、地方交付税の総額については、今おっしゃったように法人税、酒税、消費税のある程度国がかわって徴収した分を地方に固有の財産として還元するというものをごさいます、地方交付税につきましては、町の義務教育、社会補償費などの地方負担分の不足財源として交付されておりますから、町の一般財源として位置づけをし、町税と同じ性格で町の町政のために使われているというところをごさいます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 必要経費として最少の経費で大きな効果が得られるよう精査し、幅広い見直しの取り組みを要望しておきます。

次に、町債の現状と内訳について伺います。

町債の減債については、きのう議員提出の議案の中で、削減については詳細に説明をしておられた議員さんもいますけれども、私の場合には大ざっぱな内容でいきたいと思います。

町債については長期借入金、多額な経費が必要なもの、財源に充てる借入金と解釈いたします。借入先は国、公営事業、そして金融機構、銀行などですが、まず一般会計と特別会計の町債残高、借り入れの金利について伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町債の現状と内訳でございますが、平成27年度末の町債残高につきましては、一般会計で49億8,607万円、駅東土地区画整理事業の特別会計1億8,172万5,000円、公共下水道事業特別会計34億6,858万5,000円、農業集落排水事業特別会計4億2,141万3,000円、上水道事業会計14億8,258万5,000円、合計105億4,037万8,000円となっております。

なお、一般会計におきます町債の内訳につきましては、町の各事業実施に伴います普通債が21億1,174万4,000円、災害復旧に伴うものが179万4,000円、臨時財政対策債が26億7,808万円、その他が1億9,445万2,000円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 仮の町債残高としては、今年度の決算額、27年度の決算額と同じ大き

さがあるということで、いきます。

まず、公債金利においても平成27年度決算額は4億8,700万ということで、財政環境は厳しい状況が予想されます。自主財源不足をどう補うかが課題と考えます。効率的な財政運営を執行に求めます。町民に負担を残さないように一層の努力を要望することです。

次に入ります。

町債の削減を図る計画について、町としての削減プランの対策と課題を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 町債の削減を図る取り組みということでありまして、これまでの中で平成18年度の町債残高、これは特別会計を含めまして119億ありました。そういう中で平成25年度におきましては、100億と8,200万ということで約18億3,000万、この7年間で減少してきました。この減少の要因ということにつきましては、起債借り入れの抑制、さらには利息が高率な起債についての借りかえ、繰上償還、こういったものを行ってきたということでありまして。

きのうも申し上げましたけれども、この平成22年から本年度までにおいてでありますけれども、一般会計、特別会計、繰上償還が2億4,700万円、さらに郡山土地開発公社の繰上償還、これが3億4,800万、そして、隈戸の償還、いわゆるダムの関係です。パイプラインの関係で、本年度でありますけれども8,000万の繰上償還をしました。合わせまして6億7,500万という金額について繰上償還等を行ってきた実績がございます。

ただ、この災害、いわゆる震災からの復興に伴う事業の増大ということで、平成27年度末の町債残高につきましては、先ほど総務課長が言いましたように105億4,000万でございます。これは18年度と比較しましても約13億7,000万減少しているということでありまして。そういう中でありますけれども、25年度と比べますと4億5,700万増額したと。これは震災に伴うということでありまして。

そういう中で、町債の削減につきましては、今後とも事業の重点化と事業の精査を行い、さらには大規模事業の実施に当たりましては、基金への積み立てなどを行う。財源を確保してまいりたいということで、起債借り入れの抑制も努めていきたいということでありまして。さらに、いわゆる基金の積み立て、これについても平成22年の台帳については、残高が2億5,000万でありました。現在、これは28年5月でありますけれども、7億1,000万という積み立て、約4億5,000万ほど増額させていただきました。あと、きのうもお話ししたように減災基金、これも22年が7,000万、現在1億円ということでありまして。さらに文教施設基金、これも22年が1,000万、現在は1億300万ということで、やはり借り入れの抑制もしなければならぬし、積み立てをしながらいわゆる町債をなるべく借りないと、そういった工夫が

これからも必要なんだろうというふうに思っています。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 町として財政危機に直面しないよう、財政状況に対応し、身の丈に合った計画の導入、繰上償還や起債の抑止、あらゆる分野でのコストの削減を見直しを図る一層の努力を要望しておきたいと思えます。

大きな2番に入ります。

町長の政治姿勢について。すいません、これはこの次の質問です。

行政の課題について質問させていただきます。

1、行政区の加入率と脱退の状況についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政区の加入につきましては、法的に強制されるものではなくて、任意団体であることから、町と行政区につきましては、区長さんと協力しながら加入のお願いをしているのが現状でございます。以前はアパートなどの住民の方については、未加入者が大分多かったということで、最近では不動産管理業者さんや大家さんの協力によりまして、アパートでも加入される方が多くなっているというところでございます。

行政区の加入率や脱退者については、データが各行政区まちまちであること、さらには行政区内でも縁故の関係で違う行政区に加入している方もいるということで、その実態数については把握しておりませんが、多くの方が以前よりは加入されていると考えてございまして、今後とも加入者の増加については努力していきたいと、当然ながら行政区に加入するということは、ごみステーションの管理とか、防犯灯の管理、交通安全の会費、地域の役割等、地域の費用負担もあることから、今後とも加入者の増加に向けて重ねて努力していきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 脱退者の対応については、どんなふうに考えておりますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 脱退者の対応につきましては、先ほど任意団体で強制力がないと

いうことで、ここについてもお願いをしていくしかないのかなと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 脱退者については、何らかの原因があると思われれます。まず二人暮らしの高齢者については、片方がもう連れ合いが亡くなったというようなこともあるし、健康上の理由、もう足が悪くてとても班長さんは務まらない。番が回ってきたら班長さん務まらないとか、あとは金銭的な班費の納入とか、そういったものについてかなり聞いておりますので、しっかりと町としての適正な対応を検討することを要望しておきます。

次に、町のホームページについてのアクセスの状況を伺います。

一番件数はどのぐらいの数があるか、多いアクセスページ、要望、メールについて伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のホームページの件についてご答弁申し上げます。

現在の町の公式ホームページにつきましては、平成25年11月にリニューアルを行いました。以前のホームページにつきましては、平成14年から使っていたものでございまして、大震災以降、震災の復興と町の進化を迅速かつわかりやすく提供するためにリニューアルをしたところでございます。今回のホームページにつきましては、全職員がホームページの更新を行えるような管理システムを導入しまして、すぐれた、使いやすい、さらにはアクセスしやすい配慮したホームページの実現を目指したものでございます。また、SNSのようなフェイスブック等のソーシャルメディアとの連携も図っているところでございます。

平成27年度の年間アクセス数につきましては、更新前よりも大幅に増加しまして40万7,152件、1日平均約1,100件というような状況になってございます。引き続き閲覧者が必要と認めるものの情報の提供の場として、また、意見の収集の場として活用してまいりたいと考えております。近年注目を集めております田んぼアート紹介ページの充実とか、新しい動画コンテンツなどの公開も図られておりますので、そのようなアクセス数がふえているという現状でございます。今後とも随時見直し強化を図りながら、わかりやすいホームページの管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） ツイッターのニーズは日々変化、多様化、高度化に向けての変革など

の構成が必要と思われますので、今後とも一歩踏み込んで素晴らしい構成、ホームページをつくることを要望しておきます。

次に入ります。

行政区長の手当の公示についての考えはどうかを質問させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

区長手当の公示でございますけれども、公示と申しますのは広く知らせることでございます、町におきましては区長手当については公示しなければならないということにはなっておりませんので、区長の手当を改めて公示することは今のところ考えておりません。ただ、町のホームページに掲載しております町の例規集につきましては、特別職の報酬等もすぐいつでも閲覧できるようになっておりますので、そのような形でご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 区によって区長の取り組みというのがあると思われましても、地域のまとめ役でありますし、月1回の区長会議とか町の情報を地域に行き渡らせる大事な任務を持っているわけなので、今後とも手当の件に対しては、私からの要望としては、この機に関して区長手当の増額も検討していただきたいと思っております。

次にまいります。

町職員の採用において居住条件があるか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

職員採用に当たって居住条件ということでございますけれども、採用に当たりましては受験資格がございまして、その受験資格としましては、受験資格がないものにつきましては、日本の国籍を有しない者とか、禁固以上の刑に処せられた者とか、町の職員として懲戒免職を受けて2年を経過していない者等がございまして、それ以外の居住が鏡石でなければならぬとかというような資格はございませんので、お尋ねの居住要件に当たりましては、当町についてはないというようなご答弁とさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 町としての意見はあると思われましても、町としての適切な判断を要望しておきます。

次に入ります。

町職員の居住の実態はどうかについて伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町職員の居住の実態でございますが、現在職員102名ございまして、うち73名、大体約72%が町内に居住してございます。それ以外の29名、約28%につきましては町外ということで、一番多いのが須賀川市13名というような現状でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 職員の町居住が好ましいか、また好ましくないか、どう思われますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

好ましいか、好ましくないかといえば、町内に居住するのが一番好ましいとは思いますが、やはり居住につきましては憲法で保障されている自由でございますので、強制することはできないと考えてございます。なお、町職員でございますから、災害等あれば迅速に町のほうに参集していただくというようなことも考えておりますので、そのような指導もなかなか難しいということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 望ましい町の結果の判断を要望しておきます。

次に入ります。

福島推薦事業でもあるDC（デスティネーションキャンペーン）の効果について伺います。まず、3点ほど伺います。

町としての効果、集客の効果、経済効果、検証の結果についてはどうとられているのか伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふくしまデスティネーションキャンペーンにおきましては、福が満開、福のしまをキャッチコピーに平成26年から28年の3カ年、4月から6月の期間を集中的に県とJRが連携いたしまして、全県において観光プロモーションが行われたというところでございます。昨年のDC本番では、全体の観光入り込み数が約154万人と試算され、観光消費額は約180億6,300万円と県のほうでは推計されております。

ご質問にありました町においてはということでございますが、町におきましては主要なテーマの一つが花ということでありましたことから、駅から鳥見山公園、岩瀬牧場までをつなぐウォーキングイベントなど、駅からハイキング、駅長が薦める小さな旅などの企画をJRとタイアップして、年間各5回実施をいたしました。

田んぼアート事業では、平成24年度の観光客数5,613人から、ふくしまDCなどをきっかけに話題性も高まりまして、今年度は2万2,436人と多くの方が来訪されました。約4倍という数字になります。

また、さきの子ども議会におきましても、子供議員から要望がありましたまち歩き宝探しゲーム、コードF6という企画であります。この企画におきましても9,279人の方がまち歩きに参加されたということで、子供さんの興味も引いたということでございます。

ご質問の①番の町にとってはということではありますが、このように町外からの来訪者があるという状況の中では、町のイメージを大きくアップさせる事業展開ができたものと考えております。2番目の観光客の入り込み数ということにつきましては、今ほどご答弁のとおり数値を公表させていただきたいと思っております。

3番目の経済効果ということでもあります。これにつきましては、県のほうでは推計しておりますが、町単独での経済効果の数字を推計することは現時点で行っていないということでご了承お願いいたします。

経済効果としては、商工会で実施しました田んぼカフェなどの事業によりまして、その効果、それに参加した商店の皆さん及びグルメマップ等の活用によってその効果が各商工団体及び店舗の皆さんから聞いております。そのように有効な効果が出ているというふうにご考えているところでございます。

今後につきましても、ふくしまDCを契機としまして、交流人口の拡大のため、さらにはより滞在時間が長くなるよう工夫を凝らしまして、観光産業が鏡石町に定着するようになお一層これらの企画を継承してまいりたいというふうにご考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 効果については、詳しく説明していただきましてありがとうございます。まず、町としての知名度、ここにしかないもの、展望スポットといえば田んぼアート事業ということです。ただ、来てよかった、また来てみたい、おもてなし、当地のグルメ、それとお土産品、そういったものを細かく今後とも検討していただきたいと思います。JR日本とのタイアップ事業、駅からハイキングと、またコース別のウォーキングについての今後の位置づけについては、アイデアと発想を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今は、何というんですか、1人ということで、私だけの私のプランなんていうのも最近ではネットでなんか見るとあるので、そういったことを配慮してよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番に入ります。

町の幼稚園の給食について伺ひます。

これは、私のところにメールが来まして……

○議長（渡辺定己君） 畑議員さん、7番目のあやめサミットはどうしますか。

○7番（畑 幸一君） すいません。あやめサミットについては質問します。

あやめサミットについて、質問させていただきます。

来年度にあやめサミットが開催されるということで、ちょっと時期尚早なんですけれども、企画があればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

あやめサミットにつきましては、アヤメを慈しむ自治体がアヤメの調査研究、市町村相互の交流を促進しながら、アヤメを通じた個性豊かな町づくりに寄与することを目的として開催してございます。現在13市町の自治体の首長で構成されておまして、災害時における自治体間の相互応援に関する協定も含めた交流を図っているところでございます。来年度開催するあやめサミットにつきましては昭和63年から開催されておまして、本町では平成14年に1回目開催しました。それ以来の来年度2回目の開催を町のほうで実施したいと考えてございます。これにつきましては、町制施行55周年記念事業としまして、あやめ祭りと同様に時期を合わせた6月に開催する予定としてございます。開催の内容につきましては、現在予算編成も含めて企画しているところでございますけれども、1泊2日で各首長さんに来ていただきながら、あやめ祭り、さらには田んぼアートの観覧、さらには周辺市町の観光地の交流を図りながら、町のよさをアピールしながら計画を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番(畑 幸一君) 太平洋とか霧ヶ峰、水月とかアヤメの名前がたくさんありますけれども、アヤメの名前、名札ですね、これがまちまちで壊れているとか、ちょっとした各県からのアヤメの植栽した説明的な看板がちょっと壊れて見苦しいということがあります。ひとつその辺を対応していただければありがたいと思います。

次に入ります。

町の幼稚園の給食について伺います。

給食の提供に係る現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(小貫秀明君) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町立鏡石幼稚園におけます給食の提供につきましては、昭和62年2月に現在の園舎が移転した当初から幼稚園の保護者が主体となって民間業者からお弁当を購入する方式で現在も続けております。給食費は参考までにとということでございますけれども、月額5,300円となっております。便宜上幼稚園の職員が経理事務を行っておりますけれども、給食の提供等につきましては、全て保護会で決めているという現状でございます。

現在は、町内2カ所の民間業者から曜日別にお弁当を購入している状況であるということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番(畑 幸一君) 課長の答弁のとおりだと思います。

保護者からは幼稚園を通して注文していただいていると、また、月に20日ほど配膳をしていただいているということです。町内の業者2社に依頼しているということで、衛生管理としては年に一度業者の訪問が限界ということでしょうけれども、1社については衛生環境については決してよいとは言えないというようなことを伺っております。こういうことについてもしっかりと対応していただければと思います。

(2)の給食のメニュー選定はどう形成されているのかについて伺います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(小貫秀明君) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町立鏡石幼稚園の給食のメニュー選定につきましては、保護者の同意のもと民間事業者にもメニューに関する要望を伝えまして、先ほど申し上げたとおり月額5,300円の範囲内で

きる限りの対応をしていただいている状況でございます。

また、毎月給食の献立表を保護者に配布しておりまして、子供たちがどのような給食を食べているかにつきまして周知をしている状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 予算は限定されている中での選定とは思いますが、業者任せのいわゆる弁当なのか、給食なのか、食育の授業は行っているが提供される給食のギャップはどうかについて伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 先ほどのご答弁申し上げました中身としましては、メニューの選定につきましては、保護者会の同意のもと民間業者とのメニューを要望を伝えまして、保護者会との打ち合わせの中で提供しているということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、毎月給食の献立表につきましては、先ほどもご答弁申し上げたとおり、献立表につきましては事前に保護者会の方に配布しているということでございます。それでご理解をいただいているということで、私どものほうとしてはそういう現状として把握しているということでございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 幼児期の栄養バランスに偏りはないか、幼児期は子供が成長する重要な時期でもありますし、体をつくる基礎となる、また子供たちが給食をともにすることで好き嫌いを克服しやすい時期でもある。対応はどうか、お伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、町立鏡石幼稚園の給食のメニュー選定につきましては、5,300円の給食費の範囲内で民間事業者にできる限りの栄養バランスに偏りのないように対応していただいているという現状でございます。その現状につきましてご理解を賜りたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 子供たちが安心して食べられる給食を提供してほしいということを要望しておきます。

次に入ります。

防犯対策について伺います。

町内での2件の不審者による凶悪事件の発生、1件については町の中心街で起きている。現在も未解決であると、また、町内での窃盗事件も多発していると聞いております。町民が地域で安心して暮らせる、生活ができる、犯罪を抑止、未然防止についての思惑を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

犯罪の未然防止というところでございますけれども、未然防止の意向につきましては、町としましても犯罪防止に向けましてできる限りのことを行っていきたいと考えてございます。具体的には、やすらぎとうるおいのある牧場の朝の町地域安全条例に基づきました安全対策としまして、防犯啓発活動や毎週行っている青色回転灯防犯パトロールなどを地域安全活動推進員の方々にボランティアで行っていただいているところでございます。

しかしながら、これらにつきましてはやはり限度がございますので、自主防衛に関する広報と警察署との連携を今後とも詰めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 防犯体制の強化として、前向きの姿勢で迅速に取り組んでいただきたいと思えます。

地域との連携はどのようになっているかについて伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域との連携でございますけれども、先ほど申し上げました条例、やすらぎとうるおいのある牧場の朝の町地域安全条例に基づきました安全対策として行っている活動を支えておりますのは、地域の方々に構成されております地域安全活動推進の方々のボランティアの活動でございます。この地域安全活動推進員につきましては、18名現在おられますけれども、各行政区の推薦や教育機関の代表の方、さらには町内事業所の方で構成されておまして、毎年青色防犯回転灯の防犯パトロールの講習を受けていただきまして活動しているところでございます。

また、町内には小学生によるTPT、さらには老人クラブによる孫の見守り隊、その一番上にあるのは町の防犯協会、さらには須賀川地区防犯指導隊鏡石分隊というところと連携を組みながら実施しているところをごさいます。今後とも地域との連携は当然ながら町や警察、事業所、住民などと町全体での安全・安心な町づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） いろいろと防犯に対してはあると思いますけれども、成り済ましの対策とか、夜行街頭パトロール、また青少年の指導、さまざまなことに対してぜひ地域の情報を集約しながら身近な場所での犯罪が行われなような有効な手段と対策をお願いしておきます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 長 田 守 弘 君

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、長田守弘君の一般質問の発言を許します。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 第6回12月定例会の一般質問をさせていただきます。6番、長田でございます。

平成28年もあと3カ月余りとなり、これから師走の慌ただしさが増してくると思われまます。先ごろ平成29年度の当初予算案が97兆円台の過去最高額となる方向で調整に入ったと発表されました。そのうち74兆円が政策費で23兆円が国債費であります。およそ4分の1が借金の返済に当たるというものであります。

政策費では社会保障費が高齢化に伴い膨らむ一方で防衛費もふえるというふうな内容であります。さらに景気停滞により税収が頭打ちで、収入不足を補うために7年ぶりに新規国債発行額をふやす公算が大きくなる模様であります。国債の発行で国の借金はふえ続け、ツケは次の世代に回され、この国の将来が危ぶまれる状況にあると思われまます。

また、世界に目を向けると、隣の韓国では、朴大統領が弾劾訴追が可決されて業務停止となり、国政の混乱は長期化が予想されます。また、アメリカ大統領選挙では大方の予想に反し、過激な発言で強硬派の共和党候補のトランプ氏がクリントン候補を破り当選するなど、

日本を取り巻く国際環境はどのようになるのか、今後の外交の手腕が問われるところであります。

このような中で、日本においては東京都知事、小池百合子都知事が築地移転問題や東京オリンピックに関して、議会やオリンピック組織委員会などと都民ファースト、アスリートファーストと言って持ち前の持論の中で他県を巻き込み議論されておりますが、いまだに解決されず、予算は縮小するものの、もとのさやにおさまりそうであります。

しかし、本県においては他人ごとではありません。震災復興目的に東日本で2002年東京オリンピック・パラリンピックの追加競技、野球、さらにはソフトボールの福島開催が予定されるということで調整に入っております。しかしながら、世界野球・ソフトボール連盟の会長が視察に訪れ、協議開催場所などを視察し、開催が期待されるところであります。しかし、どの競技会場においても内野の芝生化や設備の改修、現状の開催は厳しいというふうな大会組織委員会に報告があったそうであります。まだオリンピックまでは3年半あるので、費用の負担は避けられないにしても復興の加速化、あるいは地域の活性化には何としても本県で開催することを強く望むものであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、1番の駅東第1土地区画整理事業についてであります。

これはきのうも発議でも上程されましたが、その中で今泉議員から、私の父が町長をやっているときの計画ということで、私には全然責任はありませんけれども、どういうふうになっているのかちょっと事業の進捗状況などをお聞きしたいと思います。

この駅東第1土地区画整理事業につきましては、事業費も膨大なことであり、事業がなかなか進まない状況にあります。しかしながら、事業決定以来20年余りが過ぎ、やっと1工区の保留地5区画が販売されて、現在建築されているようであります。

そこでお伺いいたします。1工区の進捗状況と事業費はどの程度なのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 6番議員の質問にご答弁を申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、平成12年8月に認可を受けまして、施行地区を56.3ヘクタールということで事業を開始いたしました。その後、施行地区を5つに分割しまして事業を進めておりまして、1工区につきましては、JR東北線からゲートボール場までの間、これを優先的に整備するということでございまして、平成26年6月に本格的な工事ということで着手をいたしました。現在は、1工区の整備が完了した仮換地につきまして、年度内に地権者のほうに引き渡しができるよう鋭意進めているところでございます。

ご質問の1工区の28年度末までの整備状況と事業費でございますが、上下水道合わせまし

て28年度末になりますが、上下水道合わせまして進捗状況は72%となっております。事業費につきましては、28年度末これも同じになりますが、区画整理と上下水道を含めた事業費になりますが、7億4,800万円になります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） すいません、ちょっと聞き漏れたので、進捗状況は72%で、事業費のほうもう一度お願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 事業費でございますが、上下水道含めまして7億4,800万円になります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 72%で7億4,800万円ということでありましたが、実際1工区が72%ということであれば、全て完了するまでその費用を事業費についてはどのぐらいかかる予想なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 当初の事業の計画を受けた事業認可でございますが、この事業認可では42億ほどかかる予定になってございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） すいません、42億というのは全体の56ヘクタールであって、1工区です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 1工区につきましては、先ほども述べました7億4,800万円で大方整理がつくようになってございまして、これで大方完了というようなことになります。全体計画費の中でいくと完了というようなことでございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

[6 番 長田守弘君 登壇]

○6番（長田守弘君） 進捗状況は72%ですけれども、事業費ということで7億4,800万ということでありました。これはもう一応第1工区はおおむね完了ということだと思います。第1工区、先ほど5つの工区に分けたということでもありますけれども、1工区が終わって次に整備予定される工区の事業の規模、事業費、それからその次の工区が完了する予定についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 次の整備の工区につきましてのご質問になりますが、1工区の次の施行区ということをごさいます、これは鏡石町都市計画マスタープランに位置づけられておりました公共広域施設のエリアということをごさいます、その位置づけされている第3工区に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

この3工区につきましては、工事費や事業費につきましては現在のところ精査をしているところをごさいます、何とぞご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

[6 番 長田守弘君 登壇]

○6番（長田守弘君） これから次にかかる工区に関して、事業の規模、事業費、あるいはいつごろの完成予定かお答えしていただきたいと思いますが、それ精査しないで事業できるわけないでしょう。どうですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 現在、計画については精査をしているところをごさいます、事業認可の認可上の計画については、事業費はつかんでおります。その事業費を説明したいと思います。

事業認可の中の現在の進みぐあいによりますと、3工区については約15億円ほど見込んでございます。それから、事業の計画では何年かかるんだということになりますが、現在の1工区の推移の状況から換算しますと約7年から8年の推移になるんじゃないかなということでは考えておりますが、これについては鋭意、昨今の社会事情がございますので、経済事情とあわせまして国の補助金等の関係がございますので何とも言えないところあるんですが、鋭意推進したいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

[6 番 長田守弘君 登壇]

○ 6 番 (長田守弘君) 第 3 工区、先ほど説明がありました地区でいいますとゲートボール場までが第 1 工区で、その東側と北側は公共施設があるところですね。そして、約北は二小の交差点ぐらいまで行くエリアだと思います。これ地図を見ればわかるんですが、その中で 15 億円、約 8 年ぐらいの時期がかかるというふうなことでありました。この第 3 工区の面積はどのくらいあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○ 議長 (渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○ 参事兼都市建設課長 (圓谷信行君) 第 3 工区的面積につきましては、12 万 6,578 平米、一応 12 ヘクタール、12.6 ヘクタールになりますか。面積はそのようになります。

以上、答弁とします。

○ 議長 (渡辺定己君) 6 番、長田守弘君。

[6 番 長田守弘君 登壇]

○ 6 番 (長田守弘君) 約 12.6 ヘクタールということで、1 工区と 2 工区を合わせますと約 23 ヘクタールぐらいになるんでしょうか、おおよそまだ半分にはならない。5 工区ですから、2 つ合わせれば大体 5 分の 2 ぐらいになるというふうな感じでおりますが、この 3 工区にはたびたびこの話の中に出てくるんですが、東日本大震災の経験を踏まえて防災福祉拠点として、仮称ですね、防災福祉センターの建設を予定するというふうなことが言われておりますが、その用地の確保については十分なんでしょうか、お伺いいたします。

○ 議長 (渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○ 参事兼都市建設課長 (圓谷信行君) 防災センターの用地になりますが、区画整理そのものにつきましては、先買いした、先行取得しました公共用地がばらばらになってございます。これを区画整理によりまして、以前買った土地をそこに集めるというふうなのが区画整理でございまして、その面積が適切なかどうかについては議論は別といたしまして、先行した用地について区画整理で一段の土地にするというふうなことになってございます。

以上、答弁とします。

○ 議長 (渡辺定己君) 6 番、長田守弘君。

[6 番 長田守弘君 登壇]

○ 6 番 (長田守弘君) そのばらばらになった保留地を集めるということですが、それは 3 工区でばらばらになったものを集めるのか、あるいはほかのその他 2 工区、4 工区、5 工区とありますけれども、そちらも含めた中で集約するという考えなのんでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 町の当初のスタート地点では、公共施設については全て一度集める予定でした。しかし、昨今の事情で1工区から5工区に分けたということでございまして、各工区の中でばらばらになっている土地、各工区とは、1工区は1工区、2工区は2工区の中でばらばらになっている土地を集めると、ですから2工区と5工区、これらの土地を持ってくるといことじゃなくて、あくまでも3工区の中にある土地で整理をしたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 3工区の中で一応集めるというふうなご答弁でした。これ2工区、4工区、5工区にも非常に多い保留地があると思います。それを全部3工区に集めるというふうなのは無理かと思いますが、本来であれば庁舎がそちらのほうに移転してその計画があったので、それを土地区画整理していく中で1カ所に集約してその庁舎の移転も考えたというふうな計画だったと思います。

それでは、先ほど第3工区の完成予定がおおむね8年というふうなご答弁でありました。そうすると今28年ですので、29年度から始まれば36年から7年度に大体完成するというふうな予定でいるということで考えますと、5工区まで全て完了するにはどのぐらい期間がかかるのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 最後の5工区、今後の見通しになりますが、基本的には17年度から19年度まで工事を中止して、その工事始まった56ヘクタールにつきましては21年まで変更しながら今まで来たということになりますが、最後の56ヘクタールにつきましては、今のところは先ほどの試算からしますとかなりの年数がたってしまうということになりますので、年数のお答えは今のところできないというのが現実でございますので、ご理解をさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 町の土地区画整理事業がもう決定されて二十何年になります。これから計画されたものが完成するまでに、言ったら悪いんですけども40年、50年かかるかわ

からないですね。これは資金の問題もあるし、そういったこともあるので、40年かかるのか、30年で済むのかというふうな状況だと思います。この区画整理というものは、当時のバブル期の土地が上がっていたというときの夢物語のものなんです。現に全国的にバブル崩壊後、あらゆる区画整理事業が失敗したり、破綻したりしております。

本町においても境土地区画整理事業も実質破綻しております。このような中で地権者も当時は40代、50代の方もいたし、60代の方もいたと思います。もう既に20年が過ぎて高齢化が進んでおります。さらには世代交代が進む中で、これら宅地並みの課税による相続税の問題を抱えて、多くの地権者がその問題に直面しております。

そこで最後の質問になりますが、この駅東第1土地区画整理事業そのものの計画を見直す考えはないのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この駅東でありますけれども、大前提は平成2年、3年、4年、そういった時期、多分3年ですか、の時期の中でいわゆるこの駅東の185ヘクタール、さらには今イオンがありますあの一带110ヘクタール、合わせて町の面積の1割の面積を販売して、その利益でインターチェンジをつくると、そういった発想の中でこの大規模開発が行われてきたと。そういう流れで現在に至っているということであります。

この駅東の第1土地区画整理事業につきましては、この185ヘクタールの中で平成10年に市街化区域に編成をされました。12年8月にはこの56ヘクタールについては区画整理事業として認可を受けて事業を進めてきて、現在に至っているということであります。この間、平成17年、19年度においては財政状況から工事を一時中止したという経緯もございました。事業区域も約56ヘクタールということもありまして、その施工工区については先ほど課長から申し上げたように5つの工区に分けまして、また平成21年度には、当初多分50億を超えておった事業費であったはずですが、それを道路計画を見直すことで事業費を圧縮したと、そういう経過がございます。これが42億円のはずであります。

そういう中で具体的に事業を推進するという、いわゆる住宅がすぐ建築できるような取り組みにはなっていなかったように私は思っております。この私も町長に就任をしまして、造成後に住宅がそのまま建築できるよう、再度事業計画をこの1工区については見直しをしました。平成23年3月にあの大地震が発生をしたと、そういう中でこの災害公営住宅の建設も必要になったということでもあります。そういう中でこの第1工区については、保留地と、さらには一部用地を取得することで災害公営住宅も建設をされたと、その関係で保留地処分金約7,000万前後、いわゆる保留地処分金として生み出すということもできました。この区画

整理事業においては、次三男対策、この住宅は一、二軒建ちました。しかし、それを除いて初めて住宅ができたというのは、この災害公営住宅の24戸が建設されたのがこの駅東の第1工区の中では初めてだということでもあります。

そうしますと、平成12年の事業認可からしますと約14年目にして初めて住宅が建ったという状況であります。そういう中でその保留地処分、これはことし1月ですか、販売をしました。そこには既に住宅も建設をされているということでもあります。そういう中では、第1工区については間もなく完了すると、今の状況でいいますと、この2月には使用収益金を地権者にお返しすると、そういうことで現在地権者には、区画からすると約90区画を超える、そういった区画が整理されて、多分来年度以降においては住宅の建設が進むのかなというふうに考えております。

先ほど税金のお話がありました。私も職員でありましたので、当時健康福祉課長、さらには教育課長の中で二度ほどいわゆる課長会、庁議と言いますけれども、庁議の中でこの税金について私なりに計算をしながら出した経緯がございます。現在ちょっと申し上げますと、これは私の課税対象の中からでありますけれども、例えば田んぼについては、今10アール当たり評価が94万7,000円なんです。課税標準額、これは実際税金をかける、いわゆる100分の1.4を乗ずることなんです、これが31万5,600円ということで、税金については4,418円という10アール、それだけ今課税になっています。これ私田んぼで比較することできなかった、畑についてちょっと申し上げますと、畑の評価は167万8,000円、1反歩、課税標準額が34万2,400円ということでもありますので、税額でいいますと10アール当たり4,793円です。前年度より毎年上がる仕組みになっております。1.1倍ずつ上がる仕組みになっています。これとは別にこの市街化区域になっていない土地と比較しますと、これは畑でありますけれども、1反歩当たり、10アール当たり459円、市街化区域の中が4,793円、10倍という状況であります。こういったことについては、先ほど言ったように課長時代も2回ほどそんなお話をさせていただきました。これは20年、30年続くと大変な状況になるということをお話しさせていただいた経緯もございます。

そういう中で、これから10ヘクタール、実際大体ほぼ完了なんです、残り46ヘクタールになります。そういう中でこの4つの工区がありますけれども、これは全員協議会等でもお話をさせていただいたとおり、この3工区については、公共用地の用地確保、そういったことで何とかこの事業化を進めてまいりたいということをお話をさせていただきました。なぜならばこの56ヘクタールの中には、町有地として約10ヘクタール、町が点在している土地を持っております。これをこのままにさせますと全く無駄になってしまうと、そういう中で何とかこの用地を集めていきたい。そういう中で第3工区の中でこの用地を確保していきたいと、そして、この約多分10ヘクタールですから6億円前後、この用地取得には既にかか

っております。そういう中でこの有効な手段を導いていきたいというふうに考えております。そういう中で残る工区については、見直し、いわゆる前に進むのか、後戻りするのかと、そういったものについて現在検討していると、そういうことで担当課のほうには2年前に指示をしたという経緯もございます。また、前に進むのか、後戻りするのかと、そういったものについてはそういった資料がまだ上がっておりません。そういう中で、近々多分上がるのではないかと、私もできる限り就任の中でしっかりとこれは前に進むか、後に進むかについては判断をして議員の皆さんと協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えているということをお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） この土地区画整理については、今おっしゃられたように地権者の方がまずいるし、町もあるしということで、大変、今10倍、そういった課税の中でやっておられるということでもありますので、町長、後戻りはしないでください。後戻ったんではだめですから、どんどん前に進んで、やるかやらないかも前に進んでやるかやらないか検討していただきたいというふうに考えております。これ我々議員と執行でどうするというふうにしましても、地権者の考え方もあるし、土地区画審議会ということの部分もありますので、早目に結論を出してどうするのか、よくご検討をいただきたいというふうに考えます。

次に、2番の道の駅の取り組みについてお伺いいたします。

道の駅につきましては、過去に何度か一般質問にも出てきております。執行としては余り積極的な考えがないようなお答えでありました。しかしながら、地方の町村においては、地域振興にとってはとっておきの事業ではないかというふうに考えておりますので、何点か執行の考えをお聞かせ願いたいと思います。

まず1番ですが、矢吹町では平成28年度予算に道の駅に関する調査費ということで、およそ四、五千万の予算が計上されました。この中で矢吹町の計画はどのようなものなのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 3番に移っちゃったんですが、先ほどのちょっと私修正を答弁の中で、金額の間違いございましたので、ちょっとだけ修正をお願いしたいと思います。大変失礼します。1工区の全体金額7億5,000万円とちょっと答えちゃったんですが、大変すいません、10億700万ということになります。大変失礼いたしました。ちょっと見間違えまして、まだ残りがあるということでご理解をしていただきたいと思います。

大変失礼いたしました。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

矢吹町の計画ということでございますが、本年3月に作成されました総合計画の重点プロジェクトとして道の駅推進事業を位置づけられているようでございます。新聞報道とか矢吹町のホームページ等で調査しましたところ本年から事業の実施に向けた取り組みが進められているところでございまして、本年度については設置箇所等を含めました基本計画の策定や運営方法等について検討しているということでございます。なお、整備箇所につきましては、国道4号線沿いに地域活性化の拠点としまして、道路管理者と矢吹町が共同で整備する一体型整備で協議を進めているということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） お隣の矢吹町で、その共同一体型で4号線沿いに一応計画がされているということでもあります。隣町ですので距離的にも近いということでもあります。その場合、この道の駅の設置に関しましてその同一路線上、あるいは距離的な設置上の制約はあるのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

同一路線の距離的な制約についてでございますが、道の駅としまして整備する場合には、幹線道路の沿線に設置すべきであるとされてございます。その場合の設置間隔につきましては、地域振興等の機能も有することから特に制限はございませんけれども、道路利用者等の利便性を考慮しますとおおむね10～20km程度の間隔が適切とされておりまして、最大でも25kmというようなことがQ&Aに載っております。ただ、道路管理者と共同で設置する場合には、道路管理者の費用負担もございまして、当然ながら協議が必要となりますし、その辺の道路管理者からの費用の負担がなくなることも懸念されるところでございます。

なお、一体型整備に当たりましては、おおむね1日当たり主要幹線道路で、かつ5,000台以上の交通量がある路線を原則的に対象としておりまして、当然ながら国道4号線については該当する幹線道路ではないかと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 同一路線上でその距離的な設置上の制約は、今同一の共同体の中では制限はない。しかし、地域振興の観点から言えばおおむ20kmから25kmというふうなご答弁でありました。

矢吹町との距離は、5、6km程度だと思います。私が聞いている範囲のその矢吹町の道の駅の設置というのは、上り車線だというふうに聞いております。そういった中で、本町においてもこの幹線道路の国道4号がございますので、地域活性化、さらには地域振興、農業振興においても必要不可欠かなというふうに考えております。そういった中で、例えば反対路線側に設置するような、町としては考えていないのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

道の駅でありますけれども、道の駅の機能というのは地域活性化、さらには地域振興ということでは大変有意義だと、そういった認識を持っております。しかしながら整備に当たりますと、先ほど申し上げたように金額もかなり多くかかるということでもあります。現在、4号線の拡幅工事が進行中であります。その進捗状況を見きわめるということも大事なかなということでもあります。そして、何よりも国道4号線にこだわらず町づくりを進めるにおきましては地産地消、さらには交流人口の拡大、そして地域産業の振興など、これらに関する施設は必要というふうに考えているところであります。

現在、町の駅コミュニティセンターを現在改修するというところで、一部商工会さんが2階に上がってもらおうということでの改修を現在進めているということでもあります。1階については、まちの駅として整備をしていきたいという考え方がございますので、それら等も含めて今後のいろんな検討課題にしていきたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、用地確保あるいは事業には膨大な資金がかかるというご答弁でありました。確かにどこの場所に行っても、ある程度道の駅の視察とかしておりますけれども広さはすごく膨大です。それを用地を確保するということは非常に困難が生じるし、莫大な資金がかかるというふうなことも承知しております。

今、答弁の中で駅のコミュニティセンターに、仮称ですけどもまちの駅というふうな形で、今これから整備をするというふうなお話でした。しかし、田んぼアートなどの来場客の比率を見ますと車が非常に多いです。やはりもう地方は車社会なんです。ということを見ると地方経済にはやはり道の駅はなくてはならないのではないかなというふうな気はします。

そこで、費用も膨大なことから、新たにゼロから出発するのではなく、あるものを利用するという事は考えられないでしょうか。それは、4号線に面して同一路線上ではなく、下り車線にある場所という既存の場所を利用するという考えであります。それはイオンです。イオンの空きスペース及び駐車場の一部を活用して設置を考えられないか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

イオンスーパーセンター鏡石店の駐車場におきましては、大規模店舗立地法によりましてイオンの店舗面積から駐車場の必要台数が定められております。現在、その必要台数は1,166台ということになります。ここに道の駅分の駐車場スペースを合算することは、大規模店舗法によりましてかなわないわけでありまして、でありますので、道の駅というような制度になれば、新たな駐車スペースの確保が必要になるということでありまして。

道の駅の指定に必要な施設は24時間利用可能な駐車場と、トイレ、24時間利用可能な電話、情報提供施設等を備えるということが登録の条件となっております。イオンスーパーセンター鏡石店の現在の営業時間帯が午前9時から午後10時までとなっております、イオンの施設内のスペースを活用するというアイデアにつきましても、現段階では難しいものと思われまします。しかしながら、イオンスーパーセンターとの土地貸借契約につきましても、20年という契約であります。残り8年というような状況の中では、今後この土地活用につきましても多方面から検討を加えることが必要だというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ただいま大規模小売店舗法によって、売り場面積と駐車場の関係で、売り場面積に制限があるということをごさいました。確かに、ことしになってイオンスーパーセンターさんが4号拡幅によって駐車台数が今度減るんです。駐車台数が減るということで、売り場の店舗面積も縮小されました。ということは縮小された分今度空きスペースが生まれるんです。空きスペースをコミュニティーのブースに使いながら、駐車場も若干、多少用地の確保は必要かと思えます。そういったことで、イオンさんの空きスペースを活用して、24時間対応でトイレとかそういった部分ができれば、これは多分、イオンスーパーセンターさんにもお互いに相乗効果が図れて、お互いにメリットが生まれるのではないかなというふうに思います。そこで、そういったイオンスーパーセンターさんを利用しながら道の駅をそこでやれるかどうかの調査研究をこれからするという考えはないでしょうか。

ご答弁をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 再質問にご答弁申し上げます。

6番議員がおっしゃるようなアイデアにつきましては、非常に有効な考えの一つであるというふうに考えます。道の駅につきましては、地域振興、経済振興という面から公共的な部分、営業的な部分のそういった面積のとり方ができると思いますので、営業的な部分、農産物の直売所とかそういった営業的な部分だけを求めていくと、なかなか駐車場の確保は難しくなるかと思いますが、公共的なパブリックなスペースをつくっていくという意味では、今のスペースの中でそういったことができるということも考えられます。ただ、イオンさんにおかれましては20年の貸借契約の中で経営計画をお持ちの中での話でありますので、その経営計画に踏み込んでいくという話になるかと思っておりますので、その辺はデリケートではありますが、そういったチャンスがあるかどうか、先ほど答弁いたしましたとおり8年後どのような契約形態に持っていくのか、そういったことも踏まえまして多面的に検討をしていく、調査していくというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） できれば実行できるように、これ相手のイオンスーパーさんもあることですので、町としても大変だと思います。しかし、お互いに話し合っただけよりよい方向を導けば可能性はゼロではないと思います。残り8年ということでありましたが、8年なんてあっという間ですので、それ前にできればそうなるからやるのではなくて、それ以前から取り組んでいっても遅くないし、その前に本当はできることが、実現することを望んでおります。そういったことで、口だけではなく、ぜひ調査研究をしていただいて実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに考えております。

とにかく人口減少をして、今、道の駅の利用の方は結構高齢の方がそっちこっちいて、道の駅巡りをしておりますので、これは地域活性化、あるいは地域経済にとっては非常に重要なものだというふうに考えておりますので、ぜひご検討いただいて私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） ここで、執行に注意します。聞かれたことに答弁するように。答弁あるときは別に発言するように、紛らわしい答弁にならないように注意してください。注意しておきます。

6番、長田守弘君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合で昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時47分

開議 午後1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉田孝司君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田孝司でございます。

ことし平成28年も師走を迎え、残すところあとわずかとなりましたが、インフルエンザの流行が例年よりも1カ月から2カ月ほど早まり、公私にわたって大変忙しくも有意義な日々を送っております。

さて、今12月定例会におきましても、通算6回目となる一般質問の機会を頂戴し、登壇しております。

昨日の議員提出議案5議案の審議をいただきましたが、中でも減債基金条例、土地区画整理事業特別委員会の件について廃案になったことはまことに残念であり、我が町の行く末が心配されるところであります。

また、さきの9月定例会におきましては、私が提出いたしました議長不信任決議案につきましては否決されたものの、その議案が持つ重要性や議案提出に至るまでの経緯から、町内外において大変物議を醸すところとなり、我々鏡石町議会の動きが大変注目をされております。

また、不信任案の提案理由でも説明いたしましたように、現在の我が鏡石町議会は町執行部に対する監視機能を十分に果たしているとは言えず、したがって、我が町における二元代表制の崩壊は地方自治の根幹を揺るがすものであり、我が町の来し方行く末を大変危惧しておられる町民の方々がたくさんおられます。我が町においては、今こそ議会運営の正常化と二元代表制の復活が早急に求められるところであります。

また、6月議会では、水道料金の一律20%値上げが審議され、十分な議論や事業計画の再検証がなされないまま町執行部提出の原案どおり可決となりました。その中でも、私は質疑や反対討論を行い、最後まで1人で反対を貫き通しましたが、その際には、私は町民の声を代弁した勇気ある判断をしたと自信に思っております。そして今、実際に水道料金の値上がりに直面する時期を迎え、町民の方々から数多くの不満の声が上がってきております。

今回の水道料金の値上げやその背景となった総事業費50億円まで膨れ上がった上水道第5次拡張事業は、町民に対する大きな負担を強いるだけではなく、加えて町の借金はどんどん膨れ上がり、このままでは我が町は夕張市のような財政再建団体の道、あるいは周辺市町村への吸収合併、つまり消滅への道をまっしぐらに進んでいるようにも思えてなりません。

町の借金は、年々返すよりも借りるのが多く、経年的にどんどん積み重なり、今年度末には110億円を上回る勢いになっており、後世に大きな負の遺産を残してしまうことになってしまいます。

せっかく高齢化率が低く若者が多い恵まれた我が町であるにもかかわらず、果たして現状では町民に夢と希望の持てる町づくりができていえるのでしょうか。

さて、海外に目を向ければ、韓国の朴槿恵（パク・クネ）大統領が弾劾裁判にかけられることになり、為政者としてのあるべき姿が問われております。一方、アメリカ合衆国大統領選挙では、私も予想したとおり、ドナルド・トランプ氏が当選し、TPP脱退を初め、今後の動向が注目されているところであります。

以前にも、私の一般質問の冒頭で幾らか申し述べましたが、今やトランプ氏のようなリーダーシップと愛国心のある力強い政治家が求められている時代です。執事や出身母体は二の次であって、住民に夢を持たせ、それに向かって国や地方をその先頭に立って力強く牽引していくリーダーとしての必要十分な資質が求められております。

この政治家に本来必要不可欠な資質であるリーダーシップ、そしてみずからが治める領土や住民をあらゆる外敵から守り抜こうとする愛情意識は、国政のみならず地方政治においても全く同じことであります。

我が政治の師である佐藤栄佐久元福島県知事が、東京一極集中の解消や地方分権の推進などを提唱し、原発政策や道州制などの国の横暴から福島県の地方自治を守ろうとした命がけの戦いは、今は知事抹殺の真実として映画化され、門弟である私は我が町における上映会の実行委員会を務める方向になっておりますが、我が師佐藤栄佐久元知事は、政治家がみずからの置かれた立場をいかに全うするべきであるかを我々に示してくださった生きたお手本であります。

殊に地方分権から地方創生の時代へと推移した今、都道府県知事や市区町村長などの首長だけではなく、我々議会議員も含めた地方政治家はみずからの身をかき切る覚悟が試されているのではないかと思います。

ある町民の方が私に向かって、町長の与党議員なんてという話は全くおかしい話だ、議員はみんな町長に対する野党であるべきだとおっしゃいましたが、先述いたしましたように、まさしくそのとおりであると私も思います。町民は、地方自治の本質たる二元代表制を十分に理解し、現状の我が町の地方政治を異様に思っておられる方もおられます。

さらに、その方は私を鏡石のトランプとやゆされました。冗談なのか本気なのかは別にしても、私は二元代表制の意味やみずからの存在意義を大いにかみしめ、町民ファーストの意識を常に念頭において、地方自治におけるみずからの役割を十分に果たしてまいりたいと改めて強く思いながら、今回の一般質問をさせていただくところでございます。

さて、1の質問に入らせていただきたいと思います。

11月末から今月初めにかけまして、町内13カ所におきまして4年ぶりに町政懇談会が行われました。私も二度ほど一般町民としてまぜていただいて参加してまいりましたけれども、13カ所行われたわけでありますが、その中において、町民の方々から寄せられた意見、要望にはどのようなものがあったのか、そして、それに対して町としては具体的にどのようなお答えをなさったのかというものをお示しいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年度町政懇談会につきましては、11月7日から久来石行政区を皮切りに、12月6日の境行政区まで13行政区を全て終了したところでございます。

具体的には、町政の報告や自由な意見が発信できる懇談を通じまして町民の皆さんの意見を聞いたところでございます。

町民から寄せられました意見・要望が多かったものにつきましては、交通安全関係の施設、モラル等、次に除染に関する事、3番目に身近な生活道路等の整備、4番目に水道料金の値上げ、5番目に国道4号線拡幅の完成時期等につきまして、今言った順番に多くの要望が寄せられたところでございます。

町としましては、町民の皆さんの疑問についてはお答えをし、今後の要望につきましては、今後、来年度の予算編成に向けまして優先順位をつけながら検討してまいりたいとお答えしたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長からお答えいただきました。

具体的な例、お答えいただきましたけれども、まず、今回4年ぶりに行われたということで、この町政懇談会、町として意図した、なぜ4年ぶりに行ったのか。まず、ちょっとそこをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 町政懇談会につきましては、町の広聴活動の一環として開催をさせていただきますところでございます。

今回、4年ぶりと申しますのは、町長が2期目で2年目、中間に当たるということで、皆様からの要望をお聞きしながら今後の町政に生かしたいということで開催したところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私も3区と成田区の行政区に2回ほど参加させていただいておりますが、町としては、開催されて、実際、手応えと申しますか、人数が3区、成田それぞれ多寡と申しますか、多い少ないはありましたけれども、その辺について、例えば参加された人数、どのように把握されているかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

皆様からの意見・要望を聞きますと、やはり身近な日々の生活に密着した要望・質問等が多かったように考えております。

なお、人数につきましては、前回の24年と大差は変わりませんが、やはり今寒い時期もあったと思いますし、どうしても夜ということもありましたので、今後、開く場合の参考とさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほど、具体的な意見・要望の中で4番に水道料金の件、やはり出てきたわけでありまして。

先ほども私も冒頭の中で水道料金の件は触れまして、これについて私もいろいろ町民の方から言われまして、私はさっき申し上げたように最後まで反対したんだと。私も町民感情で考えたら、やっぱり上げるべきじゃなかったのではないかと申上げておりましたけれども、実際、水道料金の件で私が伺ったときにも質疑があったのを覚えております。

そういう中におきまして、この町政懇談会を、そのときにやっぱりどこに行っても恐らく水道料金の問題は私は今回あったんじゃないのかなと、実際そうかどうかというのもお聞きしたいんですが、どこの行政区でもあったのかどうか。そして、この水道料金20%値上げという中で、あるところの地区で、恐らく突然の20%でなくて10%ずつ上げたら、例えば

10%上げて、また10%上げるのだったら了解されるかもしれないけれども、20%一気にというのはつらいのではないのかという話もあったように私も記憶しておりますので、その辺について、例えばそういう大きな事業を行う際には、町政懇談会をあらかじめ開いた後にそういうふうな町としての決断をされてはどうかというふうに考えますが、その辺はいかがにお考えかと、お答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 今回の行政区の町政懇談会におきまして、上水道の意見・要望につきましては、7行政区で12件ございました。全てではありませんけれども、ただ、内容としましては、値上げに関することもありましたし、今後の上水道のあそこの工事場所、そういった何の工事かというような素朴な疑問もありました。

後段についてはちょっとあれなんですけど、いいですか。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

町政懇談会を開いて、そして水道料金の値上げをすべきじゃないかというお話、そういった方法も当然あるかというふうに思いますけれども、この上水道の値上げにつきましては、執行で最終的に決めるんでしょうけれども、その前に、いわゆる市議会を通じてこの水道料金の値上げ等については審議をして、その中で議論をいただいて、基本的には妥当だということそういった結果を得て町として提案をしたという、そういった経緯があるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、行政の手続の中では審議会を開いて、そして議会に議案として上程されて、我々議会も決定したわけですから、全てのところに責任があるわけですが、その上で、決まっちゃったもの、やはりその町政懇談会では決まったものを理解してください、のんでくださいと言う場所、そういう場所になってしまっているということもありますので、その辺はもう少し何かいい方法がないのかなと。

これは、今回その町政懇談会が開かれたからというわけではなくて、やはりその大きな事業をされる場合には町長としての決断ですね、これ。いろんな事業を今一生懸命されていて、それをやる、推進する、お金を投入してやる、あるいは先ほど長田議員にもあったように、大きな事業をやめるなんていうこともあるかもしれませんが、そのときには、やはり私は町政懇談会等で意見を聞くなりしてから決断をされてもいいのではないのかなというふうに考えました。

これについては簡単に触れて終わりたいと思っております。

続いての質問に移らせていただきます。

鏡石町における公共事業ということで書かせていただきました。

まず初めに、公共事業につきましては、入札が行われていると思います。

入札に関しては、これまでいろいろなところで、いわゆる談合の問題が起こったりとかいろいろな問題が、業者の癒着とか、そういったものがあるということも聞いておりますので、我が町にないこととは思っておりますが、我が町においてのいわゆる入札制度、例えばその入札には委員会等が役場庁舎内に設けられているでしょうから、その委員会等の構成とか、その辺の制度化の段階をお示しいただき、また、いわゆる談合の防止策はどのように行われているのかということも教えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町における公共事業の入札制度についてでございます。

本町におきます入札制度につきましては、地方自治法、さらには町の財務規則に基づきまして実施されているところでございます。

地方自治法におきましては、各種の契約については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法によるものと一般的にされておるところでございます。

町におきましても、当然それらの地方自治法や施行令などに定める規定として財務規則が制定されております。入札について、簡単に言えば、工事請負や物品の購入におきまして、町が設定する予定価格以下で最も安価な金額を記した札を提出したものが落札者となりまして契約者となるところでございます。

お尋ねの委員会につきましては、指名委員会だと思いますけれども、こちらにつきましては一般競争入札の公告、さらには指名競争入札の業者指名等について協議をする場でございます。基本的に設計価格が500万以上の工事と、さらには、それ以外については、200万円以上のものについて指名委員会に付して、指名委員会のほうで決定をしたものについて、指名競争入札を今後やっていくというような内容になってございます。

なお、その談合等でございますけれども、町独自にやっているというものではなくて、地方自治法、さらには町の財務規則に定められたとおり通常に行っているつもりでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 法令に基づいて、あるいは町の規則に基づいてされているということで、それでいいんだと私も思います。

1点お聞きしたいのは、これはどこの市町村でもそうだと思いますが、いわゆる指名委員会が置かれ、その委員長に首長が入らないということになっていますが、その点は、いわゆる委員会の構成をもう一度確認させてください。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 失礼いたしました。構成が漏れておりました。

指名委員会につきましては、委員長が副町長となっております。構成員としましては、総務課長、上下水道課長、都市建設課長、産業課長でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。

続いてのその除染業務委託についてお聞きしたいと思いますのですが、これは、私の手元にありますのは、平成27年度除染業務委託業者の一覧表、総務課原子力災害対策室の発行でいただいております。全協でいただいた資料でございます。

これにつきましてちょっとお尋ね申し上げたいと思うんですが、これを見ますと、平成27年度、昨年度分になります。昨年度分あるいは26年度分、一昨年度分です。

27年度分の中で、住宅等除染、道路施設除染と行われております。住宅等除染については公募型随意契約、そして道路施設除染については指名競争入札と公募型随意契約がそれぞれ用いられておりますが、この発注形態をそれぞれ別なものにしてあるという理由は何でしょうか、まずそこからお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

私のほうからは住宅除染について答弁をさせていただきます。

住宅除染業務の発注につきましては、東日本大震災以降の災害対策事業を迅速に実施していくための業者選定方式として、県やほかの市町村でも採用されている公募型随意契約という方式で行っております。

この公募型随意契約による除染業者の委託業者選定については、必要資格や技術力などの特殊性、緊急性なども含め、総合的に判断して契約する方法として行われており、県でも東日本大震災に伴う災害復旧工事や県有施設での除染を公募型随意契約方式で行っているところ

ろでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 指名業者の件について、道路についての考え方を説明いたします。

まずは、鏡沼地区、それから鏡田の2区については、公募型随意契約として継続して道路除染の発注をしたところでございます。

次に、その次からについては、福島県近郊市町村の道路除染の傾向を見ますと、組合等、共同体から建設業者への移行をしているというのが事実でございました。それに加えて、その公募型では1カ月以上の期間が入札にかかってしまうというのがございまして、私のほうでは年内になるべく早い手続ということで、入札の事務手続の短縮を図るということで指名にしたところでございます。また、町内企業の育成を努めるということも含めまして、指名競争にしたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） まず、住宅除染についてお聞きしたいと思いますが、これ見ますと全て公募型随意契約であると。

公募型随意契約は特殊性を持っているものに対して国の除染対策から示された契約法だというふうに私の持っている資料にも書いてあります。

これを見ますと、実際に入札に参加した業者が、鏡石除染支援事業協同組合、以下組合というふうに言いますが、この組合が1件、2件目は組合、3件目は組合と平成工業さんということで、結果的には全てが組合さんに落ちているわけです。組合さんがそれぞれ主体業者にそれぞれまた仕事を分けているという状況だと思いますが、結局のところ、この発注形態をとりますと、この組合しか入札できない、あるいはせいぜいこの平成工業さんしか入札してこないという状況のときに、果たしてこの契約方法が妥当なのかどうかということです。

先ほど申し上げたように、確かに特殊性があればということですが、ただ、先ほど、道路施設除染とまた少し技術的な問題が違うのかもしれませんが、道路施設除染のほうでは、急ぐ関係で、要するに指名競争入札で行っているわけです。それを何で、例えば道路のほうはそういう方法が選べて、住宅関係は公募型しかやらなかったということは、これ、よくしっかり考えた上でこの方法をとったということでしょうか、この発注形態。その辺を、まず住宅等除染についてはお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 本町の除染事業の発注につきましては、鏡石町除染業務委託に係る公募型随意契約実施要領に基づきまして業者の選定を行っているところでございます。

除染業務における公募型随意契約方法については、平成23年12月に県生活環境部長名で通知が各市町村に示されており、町では除染業務の発注に当たり、国規定や国のガイドラインなど安全性等を配慮した業務の特殊性を考慮し、かつ、公共事業として競争入札に準じた競争性の確保、公正性、緊急性などを総合的に判断して契約する必要があると判断したことから公募型随意契約を採用しております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） その国・県、そういった考え、あるいは法令等に基づけば全く問題ないんだとは私も思っております。

ただ、私がちょっと心配しているのは、要するに入札する業者が1社しかない。特殊性から考えてもやっぱり仕方がないという部分も私も理解できると思いますが、この業務委託を組合にしたと。組合は今度、それぞれ主体業者として、例えば1番、7月6日の鏡沼・高久田の工区ですと、東北デバイス工業他4社にそれぞれ仕事を分けているわけです。それぞれの中でとっているわけです。

この辺まで、それぞれ幾らで、どれぐらいの金額で、どこの場所をやるというのも全て町としては把握されておられるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

町としましては、受託業者が鏡石町除染支援事業協同組合ということでございますので、その中身については一切関知しておりませんので、そういった指示等・指導等は町では行っていないところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、例えばこの鏡沼・高久田だと5,400万のお金をこの組合に預けて、この組合の中で、あとじゃ好き勝手、とりあえず鏡沼・高久田工区だったら、とにかくこの範囲除染してくれるんだったら、あとはどういうふうにお金が使われてもいい

んだというふうなお考えなのかどうかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

町でこの事業を発注する際には、当然発注の数量、件数、そういったものに基づいて設計書を作成しております。その設計書によって金額が算出されたものですから、その金額で請負契約をしているということでもありますので、その設計書の中身に沿って業務が実施されていけば、その金額の配分等は町ではかかわりは持っておりません。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、どうしてもこの除染につきましては、どこの自治体でもそうですが、多額なお金が国からおりてきて、要するに町の持ち出しは実際ないわけです。要するに町のお金ではないわけです、はっきり言いますけれども。国のお金が落ちてきて、町は使って、ただ、幾ら使ったというのを国に報告すればいいということになっているわけです。そうすると、例えばですけれども、これを少なくしようとか、多くなるとか、そういう考え方はないわけです。

でも、私として、町としても、この組合という、いわゆる民間の団体ですから、民間の団体の中がどういうふうになっているかというのは、やはり民間のほうのプライバシーといいますか、民間としても知られたくない部分もあるでしょうから、その辺までなかなか介入するのは大変でしょうけれども、少なくともどの主体業者にどれだけのお金が行ったのかぐらいまでは私は把握すべきだと思いますが、その辺はいかがお考えですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

把握については担当のほうからなのですが、いずれにしてもこの公募型を取り入れたという背景でありますけれども、やはり当初この除染については、全国からこの除染に対するいわゆる業者が福島に入ってやられるという、そういったお話がありました。

そういう中で、いわゆる町民のそれぞれの1戸1戸に、家庭に入って、庭に入って除染をするという、そういう中で、やはり町民が安心してその除染対策が受けられる仕組み、こういったものが今回の組合をつくってやるということのそういった趣旨が当初あったと、そういうことも一つの今回の公募型にしたということ、まずご理解もいただきたいというふうに考えております。

なお、その他については担当課長から申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 原子力災害対策室長。

○原子力災害対策室長（菊地勝弘君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

金額についてですが、この組合には経理とか専門に担当している会社ということで1社組合の中で持っております。そういった事務担当している会社に金額等の確認をすれば、その金額は町でも聞くことができると思いますので、今後、そういったほうの対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 今、町長及び室長からそういうふうなお話をいただきましたので、今後といたしますか、今年度も除染、ことし最後の年だと思いますので、しっかりその辺確認していただいて報告をいただければと思います。この随意契約を選んだ理由やこの実態については理解したつもりでおります。

先ほど、住宅等除染、そして道路等除染という話がありましたけれども、住宅と道路等を比較した場合にいろいろ疑問点が湧いてきたので、今ちょっと質問させていただきましたが、道路等除染につきましても同じようなことかなというふうに考えておりますが、何か差異がもしあるようだったらご説明願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 道路等のあれについては、その考え方としては同じでございます。

道路につきましては、単純な作業だということもございましたので指名競争にしたということもございますが、先ほど対策室長が言ったように、今後、私のほうも中身については精査したいというふうに考えてございます。

以上、答弁とします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） ぜひよろしく願いいたします。除染も今年度で完了の予定ですので、ぜひお願いいたします。

続きまして、3の質問に移らせていただきたいと思います。

鏡石町における人口減少社会のまちづくりというテーマで質問させていただきますが、まず、昨年行われました国勢調査の結果について、大ざっぱで結構ですので、以前の国勢調査

と比べてどのような差異が見られたのか、まず町執行のほうからご説明いただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年、第20回国勢調査が実施されまして、先ごろ確定値が出されたところでございます。

本町におきましては、人口におきまして1万2,486人と、前回の22年に比べまして329名の減、割合で行きますと2.6%の減でありました。同じく福島県におきましては、200万を切って191万4,000人と、マイナス5.7%。全国におきましては、1億2,709万人、96万3,000人の減であったということでございまして、こちらは0.8%の減でありました。

全国的に人口減少対策になっているというところでございまして、人口の減少によりまして地域経済の活力の低下、生活水準の低下、担い手不足による地域産業の縮小など、いろいろな減少によりまして影響が考えられるところでございます。

町の減少につきましては、主な理由としましては、少子高齢化に伴います自然減と、やはり18歳から24歳までの進学・就職等によりまして社会減によるものとなっております。

これらの課題に対応するためには、一朝一夕にできるものでもなくて、ビジョンにもありますように45年先までの長期的なビジョンをつくったところでございまして、今後、これらの計画と第5次総合計画を統合させて連携させながら、子育て世代の出生率を上げるとともに、地域の定住につながるような事業を展開して自然増を図ってまいりたいと考えてございます。

あともう一つ特徴的なのは、東京圏、東京、神奈川、埼玉、千葉だけで、ここ5年間で51万人が増加しているというような事実もありますように、政府が言っているような東京一極集中は、こちらのほうも一朝一夕には達成されないだろうということもありまして、長い目で見て、我が町としましては、以前のように、徐々にでもいいから人口がふえるような対策を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 人口減は、今、課長答弁いただいたように全国的に見て、そして県内かなり多くて、我が町においては329名ということでありましてけれども、本当に難しい問題だと思います、自然減の問題。

これについて、いろいろビジョンも立てられておられて、いろいろ、いわゆる人口減を抑止するためには2つの方法があるのかなというふうに考えておりますが、ビジョンのほうを

見ればわかるんでしょうけれども、説明いただきたいのは、その対策として2つ。

1つは、人口減少、自然減もありますが、いわゆるそれは人口流出しているという観点から対策を講じるべきもの。もう1個は、人口を呼び込んでふやすと。流出して減った分を、じゃ逆に呼び込んでふやすと、いわゆる人口誘致です。そういう考え等ありますが、それぞれのようなお考えを持っておられるのかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年3月に作りました鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に5つの基本目標を作りまして、それぞれの施策を今後展開していくというようなビジョンでございます。

まず、人口の流出でございますが、なぜ流出するかにつきまして、このビジョンに示したとおり、先ほど申し上げました一番流出する時期については、19歳から25歳までどうしても流出してしまうと。当然これは考えとしましては、やはり中央の学校、並びに町内では勤められない部分として、やはり町外に勤め口を探すんだらうというようなことで人口流出だと思われま。

ただ、中央の大学につきましては、なかなか本町で大学誘致するのは非常に難しいという面もありますので、幾らかでも抑制するということで、やはりまち・ひと・しごとのしごとの面で今後工業の誘致なり第6次化産業の振興策なども盛り込んでいかないとやはり難しいだらうと。

ただ、一旦流出した人口も、実際25を過ぎますと、町に逆に入ってくるというようなグラフの傾向もございますので、そのような心配も必要だと思いますけれども、その流出を抑えるには、やはり勤め口を確保するのが一番ではないかと。

次に、呼び込むでございますが、人間、住むにはやはりメリットのあるところに住むのがいいんだらうということで、ただ、地方税に関してはなかなか優遇は難しいんでございますけれども、やはり子育てしやすく、住みやすい住宅地を形成するのが今回ビジョンに示した基本目標でございますので、その辺のところを今後展開しながら進めていければなと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長が、ちょうど私の次の質問をしやすいようにお答えいただいたのかもしれませんが、住みやすいところをつくるのが我が町の課題だと、方策だというふうにおっしゃいました。

その2番の質問に移るわけですが、住みやすい町をつくる、住宅地をつくると言っても、我が町のかなりの部分が県中都市計画にかかってしまっておるわけです。これが数年間、あとしばらく見直されない予定だと思いますが、これの中でやらなくちゃいけないと。

強いて言うならば、成田と久来石はひっかかっていないので、こういうところはどうなのかという考えもありますが、この中にあると。あと町においては、都市計画マスタープランというものがあって、これらに基づいて町としては土地利用を考えていくわけでありますが、先ほど長田議員も質問したように、駅東の開発、これどうするのかという問題はあります。

それで、駅東開発についてどうのこうのというのは、先ほど申し上げたように長田議員がいろいろお聞きになりましたので、私は割愛していきたいと思いますが、ただ、その②の質問にありますように、今般、高久田地区で、いわゆる基盤整備事業が採択されて、これから進むというふうに聞いております。そういう中で、また、この第5次の総合計画を拝見しますと、高久田地区にも新たな住宅計画があるというふうに書いてあるわけです。

私、この印つけましたので、ここ見ますけれども、これ、私が議員になる前ですから、私が議員になる前に決まっちゃったやつなんです。高久田地区計画内における計画的な町づくりの推進というのがあるわけです。ですから、高久田では農業の基盤整備事業をやりますね。そして、この住宅の新たな土地計画があるという考えであります。我が町は、先ほど申し上げたように駅東の開発があると。そうすると、駅東の開発と高久田地区の開発、これどうするんですかということが、誰でも思うわけです。

この辺は、実際に町としてはどういうふうな順序で、あるいはどういうふうな計画でやっていくんだということを、私たち全く聞いていませんので、その辺、どうも私は聞いていませんのでお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この基本構想であります。これは将来こうしたいと、そういった構想でございます。

そういう中で、いわゆる高久田地区については、須賀川市の市街地と接しているというそういうことを踏まえて、この118号を含めて、いわゆる開発可能なそういう土地があるという、そういう意味合いでの構想であります。駅東はその前から始まっておりまして、ただ、先ほど申し上げたように、なかなか財政の状況等も含めて進まないのも実態であると。

そういうことで、順位については、当然、駅東について第1順位ということになります。そういう中で進むことができれば、当然、その高久田地区ということも入るのかなというふ

うに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 駅東の計画、私もちょっと勉強したんですけども、何せ私は中学生ぐらいの話ですから、本当に古い文書をどこからか見つけて勉強するしかなかったんですけども、当初計画では、駅東700から800戸、そして2,000名以上の定着を考えての計画なんです。そして、実際には先ほど長田議員のときにちょっと説明いただいたように、災害公営住宅に住んでいる人の人数しかいない、戸数しかないんだということだと思いますが、また、まち・ひと・しごとの計画の、これ町政懇談会で配った資料の4ページのところにも書いてあるんですが、どういうふうに書いてあるかといいますと、区画整理による新たな市街地に、2060年をめどに200世帯、800人の定着を目指すと書いてあるんですね。

そうすると、今は我が町においては、この最初にやった駅東の700から800戸、2,000名以上の定着を考えるとこのと同時に、同時なのか、この高久田を含めたものも考えたのかわかりませんが、とにかく区画整理をやって新たな市街地をつくって、2060年をめどに200世帯、800人を目指すというふうに書いてあるわけです。先ほどの実質、現在のところを考えれば、2,000名以上定着などというのはなかなか難しいと思います。

しかし、この200世帯、800人ならば、そんなに遠い先でなくても可能だと私も思いますけれども、じゃ、この辺のビジョンは、具体的な計画はどういうふうにお考えになっているのかというのをもう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

700、800というそういった数字については、先ほど長田議員のときも申し上げましたけれども、いわゆる平成3年前後の中で、駅東については185ヘクタールを開発しよう。そして、今、言われている南部工業団地ということで110ヘクタールと。町の総面積の約1割にそういったものをしようという計画。そういったものがずっと今日まで、多少引きずっているというのも事実であります。

そういう中で、今、第1工区については10ヘクタール、ほぼ完了するというお話をさせていただきました。そういう中では90戸以上の、いわゆる民間の中で区画がとれると、そういうことでもあります。そして、第3工区について、今、何とかやっていきたい。これはいわゆる公共用地も集約した中で何とかやっていきたくと。

そういう中で、今回のまち・ひと・しごと創生の中での数値とはある程度一致するのかな

というふうには思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） では、町長、改めてお聞きしますけれども、その後、例えば、長い目で見たらどうなるかわからない部分もあると思いますけれども、第3工区までは間違いなく完成させるという話でよろしいのでしょうか、お聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今、完全にすることじゃなくて、したいです。なぜならば、やはり財政というのが大変大切だと。

私もこれは職員時代から携わっている仕事でもございました。そういう中で、今は首長として、これだけじゃなくて、現在の市街地についてもやはりこれは手をつけていかなければならないというそういった両面もあります。

これだけならば、これ、当然可能というふうには私と言えますと思いますけれども、やはり町全体のこと、さらには現市街地についてもそういったことがあるということを含めると、そういったことも兼ねながら総合的に判断をしていきたい。そして、先ほど言いましたように、この駅東については、56ヘクタールの中に10ヘクタールは町の土地が点在をしているという、これを何とか生かすこともしなければならない。大変、豊洲の問題ではないんですが、そういったものがあると、そういったものを推奨していかなければならないということでもありますので、総合的にしていきたいと。

いずれにしても、3工区については、そういう意味でもやっていきたいという考え方は持っています。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長のそういうお気持ちをはっきり聞けたのでよかったと思います。

そういうつもりで私たちもこれからまたこの問題には臨んでいきたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきますが、これからやはり町民全体として329名の今回減であったわけでありましたが、これからますます少子高齢化が我が町においても進んでいくだろうと思います。

そういった中で、我が町におきましては、第一小学校、第二小学校があるわけでありましたが、それぞれの学区があるという中において、今後、我が町の小学校の児童数がどのように

なっていくのか、あるいはそれに伴って、いわゆる複式学級等になるような可能性があるのかとか、そのようなことに対してはどのようなビジョンをお持ちなのかお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今後の小学校児童数のビジョンにつきましては、平成28年5月1日現在の児童数が、第一小学校が605人、第二小学校が140人、合計で745人となっており、5年後の児童数を住民基本台帳の年齢別人口から算出いたしますと、第一小学校が534人で71人の減、第二小学校が153人で13人の増、合計で687人で58人の減となります。

第一小学校では緩やかな減少傾向、そして第二小学校では現状維持の傾向で、全体的には緩やかな減少傾向が続いていくものと考えてございます。

また、小学校での複式学級の可能性につきましては、国や県における学級編制の基準では、2つの学年の児童で編成する1学級の児童数は16人まで、1年生を含む学級は8人までと定められておりますので、2つの学年を合わせて児童数が16人以下、1、2年生であれば8人以下となった場合に複式学級となります。

今後の人口の推移等から、当面の間、1学年の児童数は少なくとも100人前後で推移していくというふうに見込んでおりますので、複式学級となる可能性は少ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、教育長から答弁いただいたのは5年後という話であります、例えばですが、統計がないかもしれませんが、さっきのまち・ひと・しごとでは2060年あたりまで考えているんですね。そのころまでにはどうなるかという試算は、なかなかこれを試算するための根拠も難しいんでしょうけれども、その辺はどういうふうにお考えかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 再質問にご答弁申し上げます。

出生予想については、不確定の要素が多いというふうに思っています。遠い将来を見据えての議論を、実際の学級数、それから教員数にもかかわる部分ですので、そういったところ

で判断していくのは適当なのかどうかという部分では、ある程度年数を区切って、つまり5年ごとに確認をしていくというのが、私はいいのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私が何でこんなことを聞いているのかといいますと、何回も申し上げましたとおり、我が国、県、町としてどこも全てが少子高齢化なんですね。ただ、我が町は本当に15歳未満の人口が県内で一番多いという恵まれたところで、我が町はまだいいほうだと私は思っておりますけれども、やっぱり我が町も少子高齢化になるわけであります。

そういう中で、例えば第二小学校のほうで、ちょっと少しやはり改修すべき点が出てくるようなことになってくるんじゃないのかなと思ったときに、あるいは第一小学校は新しく震災のときにしたばかりですけれども、第一小学校、第二小学校が統廃合するような可能性、そういったものも考えるわけです。

それはなぜかと言いますと、先ほど申し上げたように、将来子供が少なくなって、複式学級まではいかないとしても、子供が少なくなって、それこそ効率化を考えるのであれば、小学校の統廃合もこれはいたし方ないというふうに考えているところであります。

小学校のこの移転とかそういったものに触れると、これは政治家にとっては政治生命を奪われるようなことにもなるという問題だとこれはどこでも言われていますけれども、しかし、私は政治的にしっかりこの問題はやっていかなくちゃならないと思っています。

特に、長期的にビジョンを持ってやっていかなくちゃならないときに、町としては今のところ、この第一小学校、第二小学校の統廃合、いわゆる統合ですね、統合の可能性については考えたことはあるのかどうかお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

法律上の小中学校の標準学級数は、12学級以上18学級未満となっております。本町におきましては、第二小学校が現在8学級ということで、標準学級数を下回っている、いわゆる小規模校というふうになっております。第二小学校におきましては、児童一人一人にきめ細かな指導を行うなどの小規模校ならではのメリットを生かした学校づくりが現在行われております。

小学校の統合につきましては、地域の実情に応じて教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのために行っていくこととなりますので、さらなる少子化が進み、複式学

級などといった小規模校の課題が顕著になることが予想される場合に、学校や保護者、地域のご意見などを伺いながら総合的に判断していくことになるかなど、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 本当そうですね。この小学校の統合については、いろんな問題点を考えなくちゃいけない。特に地域の反対は根強いわけです。特に、私も成田の出身となりますが、小学校が移転するときには、私が入学する前でしたけれども、大変いろんな騒ぎがあったということも聞いております。

ただ、そういう中で、先般の決算委員会でもありましたように、学校給食の委託費が、民間委託になっていますけれども、一小で600人で943万、それに対して二小は140人しかいないのに748万というふうにかかっているわけです。私も二小出身者で、一人当たりの単価から見ると、二小のほうが恵まれているなというふうはどう考えても割り算すれば見えるんですけども、そうではないんだというふうな説明もあったと思いますが、そういうもので、そういうふうな経費の関係等も鑑みますと、もう少し効率のいい、教育分野に効率を持ち込んでいいのかどうかわかりませんが、教育行政という考え方からすると、やはりここも効率的なことも考えないといけませんので、その辺の効率化というものを考えたときに、何かもう少しいい方法はないのかどうか。統合までいかないとしても、例えば給食費の一小、二小の間の、いわゆる見方によっては格差なんですね、これ。この格差をなくすような努力みたいなものは何かほかに手だてはないんでしょうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 再質問にご答弁申し上げます。

経費のこと、それを置きまして、規模の小さな学校の問題点というところからお話しさせていたきたいというふうに思うんですが、5つ申し上げたいというふうに思います。

集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、それから切磋琢磨する機会が少なくなった場合は、やはり問題が大きいだろうというふうに思っています。

2つ目として、運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じるようでは、これは小規模校でも困るというふうに思います。

3つ目は、人間関係とか相互の評価が固定化しやすい。そうなっては教育効果もなかなか上がっていかないだろうというふうに思います。

4点目は、経験あるいは教科等で教職員組織の充実という部分で心配な面が出てくれば、

これはやはり問題が大きくなっていくというふうに思います。

5つ目なんですが、施設設備の整備充実を図ることが難しいために教育効果の向上を図ることが難しくなれば、これは統合ということも考えなければならないだろうというふうに思いますが、現在、第二小学校においては、そういったことは見られませんので、いわゆる先ほど申しました小規模校ならではのよさの教育を今進めていっておりますので、現況が今統合することを考える時期ではないのかなというふうには思っています。

それから、給食費関係でのことなんですが、業者さんとの契約は、それちょっと置かせていただいて、今、学校給食は小学校で1食270円で提供しています。これは、一小も二小も同金額でございます。その同じ金額の中で調理をしていただいて、子供たちに食を提供しているという状況でございますので、契約の金額の多い少ないというのは現実にあるわけですが、実際子供たちが食事をする部分での差は全くないというふうに私どもは捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういうことであるだろうと思いましたが、一応確認で質問をさせていただきました。

最後のこの教育の問題では、質問は、いわゆる小中一貫教育というわけでありますが、これは既に我が町では一部分的にもされているのかどうか、あるいはされていない場合に、今後それが実現するような可能性、あるいは計画、そういったものがあるかどうかをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁させていただきます。

小中一貫教育は、小学校と中学校の9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育により子供たちの教育環境を充実させ、子供たちに生きる力を身につけさせる一つの方策として取り組まれており、中1ギャップの解消や学力向上などに効果があると考えられております。

平成28年4月には改正学校教育法が施行されて、義務教育学校などの小中一貫教育が制度化されました。本町におきましては、これまで中1ギャップの解消や学力向上のため、小・中学校合同の授業研究会などによる小中連携を推進し、小・中学校における学びの系統性の相互理解や生徒指導上の問題の共有化を図ってまいりました。

小中一貫教育につきましては、学力向上や生徒指導の課題解決や少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策の一つとして、今後、調査研究を進めてまいりたいというふうに

考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 新しい法律改正で、なおかつそのように我が町においても既にされているということで、私は安心いたしました。ぜひとも小中一貫教育をさらに進めていただきたいと思っているところであります。

続きましては、いわゆる空き家の活用についてご質問させていただければと思いますが、まず、我が町における空き家バンク、これ、適切な表現かどうかわかりませんが、そういったものが実際にどのように稼働しているのか、あるいはその空き家バンクがどのように活用されているのか、いわゆるマッチングということになると思いますが、この辺についてはどうなっているのかお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の空き家バンクでございます。

これにつきましては、地方公共団体におきます空き家対策としましては、平成26年に成立しました空き家等対策の推進に関する特別措置法というものがございまして、これにつきましては、適切な管理がされていない空き家、さらには防災や衛生の面から地域住民に深刻な影響を及ぼしている面が一面ありまして、地域住民の生命、身体などの保護を、さらには空き家等の活用を目的に今法制化されてございます。

そういった法制化されまして、その次に、市町村としましては、空き家対策等の計画をつくると。そういう順番になるんですが、その計画の中で空き家の活用、さらには除去ができるとされてございますけれども、市町村におきましては、今のところ努力義務となつてございまして、町のほうでは、昨年、区長さんを通じて空き家等を、目視だけですけれども、調査をしまして、水道の入っていない空き家については約100戸ぐらいがあるということで把握してございますけれども、その後、その空き家の実際の利用の意向については、やはり所有者等に確認をしながら把握をする必要がありますので、その辺のところ、若干手が回らない部分はありますけれども、今後、所有者の意向調査をしながら計画策定に向けて動いてまいりたいと考えてございます。

ですから、今のところ町による空き家バンクについては稼働していないというふうな状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、これ、空き家対策については、先ほど課長説明いただいたように、平成26年度の特措法でいろいろされるようになったわけですが、全国的に見ますと、いろんなモデル事業が既に行われているわけでありまして。

国としてもこの空き家を何とか活用して、きょういろんな答弁にもありましたように、あるものを転用するといいますか、新たに建てるのは大変だけれども、あるものを活用するという考え方によれば、やはり空き家の活用は私は物すごい有益だなと思っておりまして、先ほど100戸ほど水道が要するに動いていないというふうなところがあるということを確認されておるようですが、例えばですが、この100戸について町のほうとして手が回らないようであれば、例えば町の予算、お幾らか割いて、あるいはそれこそ恐らく国あたりにこの辺の補助金とかそういったものが私はあると思うんですね、空き家の補助金とか。その辺を活用して、民間委託したりして調べることはできないんでしょうか、その辺のお考えはどのようかお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

空き家対策におきましては、国のほうで社会資本整備総合交付金事業の中に、除去タイプと活用タイプというような事業が振り分けられてございます。

当然その中には調査、さらには空き家等の活用にかかる費用についても国費等及び町からの助成も必要となりますので、そのような事業が設けられておりますので、そのような事業を活用しながら、やはり調査をして計画策定をしないと、やはりこれらの事業も受けられませんので、まずは調査をして計画をつくるのが第一段階だと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひこれは本当にいち早く私は着手してほしいと思います。それこそ、今これは地方創生にかかるものではないので、自治体間の競争にはならないかもしれませんが、ただ、やはりこれはもう既に自治体間は競争させられていますので、私が知っている交付金・補助金たくさんありました分、とってないものもあると思いますので、ぜひともそういう競争に勝つつもりで交付金・補助金をとってこういうものに充てていただきたいと思います。

もしやっているということであれば、その2番の質問で、古民家やアパートなどを介護施設に活用したらどうかということも言おうかなと思ったんですが、これはその後のことになってしまうかと思うので、これは割愛させていただき、最後に質問させていただきたいのは、その100戸ほどの空き家があるかと思っています。また、空き家でなくとも、実際に生活されている家の中で、いわゆる周辺住民に迷惑をかけていると。何が迷惑だというのも、これもそれぞれの定義があると思いますが、例えば庭先にある木が生い茂って、道路のほうまで枝葉が伸びて行って、それが実際に通行に邪魔になるとか、あるいは秋の時期だと葉っぱがたくさん落ちこちて、それこそ道路が埋め尽くされるぐらい葉っぱで埋まっちゃうと。そういうことも私はあると思います。実際にそういうふうなところもあると、あるいはどうしたらいいんだろうという相談も受けたこともありますので、その辺については、町としてはどのように対策を講じられたのかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

周辺住民に迷惑をかけている住宅というのは、とにかく総務課に寄せられてございます。議員さんがおっしゃったような木が外に出ていると、通行に邪魔だということもあります。

当然ながら所有者に承諾を得ないと除去できませんので、そのような形で除去させていただいているのが現状であります。

また、危険な空き家につきましては、こちらにつきましても勝手に除去できませんので、先ほど申しあげました空き家等対策の計画の中で折り込んでいかないとできないという面もございます。

ただ、近年、所有者がわからない空き家も出てきているのが現状でございます。こちらのわからないについては、今のところ効果的な対策が得られていないというのが現状であります。

当然ながら、この空き家等対策を実施すれば、措置の中で町のほうで除去できるという部分もありますけれども、当然、最後に費用は所有者に支払ってもらわなければならない面もありますので、今後、先ほどありました空き家等対策の計画策定につきまして努力していくしかないのかなというのが現状でありまして、それ以外の迷惑行為に関しては、所有者のほうに町のほうからお願いをしていくのが今一番の方法でありますので、以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 所有者とそのいわゆる経費の問題がこの対策には私は大きなネックに

なってくるんじゃないのかなと思ってまして、所有者ということですから、いわゆる固定資産税とか税金を納めているわけですね、恐らく。そこに不動産で動かないわけですから納めていますね。そういうふうに納めていると思うんですが、例えばそういう迷惑住宅については実際どうなんでしょうか、納めているんでしょうか。迷惑をかけている住宅が、実際に固定資産税をしっかりと納めているのかどうか。

そして、例えば、要するに木を切ったり何か執行、いわゆる代執行だと思えますけれども、代執行なさって、それで措置を講じられた場合に、いわゆるその代金が支払われないというようなことが実際考えられるのかどうか、この辺はどう考えているかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） その所有者が判明しなくて税金を払っているかどうかについては、ちょっと個々の課題になりますので、ちょっとお答えできないと。また、代執行につきましては、現在町のほうでは実施した例がありませんので、今後、当然ながら代執行する前に所有者に除去するように措置ができるようになりますけれども、それでもやらない場合には代執行となるわけなんです、その場合に支払われるかどうかにつきましては、支払われる当てがなければ、なかなか代執行には踏み切れないのかなというような現状であります。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） その迷惑行為というのは、先ほど申し上げたように、どれだけ何をもって迷惑行為なのかというのは基準がないわけです。私もわかりません、何が迷惑行為なのか。ただ迷惑だと思われるというものはたくさんあって、それを、例えば木を切るとか落ち葉を除去する、そういうもので費用は講じますが、それが結局は客観的に見て、例えば10人中、そこは多数決ではありませんけれども、たくさんの方が迷惑だなど思うようなことに対しては対策を講じていただいて、例えばそれは、いわゆる憲法で言うところの公共の福祉に反していると私は思いますので、その辺は、ある意味行政のほうの費用の持ち出しでもやらざるを得ないんじゃないかと私は思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私たちが小さいころはそんな迷惑は感じなかったと思います。要するに隣近所みんな知り合いでお互いにルールを守ってやっておりましたので、そういったトラブルは土地の境界ぐ

らいであったと思いますけれども、近年につきましては、近所づき合いも疎遠になり、そういったことでやはり少しの迷惑行為でもやはり迷惑と感じてしまうというのが思われ、そういう考えになってきているのかなと思います。

ただ、今、議員さんがおっしゃった公共の福祉をどの辺まで捉えるかについては、なかなか判断できませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひ総務課さんのほうでも、先ほどもおっしゃったように既に把握をされているわけですから、管内100戸、100戸の住宅が全部迷惑をかけているわけではないんでしょうけれども、あるいはこの100戸以外にも実際に住んでいて迷惑をかけているようなところもあると思いますから、しっかりとした手だてを講じられたらよろしいのではないのかなと私は考えております。

さて、4の質問に移らせていただきます。

時間が少なくなってまいりましたので、駆け足でいきたいと思っております。

4は、我が町における地域包括ケアについてであります。まず初めに、我が町においても地域包括ケア推進協議会なるものが設立されたという話を聞きました。

これについての設立の趣旨、位置づけ等につきまして、どのようなものかまずご説明いただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、議員さんのご質問の中で、鏡石町地域包括ケア推進協議会と表現されておりますけれども、委員会ということでご理解をいただきたいと思っております。

現在、我が国の65歳以上の人口の割合につきましては、25%を超えまして、4人に1人の高齢者という超高齢化社会を迎えておまして、県内では、国勢調査によると3番目に高齢化が低い本町とはいえ、団塊の世代が65歳を迎えたこともありまして、今後、高齢化問題は避けられない問題となっております。

そのような中、国では各自治体に、高齢者ができる限り住みなれた地域で最期まで生活を継続できるように医療・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けました積極的な取り組みを推進しておるということでございます。

当町におきましては、その推進に向けまして、平成28年4月、今年度から毎月1回、地域包括ケアシステム構築準備会議を開催しておまして、当町のサービス提供の現在の現状把

握や課題等を協議するなど、委員会設立に向けた検討を行ってまいりました。それに伴いまして、28年9月に地域包括ケアシステムの推進委員会を設立できました。

本委員会は、医療・介護等にかかわる関係機関が連携いたしまして、地域における包括的・継続的ケアを推進することを目的といたしまして、町内の関係機関から15名の委員に参加していただいております。

委員会では、地域包括ケアシステムの構築に向けた推進方法の協議を行うほか、地域包括ケアシステム構築のための地域課題や地域のニーズ及び社会資源の把握や発掘等を行ってまいります。

なお、委員会での協議内容の結果につきましては、鏡石町の介護保険事業計画等策定委員会に上申いたしまして、次期計画であります第7期の介護保険事業計画の策定や地域包括ケアシステムの構築のために活用してまいりたいと現時点では考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、今、課長答弁いただいたんですが、この委員会は介護保険の策定委員会の下部組織ではないんですね。

なぜそんなことを聞くかといいますと、地域包括ケアはご存じのように介護だけではありませんので、ご存じだと思いますが、ですからもちろんその中の地域包括ケア推進委員会の中で介護の部分も話せば、ほかの予防とか住まいのこととかいろんなことを話されると思いますが、その辺の位置づけはどのようになっているのかももう一度お聞かせいただきたいのと、あとこの委員会を立ち上げられて進めていくという点は、私は物すごく大賛成であります、この中に今後、例えば実際のこの委員会の持っていく方、例えば介護の策定委員会のほうに意見を述べるとかそうふうな話ありましたけれども、ほかに、例えばこの中でどのような活動をしていくような予定があるのかということももう少しお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 第1点の位置づけでございますが、これにつきましては、先ほど次期計画、第7期の事業計画策定や地域包括ケアシステム構築に向けて活用してまいりたいというお話をさせていただいたところでございますが、何せ地域資源というか、メンバー的に重複している点がございますので、イメージといたしましては、この委員会につきましては、策定委員会も兼ねているということでご理解をいただきたいと思います。

位置づけといたしましては、同じメンバーと一緒に地域資源の中身を検討しつつ、サービ

ス提供に向けての事業計画を策定していくという中身でございます。

なお、今後の日程をご説明いたしますと、その会議の開催時期ということで言いますと、今年度につきましては3月に開催する予定でございます。

これはなぜか言いますと、現在、前回の議会で補正を計上させていただきましたけれども、今、ニーズ調査を実施する予定でございます。日常生活圏域ニーズ調査ということで実施する予定でございます。今年中、12月中に準備を進めておりまして、1月中には皆さんに届くのかなど。1月中にご回答をいただくということで、そのニーズ調査等をまとめた段階で、町民の方々はどういう新たなニーズをお持ちなのかと、需要があるのかというものを集計した資料に基づきまして委員会の方々にお示しをし、次期計画に策定をしていくということでございます。

それで、その委員会も引き続き来年度4月以降も、今現在ですけれどもこれ、これはあくまでも予定でございますけれども、3回ないしは4回程度開催をいたしまして、よりよい事業計画の策定を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 次の質問に移らせていただきますが、今後、我が町においてもやはり、今は既に超高齢社会なわけですが、これからますます介護者・要介護者数がふえていくと容易に予測されるわけであります。

それに伴って、社会保障関連費、いわゆる介護の費用、医療の費用、その他もろもろ社会保障関連費と申しますけれども、そういったものがどんどんふえていくんだらうと予測されますが、いわゆる2025年、あるいはその先は2040年、あるいは先ほどから出ています2060年というふうに段階を踏んでどんどんふえてくるんだと思いますが、この辺の要介護者数、社会保障関連費というのは、どのように我が町はなっていくのかということをごどのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

我が町の要介護認定者数につきましては、高齢者数の増加に伴いまして認定者数は毎年増加しております。

平成28年9月末現時点の認定者数につきましては555人ございまして、要支援1・2が136人、要介護1から5までの方が414人となっております。前年同時期の認定者数につきましては528人で、要支援1・2が129、要介護1から5までの方が399人と、前年比で27名

増加しております。26年度に策定いたしました第6期介護保険の事業計画によりますと、29年度、来年度につきましては、予想では、その時点で、事業計画につきましては625人となる推測をしております。

ご存じのとおりこの推計につきましては、今回の第6期の事業計画から、先ほど2番議員さんがおっしゃったように、長期計画に基づいてというか、推計に基づいて2025年を見据えた中で推計をなさいとなっております、今回からも。それで、今の29年度の推計としまして625ということで推計をしております。

介護給付費につきましても、認定者の増加に比例いたしまして毎年増加しております。平成26年度は7億7,999万5,000円、27年度につきましては8億4,353万9,000円となっております、前年比で言いますと6,354万4,000円の増加でございます。これにつきましては、介護保険事業計画の予想を超えているという急激な伸びとなっているということでございます。

このようなことから、町では、平成28年3月に新しい総合事業を開始したほか、一般介護予防事業の充実を図るなどをいたしまして、年々増加する要介護認定者及び介護給付費の増加の抑制に努めているということでございます。

また、今後は地域で支え合う介護保険のサービスに依存しない生活の支援も必要であることから、今進めております社協さんとの連携によります各行政区において、住民主体の通いの場、これ、サロン事業でございますけれども、その設置を推進してまいらるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、これ、要介護者数の人数、ふえています。

これ、実際の現場では、本当に介護が必要なのに認定を受けていない人もたくさんおります。それを発掘しなくちゃならない、あるいは私たちも発掘して、それを町と連携とって認定を受けてもらうような形をとっていますが、ただ、いずれにしてもこれはどんどんふえていくと。これ、ふえていくのが当たり前だというふうに思ってしまったら、それで終わりなんです。いわゆる先ほどもおっしゃったように、もう総合事業がことしの3月、私も賛成して、あえて賛成討論私述べましたけれども、予防を重視するという考えなんです。しかもそれを市町村が主体で。今まで国がやっていたのを、国から切り離して市町村がやると。予算をもらって、その中で市町村がやるということになりましたので、ぜひともその予防事業にどんどん力を入れていただきたいと。

この人数がむしろ減っていくような町にしていきたいと私は願いながらこの質問をさ

せていただきました。よろしく願いいたします。

(3)の質問は、この少子高齢社会、何回も出てきて申しわけありませんが、少子高齢社会において、我が町を取り巻く地域医療の体制について、これの構築についてはどのように考えているのかということをお聞きしたいなと思っておりますが、漠然とした質問となってしまいましたので、具体的に質問をしたいと思っております。

子ども議会の中で、一小6年3組、小林礼弥君がこのような質問をされました。

病院について。鏡石町には病院が幾つありますか。また、町内には耳鼻科と眼科がないので、病院をふやしてはどうですかという質問をしました。

町長は何とお答えになったか。町内には病院はなく、診療施設が7施設あり、町内で4番目に身近に診療施設が多い自治体です。また、須賀川市、天栄村、玉川村と共同で公立岩瀬病院を運営していますので、そちらのご利用をお願いしていますというふうにご答弁なさっております。

前段の質問に対する答えは適切かなど。鏡石町は恵まれた土地のところだと、医療に関しては。そういうふうにごお子さんも考えたと思っております。私も思いました。

しかし後段の質問、町内には耳鼻科と眼科がないので病院をふやしてはどうですかと。病院という表現は適切ではないと思っておりますが、そういう診療施設をふやしてはどうかと。

それに対して町長は何とお答えになったかという、公立岩瀬病院を運営しているので、そちらに行けということをおっしゃっているんですね。

これは、私もその地域包括ケアの専門家の1人でありましてけれども、その答えとしては適切ではないと私は考えます。

私の一つの考えでありますけれども、例えば先ほどから駅東駅東とありますけれども、例えば我が町の土地、あるいは我が町に耳鼻科と眼科を誘致するような活動を私はすべきではないのかと。我が町の中に内科と小児科のクリニックがたくさんあったって私はしようがないと思っております。夜になればやっていないし、土・日はやっていないし、そんなところで、その場合には救急病院、公立岩瀬病院利用してください、いいと思っております。

しかし、耳鼻科と眼科がないからという質問に対して、このお答えはどうなのか。町長、もう一度このお答えの真意をお聞かせいただければと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

子ども議会の中でそのように答弁したということでもあります。

いずれにしても鏡石町はまさにコンパクトの町だと。そういう中で、内科等含めて個人医院が他の郡部の町村よりは多いというのも、これはご承知のとおりであります。また、近隣

にも須賀川市、隣は矢吹町、こういったことについても、これは病院というものがあります。

ですから、現時点で誘致すると、どういった誘致法かわかりませんが、誘致をするということも一つの方法かもしれませんが、今周辺にある、近くにあるそういったものの活用というものも大事だなと、そういう意味で申し上げたというふうに私は思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 実際に耳鼻科と眼科は鏡石町にはありませんので、皆さんどこに行っているかという、町長おっしゃったとおり、須賀川の耳鼻科・眼科に行くことが多いわけです。これはそのとおりです。

ただ、耳鼻科・眼科の実態を見てみてください。もうかかりたくてもかかれないんですね、本当に予約、あるいは待ち時間が長くて、夜10時ぐらいまでやってくれる耳鼻科もありますけれども、本当に大変な状態。これが例えば鏡石町にあるという理由で、それが須賀川のクリニックが負担が軽減するとは思いますが、私はやはりこの町の中で、地域包括ケアを完成させるつもりがあるのであれば、耳鼻科・眼科を町内に何とかしなくてはいけないという気持ちがあってもいいのではないかなと思いますが、その辺のお考えはどうかということももう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 地域包括ケアシステムの中、それは総トータル的に、いわゆる子供さんもいずれは高齢になる、そういうこともいろんなことも含めていろいろ検討されると。そういう中でどうするかということは、その中でいろいろ議論されるべきかなと。そういう中で、町がどのようなことでできるかというのは、またちょっと別な視点でこれは考えていくべきであって、そういう中でしっかりと議論をされるということは、大変私はいいことだというふうに思っています。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） この質問は私から出たわけではなくて子供さんから出て、子供がやっぱり思っているんですね。私も思っていましたけれども、子供からまさかこういう質問が出ると思わなくて、私はこういう子供さんたち、この町にずっと住んでいきたいと思ってもらえるような大人になってもらうためには、その辺は町もしっかりと一緒に考えていただ

きたいと、私も考えます。町民も考えます、そして執行もしっかり考えていただきたいと思っています。

最後の5の質問に移らせていただきます。

本当に駆け足になるかと思いますが、進めさせてください。

我が町における公の施設の管理運営についてお聞かせいただければと思います。

まず初めに、町立保育所の民営化についてであります。これは町社会福祉協議会への公設民営、来年度。そして翌年度には民設民営になるということでもありますけれども、これについて、本当に得策なのかどうか。そのメリット、デメリットそれぞれについてお答えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） マイクがきのうから不調なんです。だから、地声でやっていますよ。大きな声で。

○福祉子ども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石保育所につきましては、昭和43年11月から町立の保育所といたしまして保育事業を実施してまいりましたが、子供を取り巻く社会情勢の変化から、今後は保護者のニーズに応じた保育サービスの提供や保育所の安定確保などによる保育の質の向上という役割がこれまで以上に求められてきております。

こうした状況から、町では鏡石保育所の運営方法を見直しまして、保育サービスの質の向上を図るために鏡石町子ども・子育て会議の中で協議を重ねながら、鏡石保育所の民営化計画を本年の7月に策定いたしました。

民営化の目的としましては、1つ目に、経験豊富な保育所の確保による保育サービスの質の向上が挙げられます。

近年、核家族化や少子化の進行、共稼ぎ世帯の増加等によりまして、保育サービスに対する保護者のニーズが多様化してまいります。こうした状況に対応するためには保育サービスが提供する質の高い保育士の確保が欠かせませんが、鏡石保育所では、私ども町の職員定数等の問題から正規職員の新規採用は厳しい状況であります。

現在、必要な保育所を確保するためには、臨時職員を採用しておりますけれども、日額給与という形で、例えば1カ月、臨時職員には20日とか、18日とか、22日とかということで安定しない。収入面の不安が雇用の保障がないということで、例えばその臨時の方が結婚や出産などを理由にやむを得ず退職するケースも多くなっておりまして、経験豊富な保育士が不足するということが、今後、保育の質を維持できなくなることが懸念されるということで

ございます。

このために、保育所の臨時職員の雇用安定、正職員化を前提といたしまして、保育所の運営を民間事業者に移管することで経験豊富な保育士を確保しまして、保育サービスの質の向上を図ってまいりたいと考えております。

民営化の目的の2つ目といたしましては、保育所の安定的な運営が挙げられます。

政府の三位一体改革によりまして、平成16年度から国の公立保育所運営費の補助制度が廃止されまして、地方交付税として措置されております。しかし、交付税額につきましては、従前の補助額より減少しておりまして、市町村の財政負担は実質増加となっております。また、公立保育所の施設整備の補助制度も、現在は廃止されてまいりました。

一方で、民間事業者によります保育所の運営にかかわる経費につきましては、国・県・町からの負担金により賄われていることから、安定的な運営が見込まれております。また、施設の新設、増改築、大規模改修等の経費につきましても、国や県から補助金を受けることが可能となります。

保育所の運営先といたしましては、地域福祉の推進を図り、営利を目的としない極めて公共性の高い団体である社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会を予定しております。

今後は、これまで培われた鏡石保育所の保育方針・保育体制を基本的に維持しながら、平成29年4月から公設民営方式に移行しまして、安定的な保育の実施が確認できた後に、民設民営方式に移行する形で進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、保護者や子供たちが不安を感じることをないように社会福祉協議会と密接に連携を図りながらスムーズな運営移行に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） メリットの点がたくさんあったと思います。デメリットについては何かお考えになっていないかどうか、重ねて質問させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

デメリットということで言いますと、いわゆるそのデメリットをなくすために今回委託をするという考えに基づきまして、今、現地では進めているということでございますけれども、今後の問題点というか、社協さんのほうに移行になったとしても問題として今後推移するものといたしましては、やはり正職員化しますと、毎年昇給します。昇給しまして、その人件

費が段々経営を圧迫してくるというなかみでございます。

ただ、これにつきましても、現時点では、そのシミュレーションをしております、それにつきましても、ある程度その運営の中で先を見据えた経営戦略という形で考えているということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私が心配しているのはですね、町職員さんは恐らく派遣という形でいくのかなと思いますが、新たに社協さんのほうで今度に新規に職員、保育士さんを採用すると思うんですね。そうすると、それぞれの間に、いわゆる給与体系の中に格差が生まれるのではないかというふうなことを考えておりますが、その辺はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

格差ということでありまして。これは今でも当然格差がございます。そしてさらに、以前からも格差があると。いわゆる臨時と本職ということで当然あるという。そういったことで、少しでも縮めたいということが1つあります。

もう一つは、やはり安定した雇用というものが大切だと。それが保育の良質な保育に結びつく、そういった観点。いわゆる、いずれにしても今、町の職員とそこで働く臨時職員の格差は、3対1になっているのも事実でありますので、そういうことを少し埋めたい。そしてもう一つは、安定したと、そういった中身でやりたいということが一つの目標であります。あとは予算の関係もありました。先ほど交付税の関係もありました。そういうことも含めてしていきたいと。

そして、もう一つ私、これ、昔、私の子供も町の幼稚園に入りました。そのときに子供が何と言ったかと。私の先生は臨時なんだというお話をされた。子供は多分そういった意味で言ったわけではないんでしょうけれども、そういったことがあって、やはりその臨時・本職、そういったことを含めて、これはしっかりとしていかないとだめなんだと私はそのときから思っておりました。そういう中で、今回そうさせていただくということでもあります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 次の質問ですが、役場を退職なさった職員の方、再任用されていると

と思いますが、現在の人数とそのポストはどのような形になっているかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

再任用職員につきましては、平成27年度、3名採用いたしました。1名がふれあい子ども施設の館長、あともう1名は道路施設維持の係員、もう1名は中学校の用務員でございます。以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これは再任用制度がありますので、制度に基づいてのことだと思いますが、この再任用の制度については、町としてはどのようにお考えになっているのか、その是非です。ちょっと曖昧な質問になりますが、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

再任用制度につきましては、平成13年に公務員にも適用できるように制定されております。民間企業につきましては、平成16年に改正高年齢者雇用安定法が成立しまして、平成18年4月から、定年をなくすか、定年を65まで引き上げるか、定年後再雇用制度を導入するというように、いずれかの導入が義務づけられてございます。

ただ、国家公務員につきましては、平成25年度に、再任用を希望する者については再任用をするものと努力していただきたいというような閣議決定がされてございまして、そのようなもとで、定年退職する職員について、再任用制度により雇用と年金の接続のために実施されているものでございまして、町におきましては、平成14年度に1名、経験はありますけれども、先ほどの閣議決定と民間企業への定年延長制の義務づけなどによりまして、本町におきましても27年度から再任用制度を実施しているところでございます。

あくまでも雇用と年金の接続が目的であるということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 最後の質問に行かせてください。

我が町においても公の施設がたくさんございまして、例えば町民プール、鳥見山競技場等も含めて公の施設と申しますが、そういったものの共同利用を勘案して周辺市町村と、いわ

ゆる広域連携をしていくという考え、そういった施設の共同利用といいますか有効活用、そういったことは何かお考えになっているものはあるかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これにつきましては、隣の須賀川市長、さらには天栄の村長ともいろいろお話をさせてもらっております。隣の市長も何とかこういった方法、連携をとった中で施設がとれないかというお話をさせてもらっています。

特に、鏡石町については陸上競技場、須賀川市にはない。そういう中で、何とか須賀川市としても、つくらないで町の施設を使いたいという考え方を持っています。今は須賀川市は町の施設を使っているということでもあります。

私もそういう中で、鏡石町にはいわゆる文化センターは2つある。これは須賀川市と隣の矢吹町にあると。そういうこととお話をさせてもらっています。

そういうことで、やはり新しくつくるんじゃなくて、そういった隣接の連携をするということが大切だというふうに考えております。

ただ、なかなかこれは、それぞれの市町村でそれぞれの事業費、いわゆる市費、町費、村費でつくっているというものですから、バランスをとるとというのがなかなか難しい部分もございます。でも、そういう中で何とかやっていきたいという、そういった今、3市町村の中ではお話をしているということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今の世の中、やはりなかなか財政がどこでも厳しいので、行政の広域化あるいは効率化という点が叫ばれておりますので、我が町におきましても須賀川・天栄、あるいは玉川・矢吹等々の周辺自治体と広域連携をつくって深めていただきながら、ぜひとも行政を推進していただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合上、3時5分まで休議といたします。

休議 午後 2時52分

開議 午後 3時05分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 次に、10番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 皆さんこんにちは。

外に目をやりますと、木々の葉も落ちて、いかにも年の瀬だなということを感じる冬景色になってきております。

第6回の、我が町の12月定例会、10番、今泉文克でございます。一般質問のトリをとらせていただきます。

非常に年の瀬が迫りますと、精神的にも忙しくなったり、あるいは本当に新しい年を迎えるための日々を忙しく過ごすようになってきております。

そんな中ではございますが、今回、我が町の前町長であります木賊政雄氏がこのたびの秋の叙勲、双光旭日章を受章したところでございます。我が町のすばらしい地域づくりのために歩んできた多くの方々の中からまた叙勲をいただいたということは、私ども、それに携わる者としましては大変うれしく思うところでございます。心からおめでとうございますというふうな言葉を申し上げたいと思います。

実は、先日家におりましたらば、突然電話がありまして、何かと思ったら東京のほうから来た若いきれいなお嬢さんからございました。何だろうと思って聞きましたらば、お昼に仕事が終わったので鏡石町の田んぼアート、きらきらアートを見に来ましたということで、鏡石に来られて不動の湯でお風呂に入り、そして図書館周辺を散策して、また展望台に上がりきらきらアートの点灯を見たり、大変すばらしい、思っていたよりもすごかったねというふうな声が、その方が言っておられました。偶然にも、遠藤町長も行っておられたようでございまして、大変喜んでおられました。

この方は、ネットやLINEやフェイスブックなどで、鏡石町の田んぼアートを全国はもとより世界に発信するようなプログラムをつくって、田んぼアートを春からずっといろいろなところで昨年からご協力いただいている方でありました。うれしくなりました。町外の方が、このように鏡石町を、いいところを発表してくれているのだなと思うと、町民の一人として、また行政に携わる一人として心からうれしく感じたところでございます。

先ほども質問にも幾つかありましたが、そんな中で我が鏡石町は日本のどこと同じく人口の減少やら、そして出生率の少子化、また反対に我々を含めた団塊の世代の高齢化問題というものが、このギャップがだんだん広がる一方でございます。

そんなふうにして、町づくりがどんなふうに変わっていくのか、これは我々議会はもとよ

り、進めるところの執行が、大変重要な発想と実践力が問われる時代になったなというふう
に感じております。

しかし、我が鏡石町は住みよい町だというふうに思っておりましたところ、この春から残
念なことが幾つか続いておりました、新聞にも大きく掲載もされましたが、防犯対策という
ものが完全ではなかったのかなというふうに感じました。強盗が入ったりというようなこと
があって改めて驚き、安心な町づくりが重要だなということを感じました。

実は、11月、4日間にわたりまして、議員有志によります議会の報告会を町内4カ所で開
催させていただきました。多くの町民の方々がおいでいただいて、たくさんのご意見を拝聴
する機会に恵まれました。その中でも、幾つもの町がやった行政区懇談会と同じくご意見
が出ておりました。

先ほどの質問にもありましたが、ことしの9月に回覧で全町配布になりました、町の上水
道料金の改定が大きくお話しされました。使用量比で1,638円が1,951円というふう
に20%アップするというのは、先ほど吉田議員からもありましたように、やっぱり20%という額
よりも数字がすごくインパクトあったようでございます。

そこにおきまして、今回、鏡石町のこの上水道事業を今回質問させていただきました。今
回の上水道料金20%値上げは多くの町民の方々から大きな反響があります。今後、我が町が
50億2,600万円の大事業実施となっております。これは、6月議会でも質問いたしました
ところでございますが、その答弁の中では、工事費が高くなっても事業はとめられないとい
うふうなお話でございます。

この50億2,600万円というのは最終決定で進んでいるのでしょうか。事業内容の精査及び
再検討の必要性はないかと伺うものであります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 10番議員、今泉文克さんの質問にご答弁申し上げます。

本町の水道水源につきましては全て地下水によって賄われておりました、平成6年度に石
川町の今出ダムを水源とする用水供給事業を行う、今出ダム利水事業、県中地域用水道用水
供給企業団に参画、水源用水として給水供給の予定でありましたが、平成19年度に社会情勢
の急激な変化、構成市町村の厳しい財政事情や水事業の減少予測等により、これ以上の事業
継続は困難と判断されたことから同年11月に事業中止の方針が決定されました。それにより
まして、企業団からの受水と自己水源による水源構成を想定しておりました施設整備方針が
根本的に見直しされ、この事態に対応するため、将来とも町独自の事業経営を行うべく、上
水道第5次拡張事業の認可を受け、事業を推進しているところでございます。

質問であります、これからの内容は最終決定で進んでいるのか、事業内容精査及び再検

討の必要性はないかと伺うものであるとお尋ねでございますが、水道施設の大規模な方針となる中で、浄水場施設整備計画や事業規模において町の水源原水の水質状況を勘案し考慮しながら、水質基準を超過することのないよう水処理工程が必要であります。安全安心な水の供給や災害時にも安定的な給水を行うため、施設水準の向上など適切に対処して行くためにも、計画的に実行していくことが必要であります。これらにつきましては、住民に対しましてさらに事業の必要性を引き続き示していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） といいますのは、私が申すまでもなく、給水人口が平成18年では1万2,600人でありました。昨年の決算では1万1,900人に減少しております。また、1日当たりの最大給水量も平成18年は5,100立米だったのが昨年は4,100立米まで減少しております。

そして、環境を見ますと、企業等の減少、あるいは縮小、それから近年企業の進出が一つもございません。そのようなことを鑑みますと、だんだんこの人口も減る、そうすると給水量も減少してくるだろうというふうに予測していいのではないかというふうに思います。

そのときに、先ほども申し上げましたが、町財政の中で計画されている50億2,600万円というこの大変な金額につきまして、今から七、八年前に計画した段階では28億だったやつが38億になり、そして今回50億というふうになりました。

実は、12月5日の全協でもまた配付されましたこの資料を拝見しますと、この平面図、たくさん記載されております。大変な施設ができるのだなと感じております。ただ、これ見ましたらば、この敷地面積が当初は1町7反だったんですが、今回は2町1反5,000にふえているんです。いつの間にか知らない間に規模が2割ふえてしまっているんです。面積が。だんだんこの経費というものが膨れ上がってきているんです。

そうすると、当初計画したような、この壮大な新浄水場、立派ですからすごいと思うんですが、これが、このまま進めてこれが全部、財政状況を見てみますと、非常に工事費が膨らんできて、それが全てこの水道料金あるいは町の財政にかぶさってきているというふうなことが感じられます。

ですから、この施設規模が1つは適正なのかということ。確かに当初計画したときにはいろいろな機械類、新浄水の設備を計画計算されて始められたとは思いますが、これが適正なのかどうかということでございます。

それから、施設の内容の設計です。これはどんなふうな形でつくられたんですか。町にはこういうふうな設計をする機能というものはないからきっとそれなりの機関に委託するなり、あるいは数多くの専門業者のほうにそれらを投げかけて、そしていろいろな機器類の設定を

してこの価格が50億、当初は新たな数字で上がったのが34億2,100万円だって、それが、これは工事費の部分で、34億から45億、そういうふうになった数字があるわけなのですが、導水工事、排水工事とかそれらも含めて。この数字が出てきた根拠、これは業者のほうから見積もりをもらってそれを計上したのかどうか、それともちゃんとした県のそういう公の機関で設計したのか、あるいは町単独でやったのかどうか。だんだんとやっている間に価格だけが大きく膨らんできております。

私が思うには、この施設内容を見直しするなりあるいは縮小するなりして、工事費の50億円の減額は図れないのかというふうなことを感じるわけでございます。これは図れないのでしょうか。

それから、この新浄水場のこのシステムについては、ほかの方法はないのでしょうか。やり方として、もうこの当初計画した方法そのままこの金額の数字でやらなくてはならないのか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 今泉議員の再質問にご答弁申し上げます。

まず、この事業費が適性なのかということでございますが、28億という金額も出ましたが、この28億につきましては、当時全協なりで説明をしております。この当時は21年の4月に28億という数字を出してはいますが、この際には今後の工事費ということで、その当時の資料を検索してみますと事務費系統が入っていないということで28億という説明をしたかと思いますが、その後21年の7月に第5次拡張の事業認可、変更認可を受けております。この際には38億5,000万円ということで、県の拡張の変更認可を受けて事業がスタートするということで、認可の金額が38億5,000万円でございます。この際には、当然、変更認可、財政計画も含めましてこちらにつきましてはコンサル等に委託をして、おおむねの概算工事、これを算出しております。これがそれぞれの浄水場、導水管、排水管、水源施設全てを含めまして、当時数字をたたき上げまして38億という数字を出し上げまして、これらが通用してきたということでございまして、さきの27年の、昨年11月ですか、事業費の見直し、当然この変更認可を受けたときは平成21年でございますので当然消費税等も5%ということでございましたので、その後事業費の見直しということで震災等も受けました。その際に、当然資材と人件費と消費税も含めまして、それぞれ認可の段階からかなり状況が変わったということで事業費の精査を行いまして、過日ご説明申し上げました38億の事業費が50億になったという経緯でございますので、そちらご理解いただきたいと思っております。

計画そのもの、その工事の発注する際、当然、工事に先立って設計委託等をします。この部分でそれぞれの概算的な形での見積もりでございますので、当然詳細設計を行います。そ

の詳細設計、数値的な積み上げに対して今度は金額、単価を入れますので、そういった部分を詳細設計で工事に先立って行くと、設計委託という形になりますが、それらを行ってから工事を発注するというごさいますので、これから浄水場関係も、これから実施設計、発注する予定です。

当然、今現在は数値的な概要、方針的な部分で、基本計画でこの金額を上げておりますが、これからさらに詳細設計、その数値に対して単価等を、積み上げ等を再度精査しながら工事を発注する前段での設計業務委託、こちらにつきましては過日の全協でもこの予定で今後発注していきたいというご説明を申し上げたところごさいますので、今後、そちらについては詳細設計等これから発注して工事に先立っての業務を委託するという中身で、さらにその中では詳細に出てくる予定でおりますのでご理解いただきたいと思います。

今後、事業費的にはこの状態に進むのかということごさいますので、計画に対してこの状況で今後進めていきたいと、先ほども言いましたように、これから詳細設計等発注する前には行いますので、その際には精査するというごさいますので内容の確認等もしていきます。

そういった部分でやっていく予定ごさいますのでご理解いただければというふうに思っています。

以上ごさいます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 知らず知らずのうちにこれ膨れ上がってきて、我々、6月も言ったんですが気がついたらばいろいろところで価格が上がって、それが全て町民のほうに行っているような感じごさいます。

だから、例えば1つは今のこの計画したシステム以外の方法は、この地下水を利用した場合は考えられないのかというふうなごさいますことについてのご答弁はまだいただけていなかったものごさいますので、それは後でお話いただきたいと思います。

こう見てみますと、我々に渡されたこの財政収支計画の中でこの6年間の計画、これ渡されましたよね。これを見てみますと、この事業財源が28年、今年度から33年度の6カ年間で39億の収入予算がここごさいます。これ6カ年たすと。そして支出が43億になっているわけごさいます。そうすると約4億円の赤字が出ています。そうすると、前も33年には再値上げをせざるを得ないというふうな話をしてごさいますから、これを承認するということは我々また33年に値上げを、もう今の段階でこれを承認するということは、もう値上げを承認しているに等しいわけごさいますよね。

そうすると、またここから上がるとなると、町民に対してそういう細かいお話を説明しなくてはならないかと思うごさいますので、もうここでほぼ値上げが確定しているということになり

ます。そうすると、安くてよかったという我が町のその水道料金が、知らず知らずのうちにも高いものになっていってしまうというふうなことになります。

これ見てみますと、この財源が企業債で36億ほど、ここで計上しているんです。大部分がこの企業債でもってこの事業を行うということ。一般財源からとしては2億4,000万円ほどここで計上してあります。そうしてこの差額が先ほど言いましたように4億円になると、これは料金を値上げして町民からこれを確保するというふうにしかな捉えられない状況でございますが、これはそのようなことでよろしいのですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 浄水場のシステムについて大変申しわけありません。本当に申しわけありませんでした。

本町の水道水源、地下水でございます。当然、事業の変更認可を受ける際に浄水方法はどのようにという形で出てきます。それは水源がベースでございます。本町は先ほど言いましたように地下水でございますので、ろ過砂方式といたしまして、うちの原水に合わせた形で処理方式がおおむね事前に検討されて、今回、ろ過工程で前処理ろ過と急速ろ過、その前段として薬品処理を行うということで、当然こちらにつきましては鉄マンガン等、地下水特有でございます。そういった部分が高い井戸等もございますので、そちらサンプリング等検討してこの導水方法ということで検討した結果、認可に反映させているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

あとは企業債関係でございますが、本町の水道事業、本町に限らず広域運営に基づく水道事業につきましては独立採算がベースでございます。こちら料金見直しについても再三再四ご説明申し上げたところでございますが、事業を行うには多大な費用がかかるということでございまして、その事業を行う部分としてはほとんどが企業債、借入れで行う部分でございます。5年据え置きの25年償還ということでトータル30年という形ではありますが、借入れすれば5年間は利子は払うと、これの25年間については元金償還という形でこちらも事業年度によって借入れしておりますので、28年借ればその5年後から元金という形で、次年度からは利子という計算になります。

今後、独立採算の基本的な考えからすれば、当然、償還等この事業にかかる費用につきましては使用料から賄っているという部分でございますので、将来にわたりまして借入れした部分については使用料で償還していくと、そういった部分で、今回の20%の値上げに関しましても、27年度を機軸といたしまして28、29、30、31年の4カ年ということで算定期間を設けさせておきました。

そういった部分で、その後どのようになるかという部分でございますが、当然、水道事業、

施設運営にも維持管理費等で費用がかかってきます。そういった部分でいかに費用を軽減するかということで、工事、これからも実施しますが、そういった部分も含めまして、今後そのような状況に、極力抑えられるまで経費の節減に努めるという考えでおりますので、この段階ではそのような予定にあるのかという部分でございますが、当然、適正な水道料金ということを考えますと、あくまでも独立採算ということで、使用料から賄っていくという部分でございますので、適切な料金から償還していくという部分で考えていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） かなり大きな財源ですから、毎年この後、ことしは4億8,000万円、来年は5億8,000万円、30年が7億2,000万円、31年7億3,000万円というふうに、かなりの高額の出債を起しているというふうなことで説明になっています。

現在、企業債の残高は14億、現段階であるわけですね。それに今度はプラスになってきて、幾らかは返済しているからそうしてこの14億は減るのかもしれないんですが、今回の決算書、これ9月の決算の中で拝見していきますと、上水道定期預金が2億1,900万円ほどあるというふうに報告になっていました。これはここの中では、ちょっと探したんですがその数字がちょっと見つけられなかったものですから、どこにこれはあるのかというか、実際に本当にあるのかどうか、あるというのだからあるんだろうけれども、それが1つと、あとそれから現金預金で4億ほどあるんですね。ここの中では。現預金では。これは預金と現金というのは分離されていないから、その預金というのはどんなふうになっているのかというふうなことをお伺いしたいと思います。

あとここで減価償却費が、年間で昨年は7,600万円ほど出ております。これらについては内部保留しているというふうなことなんですが、この内部保留はことし単年度ではないと思いますから毎年やっているんだと思うんです。その数字がどこでこう出てきているのかちょっと私としては見つけられなかったものですから、ちょっとこれはもし内部保留していると、この合計残高というものがあって、それがここの中では、決算書では当然出てくるはずだと思うんですが、それが見つかっていないんです。この決算書のどこにあるかということなんです。

あと見てみますとここの中で利益剰余金、減債積金として1億1,600万円、あとそれからこれは収支不足補填財源として計上してあるんですが、利益積立が4,000万円、建設改良積立が8,400万円、2億4,000万円ほどここにあるんです。これらも今度はこう見ていくとこの6年間の中には、5年でゼロになってしまうんです。この事業費と相殺していくと。これ

らの金というものがどこにどれだけの財源が、少しはあるのかなというふうに思うんですが、それが見当たらないものですから、それらを教えていただきたい。

なぜかといいますと、やっぱりこのかかりを確かに企業会計ですから独立してやっていますから、経費は全部利用者のほうに付加するのは当然のことかもしれないんですが、ただこのように3億、5億ならばそこでも負担も少ないと思うんですが、50億というふうな、きのうも言いましたけれども、1年間の我が町の一般会計の財政がここにこの後つぎ込むのがもう目に見えてはっきりとここでは決定しているわけです。そうなりますと、これらについてのこの財源というものは企業債に頼ったり、あるいは利用者からの代金で付加していったりというふうなことだけで補っていくというのは大変難しいというか、私は町民に対して説明するのが大変だと思うんです。

これ見てみますと、この国庫補助と言おうかそういうふうなもの、あるいは何かの助成金のようなものがこの水道会計の中には組み入れることはできないんですか。あとほかの基金とか積立金とかそういうやつを運用して、きのう言いましたけれども、減債基金動かないと言いましたけれども、ああいうやつを借り入れを起こしたところはそれを使って借り入れを少なくするとか何とかという方法やら、それからほかの市町村なんかでも全部そんなふうにしてやっているんですか。独立採算で町がやるのではなくて、町がやると全てが町のシステムの中で組まれますから、一般企業のような、完全に独立して、先ほど保育所なんかはそのようなことで今度は民設民営の方向に歩むというふうなこと言いましたけれども、この水道事業についてもそのような方向性というのとはつくっていくことできないのかどうか。

そういうことについてはどんなふうに見られているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 10番議員の質問にお答え申し上げます。

まず、決算書の中身の2億1,900万円という預金ということでございますが、こちらにつきましては減債、建設改良利益剰余金ということで、例年議会の決算時に承認を受けまして、未処分利益の処分ということで議決いただいております。

その中で、運用という意味合いで証書化する中で、その処分したそれぞれの部分で2億1,900万円の定期というか預金をしている金額が2億1,900万円ということでございます。

決算書の中で現金預金とございますが、現金預金を含めまして、その金額ということでご理解いただいて、流動資産の中の現金預金という、今回決算で出てきておりました貸借対照表の中では4億400万円でございますが、その中にその2億1,900万円入っているということでご理解いただければというふうに思います。

あと、減価償却でございますが、こちら来年当然公営企業法に基づきまして資産に対して

当然減価償却を行わなくてはならないということをごさいます、毎年、収益的収支の中では減価償却を行っております。それを本来であれば次回の新たな資産の改令、更新等に積み立てをして利用するというのが本来の姿かと思いますが、本町におきましてはその減価償却全てにおいて資本的収入、支出というか、資本的のほうで新たな資産に、毎年度、過年度分留保資金ということで、区分は減価償却するものが留保資金、内部留保ということで位置づけしておりますので、そちら来年、例年資本的収入支出で収入に対する不足額ということで、過年度分ということでそちらを活用して資本的のほうに充てているということで、ほとんど過年度分、翌年度にはほとんどそういった形で資本的に充てているというのが現状のごさいます、ほとんど残高についてはございませぬので、現在、内部留保として捉えられているのはその建設改良減債、あと利益譲与という部分のごさいます、その部分がほとんど内部留保とあと減価償却ということで認識しておるところのごさいます。

そちら全てその状態で実際に過年度分でそれぞれの利益剰余金、処分、建設改良それぞれ積み立てというか処分した額の合計額が剰余金額とちょっと違うのは、証書化しているかしていないかということで、その処分額としてはこちらの決算書に上がっている利益剰余金の分の合計額がそれぞれ毎年度任意積み立てというか、任意処分しております減債なり建設改良、利益譲与ということでございます。

利益剰余金につきましては、目的外使用ということで、赤字になった際に使用するということでこちら議会の議決をいただきながら処分をするという中身になっておりまして、例年この部分で対応させていただいている部分で、あと未処分利益というのは、その単年度収支の中での活用ということで、赤字になった際には優先順位がございませぬので、まずは利益入手分、利益剰余金を処分して、なおかつ赤字がある場合には利益剰余金を処分しなさいよということでこれは法令的に定まっておりますので、そういった意味合いで利益に積み立てている部分がございます。

そのほか、補助金関係はないのかということでございませぬが、こちら公営事業に関しまして基準にのっとった補助制度がございませぬ。通常のこのような更新事業とか耐震化という形での補助に対しては国庫補助は認められていないというのが現状のごさいます、この計画の中に一部、今、内部的配水池関係の補助のメニューがあるかどうかという部分でいろいろ策定している部分で、こちら計画にも上げているような、2,000万円程度、補助金という形で上げておりますが、こちら該当する部分としてこの程度が見られるならということでおおよその部分で2,000万円程度今見ているところのごさいます、ほとんどが一応補助的には、補助のメニューがないというのが現状のごさいます。こちら補助のメニューがあるのは公益的な見地、用水供給事業といった部分で、今出なんかはそういったもので補助があったわけでごさいます、単一自治体での補助については、補助というのはほとんどないというのが

等しいのかなということ、あるとすれば基準にのっとった部分での補助があるということ
でございます。

民間的な部分でこういった事業、他の部分でやっているところはないのかということ
でございますが、従来、水道事業、公営といえども独立採算というベースでやっておりまして、
極端な黒字、極端な赤字にもできないということとやっております。そういった部分で、民
間でやるとすれば当然採算ということを考えます。民間が採算ベースを考えないでやるとい
うことはまずあり得ません。

そういった部分からすれば、公営企業で各自自治体が行っているということは、安全、衛生
部分を考えて市町村が行っているというのが今の現状でございます。今後、公設民営的な
形で全てやるということもあるいは出てくるかと思いますが、もしそうなった場合にはそ
の後の施設の更新をどうするのかといった部分でいろいろな問題点が指摘されているとい
うのが耳にしておりますので、現時点で、そういう部分で公の部分で民間が行っている事実が
あるのかという部分を答えますと、情報によれば、全国で五、六市あたりがちょっとそうい
う部分でお話があるのかなということは情報等で入れている状況でございます。内容等
についてはちょっと把握しておりません。大変申しわけありませんが、そのような状況で現在
推移している状況であります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 私のほうから補足的な説明をさせていただきます。

今回の水道料金の20%の値上げということで、大変私も心苦しいというふうに思っており
ます。そういう中ですが、先ほど課長のほうから説明あったとおり、この石川町の今出ダム、
これが構成市町村の状況によって、いわゆる断念せざるを得ない、解散をしてしまった。そ
れによって今回の第5次浄水の計画がされたということとあります。

私は22年の6月からの町長就任ということでございます。そういう中で、これはそうい
たことを受けて、21年の4月の中で、全協の中で説明された。それで、私も正直言って今
回、調整懇談会の中で28億というそういった数字が出ました。そういう中で私も正直言って
その28億については初めてその場所で聞いたということが事実であります。知っている中
では38億5,000万円と、これがいわゆる事業認可を受けたと、そういったことで私は思っ
ておりました。

そういう中で、ちょっとコピーをとってもらって、そして翌日担当を呼んで調べましたら
ば、そのとおり、まさしく21年の4月には28億6,000万円という、そういう数字が出たと、
そこで私も初めて知ったという状況であります。

ただ、この中身を見ますと、いわゆる用地費とか調査事務費等がゼロとなっておりますの

で、この中でどう説明したかは私はわかりません。正直言って。そういうことで来た。私が知り得る中では38億5,000万円、これは5%の消費税、いわゆる8%、これは前回上積みしました。今回の50億については10%ということでの算出だと、精査をした結果、このようになったということでもあります。

そういう中で、もう一つは以前全協の中でも説明しましたし、町政懇談会の中でもちょっと若干説明をした部分がございます。これは、やはりその21年、就任する前でありますけれども、21年の12月の議会の中で、いわゆる基本料金、今まで月10立方を5立方まで下げました。1,200円を700円下げました。これは、いわゆるマイナス41%という状況であります。

今回、20%上げましても、この5立方を使っている方についてはまだ21年から比べてもマイナス30%という、そういった結果になっております。そういう中で、この10立方以下を使う方が3割ちょっとおります。そういう中で、いわゆる前回の見直しの中で、21年の12月の議会の中で承認を受けたのがある減額、さらにはプラスという、そんなことがありました。

料金については余り伸びなかったという状況でありました。

今回は20%でありますけれども、これまで震災もありまして事業もなかなか進めなかったわけでありますけれども、いわゆるこの第5次の総合計画の完成というのは、見ますと、30年度、完成して31年から供用を開始すると、そういったものが第5次の計画でありました。21年度です。

資金力もない、そういうことで今考え進んでいるのは、現在、33年完成、34年供用開始ということで、そういった資金不足も含めて年度をちょっとおくれさせなければならないという、そういう状況になっているということでもあります。

いずれにしても、先ほど質問があったように、これについての事業費の軽減、これについては当然図る必要があります。この前も全協等の中でも担当課から説明があったように、盛り土についても、今、別なほうから無料で運んでいただいているという、そういった経緯もございます。

できる限り、経費節減に努めながらしていきたいと。

さらにもう一つつけ加えるとすれば、いわゆる一般財源からの繰り入れというのは、我が町は消火栓の、100万円しか、一般会計からは入れていないというそういう状況もございませう。そういう中で、しっかりとそういった部分もこれからは考えていかなければならないと、いずれにしても20%というのはそういうことで恐縮に思っておりますけれども、そういった是正も今後していかなければならないというふうにも考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

[10番 今泉文克君 登壇]

○10番（今泉文克君） 私が申しあげました数字、この28億6,500万円という数字は21年に確かに出たんです。今町長言われたように、この段階ではこの用地費とか調査費とか、全くそれが抜けているんです。本当の取水、導水、浄水、配水というふうな主要工事だけの金額で28億になっているんです。

私らはそれで上がるのかなと思っていただければ、後で調べてみたら今言ったようなものが抜けておりますから、それは当然のことながら4億3,000万円ほど後で追加になっているんです。

だから、それは確かに消費税が上がったり、震災によって価格単価が上がったり人件費が上がったりもあると思いますから、ある程度の値上げはこれはやむを得ない部分もあるかもしれないんですが、1回この導水、この事業を決めてしまって、そしてこの新浄水場も動いているとなったときに、当初計画したそのままではなくて、機械とかあるいは器具類も新しくなって効率のいいものもできてくると思いますから、そういう情報をどんどんやっぱり常に関係組織の中で集めて、そして少しでもやっぱりコストを下げる努力というんですか、そういう情報はやって、町民のために結びつけていただきたいなというふうに強く願っているところでございます。

これ、出てしまっている数字ですから、いち早くこの完成というんですか、やって少しでも経費を安く上げるような形をとってもらうように私らは見るしかないんですが、その辺は担当課のほうにも強く求めて行きたいと思います。

あと、ただいま、これは料金関係については22年のときに何だかわからないうちにごちゃごちゃとしてしまっているんです、これ。家庭用はただいま町長が730円というふうに言いましたけれども、前は10立米で1,200円なんですよ。そしてこの730円というのは5立米に落ちているんですよ。半分になっているんですよ。だから単価は下がっているような気はするけれど、ロットが半分になっていますから、あとそのほかの超過料金とかあるいはそれ以上の水量、それらについてはわかりませんので、確かにこういういろいろ計算はあるかと思うのですが、比較するのに苦労しておりました。

ですから、そういうことも含めながら、価格については今後とも最善の努力をして町民負担を軽くするための政策を進めていってほしいというふうに強く思うわけでございます。この金額が大きいからというか、ちょっと1カ所詰めればかなり下がる部分もあるかもしれませんが、そういうふうに期待をしております。

それでは2つ目は、県中地区の都市計画、これは何回も私も聞いているものですから、またかなんていうような顔で担当課はいるのかと思いますが、先ほども長田議員からも話ありましたように駅東の問題やいろいろなこの大きいやつに絡んでくるのがこれだと思います。

昭和46年に施行された今から45年前の気が遠くなるような年数の縛りのあるあれです。その後、駅東の開発ということで、現在56町歩あるいは10町歩なんていう数字で動いていますが、180町歩を超す大規模、それから南部工業団地も100町歩を超す大規模計画がここの中に入ってきていると思うんです。

実は、行政区ごとの先日町でやりました懇談会、鏡田でも発言がありまして、この方は町づくりに対してもかなりの精通された方、有識者の方で、いろいろなところで努力している方でいろいろな意見も聞いている方のお話がありましたですね、この県中都市計画のことについても。これは、見ていますと、かなりの線引きがあつて、一般的には私は大変な弊害ではないかなというふうに私は思っておるところなんです。

だけれども、町はこれを受け入れてやっていますから、これらについて、やっぱり廃止とか除外とかの、こういうふうな希望が大変聞かれます。それでこの県中都市計画の我が町に対するメリット、これは具体的なメリットというのはどんなところにありますか。

それをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 10番議員の質問にご答弁を申し上げます。

町は昭和45年に県中都市計画区域に編入されまして、計画的に市街地を図るということで、市街化区域と市街化を抑制する区域、調整区域という、いわゆる線引き都市計画となっております。

町はこれまでこの線引き制度によりまして、鏡石駅、それから4号を中心としたコンパクトな田園等の周辺環境に調和した町並みということで形成してきました。

町の方針としましては、第5次総合計画において計画的な土地利用と土地の開発の推進ということで施策を決めておりまして、区域区分の適正な規制誘導を図るということで市街化区域と市街化調整区域の区域区分を基本的に堅持することになっております。

先ほどの質問にございました具体的なメリットというふうになりますが、都市計画のそもそもの効果といいますか、効果につきましては、まずは都市計画市街化区域、これについて線を引いて、これは開発できる区域というふうに分けます。あとは都市計画の調整区域と、それで、1つ目のその都市計画市街化区域につきましては、都市計画においては、道路、それから下水道、それから都市生活の基盤となる生活向上のための都市公園とか、都市的産業活動に必要な基盤ということでいろいろな施設の整備がされてきます。これにつきましては、都市計画によりまして、計画決定されたところの補助金等の事業、下水道事業なり公園事業なり道路事業なりということで、基本的にはそういう事業が入ってきてございます。

それから、市街化区域、調整区域です。調整区域については、その都市を抑制する区域と

ということで、いわゆる、当分の間抑制しますということで、無秩序な、整備の効率と申しますか、それはしないというふうなことになっていまして、そちらについては都市計画課とは違う農業関係のシステムということで農業の補助金関係というふうになります。

メリットと申しますと、お互いに区域を分けて、お互いに都市部と農村部をお互いに分け合っただけをするということで、お互いに方向性を見出すというのがメリットになるのかなということに考えてございます。

メリットについては以上でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 担当課長のほうから文言を並べられると、いかにもすごい町づくりになっているような気はするのですが、補助金が多いと、どのくらい多くなるんですか、こういうふうな県中地区都市計画と、そんなに出ないのかもしれないけれども、これは、私どもの鏡田地区から見ると、全くのこれは弊害であって、実は何というんですか、開発の中で北部地域に住宅をつくりたいという方もたくさん来ております。

それからあと実は先日3人ほどあったんですが、今回の東電の問題で、鏡石に土地を探しているんですという方が3人ほどおいでになりました。それから、やっぱり郡山地区に通ったりするのに非常にこれが便利がいいから、それらができればこちらにつくりたいんだと、次三男対策で地価もこちらのほうが安そうだからこちらにつくりたいんだという方も、次三男さんですから、鏡石の町へ住んでいて、息子さんたちが家をつくりたいと、それがあって、その案内をしますけれども、残念ながら希望する場所は全て市街化調整区域なんです。駅東にご案内すると、こちらまで来るのかなという話になって、立ち消えになってしまう。

そうすると、何かせつかく今この東日本大震災の影響でたくさんの方が、今、人口増の動態をみますと、いわき、郡山、二本松、大玉、こういうところが人口増になっているところは大体その方々が居住しているエリアなんです。

それを考えると、我が町は何か一時随分大熊から来るようなお話も伺っていたんですが、何人来たんですかね、ほとんど聞いていないものですから、そういう意味ではおくれをとってしまったなど。そして考えるとやっぱりこの県中地区都市計画がそれを縛っているというふうなことで考えられますので、町長としてはこの除外ということは考えておられないのでしょうか。

あと、それから既存の市街化調整区域の市街化区域の変更は考えていないのでしょうか。これは小規模開発計画の導入やら、何というんですか、そういうふうなことで除外することによって住宅建設が可能になる、あるいは他産業がそこに誘導できるようなことが考えてい

なければこれは絶対できませんから、その辺をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、県中都市計画から要は除外しようということのようではありますが、県中都市に入って市街化区域に入って昭和45年からと、こういった経過が、長年の経過があると、そういう中で町づくり、先ほどのメリットデメリットもいろいろあるのでしょうかけれども、前にもお話ししたとおり、鏡石町の駅を中心として、いわゆる半径1.5キロの中には75%の世帯があり71%の方が住んでおられるという、そういった数字からすれば、この市街化区域のメリットというものが集中してよりコンパクトな町に、この昭和45年からのなかでそういった数字が見られるのかなというふうに思っております。

ただ、一方で、議員がおっしゃられるように、それから外れた、例えば須賀川に近い須賀川の高久田方面は逆に言うと須賀川の市内に近いという、そういったことからするとそこが市街化区域でないということは逆にわが町にとってはその部分はデメリットなのかなというふうにも考えております。

ただ、今、この市街化区域から除外する、除外しない、こういった部分についてはやはり長年の蓄積もございますので、これら等を検証をしながらしていく必要があるんだろうなとこれからの町づくりのいわゆる都市整備の国の補助金、そういったものが含めて都市づくりについてどうなのかということも含めて一緒に検討せざるを得ないのかなというふうに思っています。

ただ、我が町は下水道、水道も、特に下水道の整備率は高い町であります。そういう中で、例えば旧国道でも右側が調整区域、左側は市街化区域というそういった地域も当然あります。例えばその50メートル範囲の中では、町が何もしなくてもいわゆる開発できるというそういった箇所も幾つか私はあると思います。そういう中では次回の市街化区域の見直しの中ではそういった検討が必要であるのかなというふうに思っております。

あと、そのほか、この市街化区域に入りながら、都市計画に入りながらもっと別な仕組みで対応できるものはないのかと、そういったこともこれから事務方のほうでしっかりと勉強していただいてやっていくことが大事だなというふうに思います。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） この県中地区都市計画がやっぱりメリットとかいろいろあるというふうなことで今日まで歩んできていますが、それが今後も我が町にとっては適正なのかどう

かということも公の場で議論されてもいいのかなとも思います。

やはり、おおきな問題は先ほど長田議員が申し上げましたように駅東の開発、これ180町歩という大面積、これがあそこに出てきてしまったことがこの大きな問題になっていると思うんです。あそこにこの県中都市計画の、我が町の都市開発の根幹をなす部分です、あそこは。そこに26ヘクタールの準工業団地、これが、現状はどうなっていますか。全然まず話がないのか、なくて今後このまま送るのか、それともまたどんなふうな考えなのか、見通し立たないのかもしれないのですが、それについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 駅東の、いわゆる先ほどの56ヘクタールのうちの準工に21年、もっと前かな、した部分であります。

これにつきましては、先ほど答弁したようにいわゆる3工区は実施をしていきたいという考え方を話をさせていただきました。それ以外の部分に当たる、いわゆる1工区、2工区、4工区、5工区というふうになります。そういう中で4、5区が準工ということであります。この部分については、ここもできる限り、動かしていきたいという考え方があります。その裏づけは、ことし3月にいわゆる郡山土地開発公社の3億6,000万円の一括返還を繰上償還をさせていただきました。ここについては、今、4の敷地、これは町の土地でありますけれども、使用料が年間多分4,200万円前後、収入があると、今まではこれは返済に回っておったと。今度は返済からこれは収入になります。

そういう中で、こういったものが活用できないかという一つの案でありますけれども、今度は考えられるのかなというふうに考えているところであります。ただ、先ほどいったその4があと8年ありますので、8年継続するというのも、これも1つ大事な部分でありますので、そういったことも見きわめながら、まずは3工区を動かしていきたいという考え方を持っているところです。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 先ほどもちょっと触れましたが、福島県内の50市町村の人口発表がありまして、鏡石町は1万2,486名とか、それで平均年齢が45.5歳。これは西郷村に次いで県内で2番目に若い町ということで、我々自慢していいのか喜んでいいのかわかりませんが、とにかくよかったなというふうに思います。

高齢化率が25.1%でも県内では3番目の低さということであるのですが、ただ、我々を含めて今どんどん団塊の世代がここに入ってきております。どんどんこれは高齢化率が高く

なるのは当たり前なのですが、県内を見ても金山町が57%、昭和村が55%近く、あるいは三島が50%と、人口の半分が高齢者で地域づくり町づくりがされているエリアがあるんです。

そうすると、これは我々の町には、鏡石には通じない、あるいは関係ないというふうに思われるかもしれませんが、このように地域、町、あるいは集落づくりというものが厳しくなってくるということはある程度考えなくてはならないと思います。

そこで、鏡石町もこういうふうな多くのことがあることを鑑み、今から政策を、この高齢者を活用した、あるいは地域だけでやるのではなくて、町とか議会だけではなくて、この地域おこし協力隊ですか、そういうやつの受け入れや生涯活躍の町づくりなんかの点を考えながらやっていくことというのはどんなふう考えられるかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町づくりにおきまして、当然ながら住民の参画は重要な部分であると思います。住民の皆様に積極的に町づくりに関与していただく必要は、第5次総合計画におきましても参加と協働の町づくりを進めるために、町民参加の促進や広報広聴の充実を図る計画が盛り込まれております。

ただいま議員のほうからありましたように、地域おこし協力隊、これについては県内でも多くの自治体が採用している状況もございますけれども、今のところうちではやっていないという状況でございます。これにつきましては、町民にはない斬新な視点から、よそ者、若者という部分で新たな考え方が注入されると思いますので、この部分については募集できるような課題を見つけて今後検討させていただきたいと、あと生涯活躍の町づくりということで、もう今後25%、町も超えました。当然ながらボランティア活動を含め、さまざまな機会を提供しながら生涯活躍していただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 何か、いろいろな方のお話を伺っていると、この地域おこし協力隊というのが非常に全国的に各市町村が募集をかけていると、去年は全国で673自治体が2,625名の、若い30代くらいの方が多いということなのですが、この方々を地域に呼んで60%くらいが定住しているというふうなこと、それでその方々が新しいネットワークを地元の方々とつくって活性化につないでいるというふうなことがありますし、隣の天栄村なんかもかなりこれは進んでいることをやっておられるのかなというふうに思います。

鏡石町、今これ田んぼアートなんかで東京から学生やら野菜ソムリエの方々来ておるところでございますが、新しいこの都市の感覚というのを、やっぱり鏡石町に入れるためにはこういうことも一つの方法であるのかなというふうに思いますので、今後こういうものが導入されるような検討をやっぱりいち早くして、近隣町村におくれをとらないような、ある意味では歩いて行ったらいいのではないかなと思うのですが、その辺はどんなふうにお考えなのか。

あとそれから、高齢者はこれからどんどんやっぱり多くなります。この方々の持つ特技とか経験とか、そういうものをやっぱりどんなふうを活用するか、そういう策というものは町としては考えておられるのか、栃木県的那須町なんかではこの高齢者を随分首都圏から受け入れて町の大きな事業に結びつけているというふうなことを伺っておりますので、我が町はどんなふうにかこれ考えておられるのか。

地域おこし協力隊というのは今後考えていくということなのだけれど、何でも考えていくという答弁ばかりしかもらっていないから、本当に何をどんなふうにか考えるんだか具体的にちょっとこう1つ2つ言ってもらってもいいのではないかなという気はするんだけど、その辺お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ご提言本当にありがとうございました。

いずれにしても、我が町は人口の減少は少ない町だと、でも必ず人口は減少方向に向かっているのも、これも間違いないと。そういう中でいかにこの町づくりのなかで活性化をさせるかというのが第一であります。

そういう中で、できる限り町職員に、まずは、私は頑張らせていただくことが大事だなというのもひとつございます。それぞれの場でしっかりと頑張っていけば、総トータル的にはほかの町村には私は負けないというふうに思っております。

そういう中で、この人口減少も多分他の町村よりは減少率が少ないというふうにも私は思っております。

そういうことを期待することと同時に、今お話ありましたそういった部分についても、検討するという言葉になってしまうかもしれませんが、いずれにしても、先進地を含めて見ながら前向きに、前向きという言葉をつけ加えて検討していきたいというふうに思います。

あと、高齢者についても、これはいずれにしても60歳以上退職ということになると、我が町は他の町村よりは農地を持っている方のいわゆる家庭の家族数、これは他の町村よりは、

いわゆる会津とかそういった部分よりは大変数が多いんです。そういうことから、退職されてもしっかりとこの地域で働けるような、そういった環境づくりも大事だなと、そういった力をおかりするのも大事だなというふうにも思っているところでありますので、そういうことも含めて、しっかりとしていきたいと、今回、かんかん館という、そういったものも再度復活をさせると、ただ、前と同じかんかん館ではないということも含めてしっかりとそういった部分で対応して行きたいなというふうにも考えているところであります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 既成概念にとらわれなくて、本当に検討することを検討したらやっぱりいいことは実践していくように進めていただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、今回、昨日もこれ触れたんですが、新たな農業委員会が位置づけされております。29年度から新しいこの制度が改革されてきますが、その内容はどのようになっているのか、一部ちょっと伺った部分もあるんですが、もう少し詳細をお尋ねしたいと思っております。

また、委員の報酬は全国と比べてかなり我が鏡石町は低い状態にあると思っております。これらについての見直し、一応案は出ておるところなんですけど、価格の見直しではなくて価格の横滑りというふうな、価格というか報酬の横滑りでございますので、この見直し等は考えておられないのかどうか、改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（車田光男君） 10番議員の質問にお答えいたします。

新たな農業委員会の位置づけについて平成29年度より委員会制度が改正され、その内容はどのようになるのかの部分につきまして、農業委員会のほうでご回答させていただきたいと思っております。

農業委員会制度の改正でございますが、農業委員会等に関する法律が平成27年の9月に改正されました。平成28年4月に施行されました。この改正につきましては、農業の成長産業化を図るための環境整備の一つとして農地利用の最適化を推進するため、農業委員会に関する法律を改正されたものでございます。

この改正は大きく分けて3つほどございます。

1つ目が農業委員会事務の重点化ということでございます。これまでは農地法に基づく許認可、あるいは意見の具申等がメインでございました。改正後につきましては、それらの業務に加えまして、農地利用の最適化の推進が必須業務となったところでございます。これに

よりまして担い手への農地の集積、集約化、そして耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進活動が義務づけされたものでございます。

2つ目が農業委員の選出方法の変更でございます。現在の農業委員は公職選挙法に基づきまして公選制の委員と、議会や団体推薦によります選任制の併用でございました。改正後につきましては、市町村長があらかじめ地域の農業者、あるいは農業団体等に候補者の推薦を求めるとともに公募を行いまして議会の同意を得て任命する方法に変わったところでございます。

3つ目が、農地利用最適化推進委員の新設でございます。これは、担当地区における農地利用の最適化の促進の現場活動を積極的に行うため、農業委員とは別に新たに設置されたものでございます。

農業委員や中間管理機構などと連携し、農地利用の最適化の促進を推進していくものでございます。

このように、今回は担い手への農地等の利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止解消、そして新規参入の促進など、農地利用の最適化を積極的に推進していくことが農業委員会の主たる使命となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員の農業委員の報酬についてご答弁差し上げます。

農業委員の報酬につきましては、全国に比べ低いということで、本年4月1日に新制度に移行しました198農業委員会の状況を見てみますと、町の部では平均25万円。ですから、現在の町の報酬より7万円多いという状況になってございます。傾向的には関東地方が高く、四国や中部日本は低い傾向が見られております。本町の農業委員会の委員の報酬につきましては、先ほど申し上げましたように、年額で18万円と全国よりも低くなっておりまして、県内の状況でいいますと、町の部の平均が19万5,000円と、ですから中間よりやや低い状況になっているというところでございます。今回新たな制度ということで、町のほうでもどのくらいの報酬にしたらいのかということで県内の状況も調査していただきました。また、県内の状況ですと、上げるところが2カ所、下げるところが2カ所、あとそれ以外は前と同じように改定しないというような調査結果でございました。

あと、今回新たに農業委員と切り離して現場活動を行います農地利用最適化推進委員が新設されたことや、さらには活動実績や成果実績によりまして、本給とは別に上乘せ支給できるようになりましたので、町としましては本給部分につきましては今回は据え置きというようなことで今回提案させていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 我が町は農業所得、過去には県でトップ水準をずっと、現在も実際はそうなのかもしれないんですが、維持しております。農業の町として県内ではナンバーワンだというふうに自負しておりました。

そして今回、農業委員会が改選になるわけなのですが、これ23万9,000円という報酬が、年報酬がここに出てきておりますが、会長。それから委員が18万円ということで、今、総務課長の答弁のとおりで全く変わらない。しかしこれは何十年間変わらないのでしたっけ。何か、相当長い年月にわたってこの報酬が変わっていないような気がします。

その間、議会議員、町執行、そのほかのやつについては微々たることかもしれないけれど昨日も上がりましたよね。そうすると、農業委員の頭数が前は21名だかおったと思ったんです。それが今回6名、推進委員13名入るんですが、また大幅にこの定数も、委員の定数も減って、責務が物すごく大きくなっているというふうに私は感じられます。

ただいまの課長の答弁にありましたように、県平均よりも安い。そしてかつ全国から見ると8万も安いというふうなお話になりますと、我々農業の鏡石町なんて自慢してはいるんですが、やはりもうちょっとこうもう少しこの内容については検討する必要があるというふうに私は感じられます。

なお、これらについては委員会のほうにも付託された案件もありますから、その中でもご議論されると思うんですが、この報酬については今上げるのかといっても難しいかもしれないんですが、これらについてはそういうことを十分こう検討した中で今後進めていくようなことをしていきたいというふうに思っております。

きょう、大きい4点ほどの質問をさせていただきましたが、検討する、参考にするということでございますので、本当になるのかどうか期待しながら質問を閉じさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の一般質問の発言はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす12月14日及び15日の2日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、あす12月14日及び15日の2日間は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時27分

第 3 号

平成28年第6回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成28年12月16日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 92号 鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 93号 鏡石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 99号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第100号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第101号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第102号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第103号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第104号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第105号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第11 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	小林政次君	2番	吉田孝司君
3番	橋本喜一君	4番	古川文雄君
5番	菊地洋君	6番	長田守弘君
7番	畑幸一君	8番	井土川好高君
9番	大河原正雄君	10番	今泉文克君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	高原孝一郎君	総務課長	柳沼英夫君
参事兼 税務町民課長	木賊正男君	福祉こども長	小貫秀明君
健康環境課長	長谷川静男君	産業課長	小貫正信君
参事兼 上下水道課長	高原芳昭君	参事兼 都市建設課長	圓谷信行君
教育課長	関根邦夫君	会計管理 兼 原対策室長	角田信洋君
農業委員会 農事務局長 農業委員会 会長	車田光男君	災害長 委員	菊地勝弘君
選挙管理 委員会委員	菊地榮助君	教育委員	塩田重男君
	渡邊俊廣君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	副主査	藤島礼子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第92号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第92号 鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔産業厚生常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 長田守弘君） ご報告します。

平成28年12月16日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、長田守弘。

議案審査報告書。

本委員会は、平成28年12月12日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成28年12月15日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時50分。出席者、委員全員。開催場所、議会第一会議室。

説明者。総務課、柳沼課長、橋本主幹兼副課長、農業委員会、車田事務局長、塚原副主査。

付託件名。議案第92号 鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について。

審査結果。議案第92号は、可決すべきものと決定した。

審査経過。議案第92号は、総務課及び農業委員会の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告します。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第92号 鏡石町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についての件について、
本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第93号 鏡石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

ただいま上程されました第93号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

6ページになります。

このたびの一部改正につきましては、農業委員会等の委員等の定数に関する条例の制定に伴いまして、農業委員会の委員等の報酬を定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、条例中、別表になりますが、現農業委員会の委員の欄の中で、左の列を農業委員会の委員等とし、中列職名を「会長」から「農地利用最適化推進委員」とそれぞれ改め、右の欄、報酬額の部分につきまして、基本給及び能率給とそれぞれ規定するものであります。

附則としまして、施行日を現農業委員の全員が任期満了する日の翌日からとするものであります。

以上、上程されました第93号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） おはようございます。

ただいま93号で上程されました特別職の改正の件でございますが、ここに記載されております報酬、農業委員会の会長が23万9,000円、副会長が19万4,000円、委員が18万という報酬が今日になっているところでございますが、この額はいつからこのような額で、何年続いているかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 10番、今泉議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまありました各役職員の報酬でございますけれども、平成8年4月1日適用ということで、かれこれ20年という経過をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今回、新たに基本給のほかに能率給ができましたけれども、この能率給についてお聞きいたします。

まずは、この能率給はどのような場合に支給されまして、あと、金額、それはどのくらいを考えているのか。

それと、現在、基本給だけでございますが、この能率給が支給される場合、活動をちゃんとやっている場合には、現在よりはプラスになると思われるんですが、その辺をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 車田光男君 登壇〕

○農業委員会事務局長（車田光男君） ただいまの1番議員のご質問にお答えいたします。

能率給の考え方でございますが、能率給につきましては、農地利用の最適化に向けまして、積極的な活動を推進することが趣旨でございます。国が農地利用最適化交付金を新たに新設したところでございます。担い手への農地集積・集約の活動、そして遊休農地の発生防止あるいは解消活動、そして、新規参入の促進活動など、その成果に応じまして、事務的に給付するものでございます。

町全体の利用集積の実績、あるいは遊休農地の解消等の面積によりまして計算される部分と、あとは農業委員さんの活動日数に応じて支給される部分と2つに分かれております。ただ、国の予算の中で、活動の部分がその予算の中の3割ということで、上限が決まっております。そのようなことから、活動状況を報告いたしまして、それによりまして、国のほうで算定して、交付してよこすという状況になっております。

なお、単価につきましては、町のほうでは7,200円ということで考えておりますが、先ほど申しましたように、国のほうの予算の関係がございますので、交付決定された部分につきましては、その数を農業委員の活動日数で案分するような形になるということで、金額的には幾らということには、今のところ定まっていないところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） おはようございます。

2番議員の吉田でございます。

私のほうから質疑させていただきたいと思いますが、先ほど、新しい委員会、農業委員会の委員等の役職の名称及び農地利用最適化推進委員の基本給あるいは能率給についての説明をいただいたところであります。

基本給の額については、先ほど今泉議員の質疑の中で、平成8年4月1日適用ということで、もう20年もたっているということをお答弁でもいただいておりますけれども、お聞きしたいのは、その当時、農業委員会の委員の数は現在と同じ人数であったのかどうかということをおまづご確認させていただければと思います。

また、平成8年で、今、申し上げたように20年たっておりますので、この20年の中において、この見直しが検討されたことはあったのかどうか。記録がない部分、あるいはなかなかそういったことを証明するものがあるのかどうか分かりませんが、それについての検討がな

されたか否か。

あるいは、先般の、やはりこれも今泉議員の一般質問だったと思いますが、全国平均から見ると低いという見解をこの前示されました。我が町においては、この条例改正に伴って見直しが行われるのかなと私も考えておりましたが、据え置きという状況を見ますと、やはり私としては見直すべきではないかと。

ここは質疑ですので、意見を申し上げるのはちょっとおこがましいですが、そういうふうには、客観的に見て全国平均から見ても見直すべき、簡単に申しますと増額すべきではないかと考えておりますが、その点、この能率給の中で全国平均に見合ったような金額を補填するような計画はあるのかどうか。これについては、先ほど車田局長が説明いただいたとおり、数々の制限はあるようですけれども、その辺をどのようにお考えになっているか、以上3点、お聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私のほうからは、見直しの検討がなされたかということでございますが、これについては、なされたというような記憶はないということで、ご了承いただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 車田光男君 登壇〕

○農業委員会事務局長（車田光男君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

20年前の、その当時の農業委員の人数ということでございますが、ただいま資料を手元に持ってきてございませんので、正確な人数はお答えできないところでございますが、今の人数よりは多いというのが確かな数字でございます。

現在、農業委員の選挙定数が10名ということになっておりますが、それ以前につきましては、18名とか20名、18名ぐらいだったかというふうに思っておるところでございます。

あと、全国平均よりも低く、能率給の部分で全国平均ぐらいまで上がるのかということでございますが、先ほど申しましたように、活動実績による部分での上乘せというところが主な部分になるかと思われまます。鏡石の場合、集積率、そして耕作放棄地が年々ふえているような状況になっておりますので、なかなか成果実績の部分での上積みは難しいところがあるのかなというふうには考えておりますが、農業委員さんの活動実績によりまして上乘せをさせていただくという考えでございますので、そちらである程度、全国平均的にカバーはでき

るのかなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど、記憶がないと申し上げたんですが、特別職の報酬につきましては、その都度、区長さんの報酬とか、あらゆる会の委員さんの日当とか協議したときに、農業委員さんについても当然、検討はなされたんですけども、結果的に改定にならなかったということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからさらにお聞きしたいのは、今回、この農地利用最適化推進委員という方が13人、これから選任されることになって、この農業委員さんとともに我が町の農業の推進に当たられるのかなということで、私も喜ばしいことだと思っております。ただ、今申し上げたように、平成8年から、平成8年当時はもう少し人数がいたと、20人ぐらいですか、定員が21人という話も今、聞きましたけれども、そのように、それが9人まで減っていると。だんだん恐らく定員が減らされて、実際に数少ない人数で農業委員としての仕事をやっていたとか、ある意味、やらされていたわけです。定員が減らされて、少ない人数で広い範囲を賄ってやっていたと、そういう中において、この基本給の改定がなかったということでもあります。

平成8年から20年間の間に、この我が国において、あるいは我が町においてどういうふうな変動があったのか。皆さん、いろいろ私も質問する中で、社会情勢の変化とかいろいろ、物価の変動とかいろんな話が出てきますけれども、明らかに消費税は上がり、物価も上がり、そのとおり社会情勢も変動しているわけです。

そういう中において、この検討がなされなかったということ、たまたま、今回、この農地利用最適化推進委員が13人選ばれて、農業委員の1人当たりの負担が軽減される部分が出てくるのかなと、その部分ではほっとする部分があるんですが、その中において、今、私が申し上げたように、この20年の中において、人数は減らされ、なおかつ1人当たりの仕事がふえ、恐らく、頭割りすれば、当然、そういうふうになるでしょうから、数で割れば、なおかつ、給与が、基本給が変化がなかったと。なおかつ、今回、このように改定が今回も見送られると、据え置きだということは、これについてはどういうふうに執行のほうとしてはお考

えになっているのか、お聞かせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農業委員の人数につきましては、現在、選挙で10名、あと、役職員のところは5名で、15名でございます、実員は13名でございます。

今回、農業委員と農地利用最適化推進委員の業務が分かれたと。今までは、農業委員さんが全てやっていたんですけれども、その部分で、審議と実際の農地利用の最適化の調整をする委員と分かれて22名になったということも、今回、据え置きになった理由の一つに挙げられると思います。

また、制度がまるきり変わりました、やる内容はそんなに変わらないと思うんですけれども、今の現状にありますように、どんどん農家が減ってきて、農地を今後どうしていったらいいかということについて、農地利用最適化推進委員の方に作業をしていただくと。さらには、農業委員さんと連携を持ちながら地域の農地集積に努めていただくということで、実際、どのような今後、業務がなされるのか、どのような実績が上がるかによりまして、そのときに、私らのほうでは見直させていただきたいということで、今回、このような形で上程させていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

1番、小林政次君の再質問の発言を許します。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 1点だけお聞きしたいんですけれども、今回、報酬の改定等がありますけれども、県内の状況、それらの改正前とか改正後がどのような状況になっているのか、それがわかればお教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 車田光男君 登壇〕

○農業委員会事務局長（車田光男君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

改定前と改定後で、県内どのようになっているかというようなご質問だと思いますが、本年の4月1日に既に新制度に移った農業委員会につきましては、7市町ほどございます。こ

これらの改定前と改定後の報酬につきましては、全ての市町が同額というようなことで、据え置きということになっております。

また、12月議会で報酬改定を予定している市町村でございますが、現在つかんでおりますのが16市町でございます。この中で、2市町が値上げというんでしょうか、改正で報酬の引き上げを予定しているものでございます。

あとの残りの町につきましては、全て据え置きというような形になっておるような現状でございます。

また、3月以降の議会での予定している町村につきましては、2村でございます。2村で減額あるいは引き下げ、あるいは同額での据え置きということで予定されているものでございます。こちらにつきましては、引き下げる傾向が強いというような回答はいただいているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、今泉文克君の反対討論の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま、執行のほうから細かいご説明もあつたのを伺いました。また、昨日、常任委員会のほうで、これについても相当時間を割いて説明を求めたり、あるいは議員の方々の意見を聞いておりました。

事務局のほうから、資料が私どものほうに配付されました。ただいま、小林議員が、どうだったんだというふうな質問をされましたが、昨日、これは細かく説明されている内容、全く同じですから、そして、この資料もっておりますので、十分、小林議員はわかっている内容であろうというふうに思っておりました。

この資料を拝見いたしますと、一般質問でも伺いましたが、我が町の農業委員の報酬は、驚くほど低い位置にあるわけです。はっきり言って、県内でも下のほうに数えるところにあります。近隣市町村の状況はどうなんだというふうに、それにある程度あわせてということなんですが、須賀川市は、近隣市町村で下から2番目に、市としては低い場所に、位置にあります。天栄村は、4番目に低い報酬になっています。それにあわせれば、当然、鏡石も県内では自慢できる下から安い報酬になっていると思います。それは当たり前ですよ。

定数についても、今回9名ということで、農業委員になっています。推進委員が13名いますが、従来、21名、農業委員はいたはずですが、そうしますと、そこから見ると半分、あるいは、委員については大幅な減員になっております。しかし、その責務は大きくなっておりまして、大変な責任が生じてくると思います。1つは、まず、定数が大幅に農業委員が減っているということ、ここで申し上げておきます。

それから、2番目には、ただいま報酬に触れましたが、改正と変わらないというふうに事務局のほうから話がありましたが、よそのほうは変えなくてもいいんです、高いから。しかし、我が鏡石町はこのように低いのは、執行も事務局も十分わかっているはずなんです。高いところはあえて上げる必要はないかと思うんですが、町のほうで、鏡石は、現在8番目ですか、下から。下のほうを言いますと、西会津が人口6,000、柳津が3,000、三島町が1,700、金山が2,100、只見が4,000と、こういうふうな非常に人口の少ない町村が、鏡石の下にいます。

鏡石は、このような位置づけの中で、これらと肩を並べる報酬であるということは、私も以前から申し上げておりますが、県内で下ばかりじゃなくて、全国で下位なんです。最低レベルであります。今、18万の報酬ですが、先日の総務課長の説明だと、全国平均から7万から8万安いというふうなお話でございます。18万で、7万から8万安いということは、安いですね。こういうふうな報酬のあれを考えたときに、先日はわずかでございますが、議員を含む特別職の改正がありました。他の特別職も変わっております。また、物価の上昇もしております。これは年報酬ですから、月数回の会議がある農業委員の方々にとっては、非常に低い額であるというふうに思います。だから、今日まで10名の定数が求められていたのに、欠員というふうな形で、我が鏡石町の農業委員があったわけでございます。

3つ目には、能率給というふうな、プラスになるみたいなことを言っておられましたが、これは、全国均一にこの能率給は出ます。そして、鏡石町は、この該当対象は少なくなるというふうなことが予測されます。そうすると、この7,200円がプラスになるのかということは、非常に不明確な部分でございます。7,200円プラスになったって、農業委員は18万7,200円ですから、ほんのわずかな部分でございます。

そういう観点から言うと、今回の、この報酬の条例改正については、私は反対するものがあります。これは、29年7月に改正されますから、まだ時間があります。きょうは、修正案なりなんかを出せばよかったんでしょうけれども、そこまで私どもしなくても、執行としては再検討して、3月の当初予算のときに改めてまた出すことも十分時間がありますから、その辺を十分くみして対応いただけることを望みながら、反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第93号 鏡石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第99号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

議案書22ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第99号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、町税並びに臨時福祉給付金支給事業及び農業基盤整備促進事業などの増額補正及び社会資本整備総合交付金事業の事業確定によります減額補正などであり、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,366万8,000円とするものでございます。

第2条が債務負担行為の補正、第3条が地方債の補正であります。

26ページをお願いいたします。

26ページの第2表が、債務負担行為の補正であります。1、追加といたしまして、議案第91号で議決をいただきました町民プールの指定管理に伴うもので、プールの管理業務及びリスク負担に伴います平成29年度から3年間の期間並びに限度額を記載のとおり設定するものであります。

第3表は、地方債補正であります。

変更といたしまして、農業基盤整備促進事業費の限度額を記載のとおり増額補正するものでございます。

詳細につきましては、30ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは、3点ほどお聞きしたいと思います。順不同になりましたら、申しわけありません。

37ページの歳出の部分でありますけれども、収納率向上対策事業において、徴収嘱託職員賃金が224万1,000円減額されておるようであります。先般の議会、9月の議会においては予算決算特別委員会も行われ、その中において、あえて、あえてですよ、あえて意見としてこの収納率、徴税をしっかりすべきではないかという文言をつけ加えたわけでありましてけれども、そういう状況でありました。

そういう中において、この徴収嘱託職員賃金が、見ると、大体1名分の年間の賃金かな、なんていうふうに予測して、私の予測で考えておりますが、この賃金あるいは社会保険料も含めたものを下げることによって、我が町の収納率向上対策の逆行をするのではないかとというふうに危惧するわけでありまして、この辺はどのようにお考えになっているか、執行のほうからお聞かせいただきたいのが1点であります。

また、39ページ、社協福祉バスの更新助成事業についてですが、これについては、以前にも予算特別委員会等の中でもいろいろ審議された経過があるように思っております。

私、ちょっと下調べがなくて申しわけありませんが、恐らく町から800万円の費用負担ではなかったかと記憶しておりますが、記憶違いでしたら申しわけございませんが、それが今回158万円減額になっているということで、このいきさつ。社協にお金を幾ら出したか、ちょっと私も不確かですが、それがこの金額、減額で済んだと、その中において、規模あるいは総額、規格、そういったものについてどんな変更があったのか、どういうことで社協からこういうことになったのか、話があるのか、お聞かせいただければと思います。

また、ちょっとページが変わりますけれども、34ページ、35ページに、いわゆる情報政

策費ということで、恐らく我が町のインターネット、あるいは、これはもしかしたら職員さんのイントラネットかもしれませんが、インターネットも含めてのIT環境かなというふうに考えておりますけれども、本日、議会に傍聴に来たいという方がいて、私の知らないところで、いろいろホームページを見たり、いろいろ見たり調べたりしたんですけれども、なかなか我が町の状況がわからないと。要するに、そういう中で私がちょっと考えたのは、このインターネット、我が町の役場内といいますか、我が町の公のインターネットの管理について、どのような管理体制で行われているのか。

簡単に申しますと、ある役場職員の方に担当でやる方がいるのかどうか、あるいは、その辺、民間に委託等して、リアルタイムにアップデートというんですか、アップデートされるような環境整備は整っているのかどうか、そのためのこういう費用が対策に講じられているのか。これは、当初予算の中でやるべきことだったかもしれませんが、1点、そういった点、気づきましたので、以上3点についてお答えいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、議案書36、37ページ、2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴收费の中でございますが、説明欄206番の収納率向上対策事業費での264万6,000円の減額についてというふうなご質問でございます。こちらにつきましては、ただいま2番議員のご質問のとおり、徴収嘱託職員1名分の減額をするものでございますけれども、28年度当初には、従来から1名の徴収嘱託員はありました。それに加えて、収納グループの設置に伴いまして、もう一名増員をお願いをし、いわゆる収納率をさらに上げたいというふうなことで人選しておいたわけですが、適任者がなかなか見つからなかったというふうな状況の中で、12月でございますので、年度3カ月でございましたので、こちらについては、12月の予算の中で減額をさせていただいたというようなことでございます。

ただ、職員1名増員になりまして、いわゆる徴収嘱託員とのペアと、それから税務グループの職員がおりますので、そちらの中での職員の中で、これまでになかった職員体制がとれましたので、今の収納状況を見ますと、前年比でもわずかながら微増しているような状況でございますので、その推移を見ながら、新たな規定も設置しながら今、進めているというふうな状況でございますので、その状況を十分精査して、次年度にも向けて、いわゆる収納率向上は、我が税務町民課の中では至上命題でございますので、そちらに向けては、よりシステム

的な計画も立てていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議案書の38、39ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、その39ページの説明欄、205の福祉バス更新助成事業の減額理由ということでございまして、減額額が158万9,000円となっております。これにつきましては、当初、社協さんの福祉バスの更新事業につきましては、全体事業費としましては900万の2分の1ということで、450万を計上してございました。社協さんのほうで入札執行いたしまして、契約額が732万2,460円となりました。それに、当初補助関係の予算を計上しておりませんでした。共同募金会さんから150万円を補助いただけるようになりました。それを差し引きしまして、582万2,460円ということになります。その2分の1と、補助率の2分の1ということで計算しますと、291万1,000円となります。その差額、当初予算の450万から291万1,000円を差し引いた金額ということで、今回、減額ということで、158万9,000円の減額ということになりました。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

34、35から36ページにかけて、情報政策のインターネット関連でございますけれども、現在、庁内、役場ですね、それ以外に学校、あと上下水道、教育課等々、全てネットワークでつながっております。当然ながら、総務課に担当1名おりますけれども、ある程度の知識はありましても、やはり若干、当然ながら素人でございますので、保守管理については専門業者に委託していると。当然ながら、セキュリティー対策も含めて委託しているような状況でございまして、当然、アップデートにつきましてもリアルタイムで更新されているということでございます。

なお、今回、この35ページの経常行政経費の通信運搬費35万9,000円上がっておりますけれども、これにつきましては、国が進めておりますセキュリティー対策の強化に伴いまして、今回、行政系のインターネットと通常のインターネット、今まで一緒でしたけれども、今後、これをまるきり分割して、セキュリティーをきわめるということで、今回、このよう

なセキュリティ対策に伴います回線容量の増ということで、35万9,000円を上げさせていただきました。

あと、37ページにつきましては、先ほども申し上げました機器保守管理につきましては、イントラネットネットワークの管理委託の契約に伴います実績による減でございます。

なお、3番目の電子自治体化推進事業、地域イントラネットの更改につきましては、インターネットから入ってくるデータを行政、教育、監視というようなLANがありまして、そこに振り分けるレイヤスイッチがもう14年経過しましたので、今回、6基更改させていただいたということで、補正予算を計上させていただいたところです。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第99号 平成28年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第4、議案第100号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、木賊正男君。

〔参事兼税務町民課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第100号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げ

ます。

議案書53ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分等の算出額決定及び保険給付費のうち一般療養給付費及び高額療養費のこれまでの実績及び年度末までの見込みによる補正でございまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,426万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、58ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○参事兼税務町民課長（木賊正男君） 以上、議案第100号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第100号 平成28年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第101号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予

算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、小貫秀明君。

〔福祉こども課長 小貫秀明君 登壇〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第101号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、介護保険サービス等の保険給付費の実績により増額する必要が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,921万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、68ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（小貫秀明君） 以上、議案第101号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第101号 平成28年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第102号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第102号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成28年度補助事業である社会資本整備総合交付金の交付額の確定に伴いまして、補助事業の精算をするものでございます。

歳入歳出の予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,344万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,767万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細78ページにて説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうから質疑させていただきます。

今回は、国庫補助金額、国庫支出金の中の国庫補助金の額の確定に伴う予算整理だというふうに捉えております。区画整理事業補助金が1,600万減ということで、それに伴って区画整理事業債も1,130万円減になっているわけでありましてけれども、要するに、国のほうの補助がなければ、それに伴って起債も減らして、総額の事業費が減るというふうに私どもは単純に考えておりますが、そのことによって、当該事業、いわゆる駅東第1土地区画整理事業が遅滞するのではないかというふうに思っております。

その点についてはどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいのと、また、そのような状況でありますので、いわゆる町の自主財源の投入によって、そういった事業の遅延を起こさないような手だては講じることは考えていないのか、その辺についてはどのよ

うなお考えか、お聞かせください。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔参事兼都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○参事兼都市建設課長（圓谷信行君） 2番議員のご質問に答弁を申し上げます。

まず、補助事業の減ということで、私のほうも、なかなか事業費確定、補助事業が減っちゃうと、なかなか事業費、大変だというふうに認識をしております。これにつきましては、国・県等々によりまして要望等を実施してまいりたいというふうに考えてございます。やっぱり、財源がないとなかなか工事はできませんので、一番根幹を担う補助事業でございますので、これについては鋭意、国等に要望してまいりたいと考えてございます。

財源の関係でございますが、1つは保留地の処分金、これが一番補助事業の次に、いわゆる保留地をつくって、保留地で事業を回すというふうなことになることになってございまして、我々は、私たちについては、保留地をいかに早く生み出してつくるかというふうなことで鋭意努力しているわけでございますが、その補助金のほかに、保留地をもって充てるというようなことで考えてございます。

町の自主財源につきましては、一般会計からの繰り入れというふうなことで考えてございまして、事業そのものについては、補助事業と保留地を処分するというところで、それをメインに、主体にして考えていきたいというふうに考えてございます。自主財源については、その次というふうなことで考えてございまして、なるべく事業が停滞しないように、国・県に働きかけながら進めたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第102号 平成28年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2

号) の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号～議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺定己君) 日程第7、議案第103号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第8、議案第104号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)及び日程第9、議案第105号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(渡辺定己君) 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、高原芳昭君。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長(高原芳昭君) おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第103号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)並びに議案第104号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、続きまして、議案第105号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)の3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず初めに、議案第103号、84ページ、お開きいただきたいと思います。

議案第103号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、事業確定による補助事業内示額の調整及び前年度流域下水道維持管理負担金の精算等が生じたことに伴います歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,472万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,264万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、90ページからの事項別明細によりご説明を申し上げたいと思います。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長(高原芳昭君) 次に、96ページでございます。

議案第104号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につつま

してご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、予算の組み替えのため、歳入歳出の増減はありませんが、詳細につきましては、100ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 農集につきましては以上でございまして、次に、104ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第105号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、水道料金改定に伴います使用料の増並びに人事院勧告によります職員給与改定により係る増額補正でありまして、第2条では、収益的収入及び支出、第1款水道事業収益、第1項営業収益の既決予定額に2,129万4,000円を増額し2億5,291万6,000円に、第1款水道事業費を第1項営業費用の既決予定額から115万2,000円を減額いたしまして2億880万3,000円とするもので、第4項予備費を既決予定額に2,244万6,000円を増額いたしまして、2,363万1,000円とするものでございます。

次に、第3条でございしますが、資本的収入及び支出、予算第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金4,800万9,000円」を「過年度分損益勘定留保資金4,843万1,000円」に改めるものでございまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に42万2,000円を増額いたしまして、5億3,785万1,000円とするものでございます。

第4条につきましては、職員給与費の既決予定額から194万円を減額いたしまして、2,904万円とするものでございます。

詳細につきましては、106ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 以上、一括上程されました3議案につきましてご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは、議案第105号の上水道事業会計補正予算についてお聞きしたいと思います。

今般の補正予算については、全協、そして、今の提案理由の説明であったように、水道料

金20%増で、10月から3月分、いわゆる3期分の水道使用料の増で、2,129万4,000円を見込まれての補正予算だというふうに承っております。町民から、水道料金20%増についてはいろいろな声があるわけでありましたが、ちょっと私のほうからお聞きしておきたいことがありますので、お答えいただければと思います。

家庭用につきましては、10立方までが基本料金のうちに含まれているのかなと思いますが、営業用については、40立方までがその上限になっているかというふうに私ども理解しております。私どもも営業用という部分で使っている部分もありますが、実際、私は10も使わないというふうに考えておりますし、また、たくさんのお事業所の方が10、40なんていうのはもってのほかだ、40なんて使っていない、実際に伝票を見せてもらったら、13とか14立方しか使っていないというところもざらにあるようであります。

そのようなことを見ますと、確かにこの20%については議会でも議決をされ、それに伴って水道料金が20%上がって2,129万見込まれているというのはわかりますが、その背景で申し上げたように、不満はある、皆さん、町民の方はこの不満はあるんでしょうけれども、実態として、私がちょっと不勉強で教えていただきたいのは、営業用の40立方という基本料金の枠がありますが、それが40立方の中でどのぐらいの量が使われているのか、実際に。実際、40を超えているところはどのぐらいあるのか、あるいは私のように10も使わない、あるいは、先ほど、町民の方の十幾つとか、要するに、大体10刻みぐらいの割合のこれ、平均値という形、あるいは概算になるかもしれませんが、その辺のパーセンテージを教えてくださいと思っています。

なお、前の別な質問で、我が町においては50人以上のお事業所がわずか11カ所しかございませんので、ある意味、この40立方というのは、少しやっぱり本当に使わないお事業所が多いんじゃないかというふうな私の予測に基づいて質問していることも、あわせてお含みおきいただきたいと思っております。

以上、質疑をさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

水道使用料の利用形態ということでございまして、本町の水道につきましては用途別体系ととっております、家庭用、営業用、団体用、工業用ということで、それぞれ規則、条例に基づきまして設定をさせているところでございまして、本町はほとんどが、家庭用がウェートを占めてございまして、生活用水型というふうに重複してもいいのかなど。全体の約75%がほとんど家庭用ということで、そのほかが営業用、団体用、おおむねの割合がそのように

なっております。

先ほど、基本料金、一般家庭用ですと月5立方までが基本水量と、こちらにつきましては、ゼロから5、使っても使わなくても、基本料金という捉え方をすれば、基本料金はいただきたいということで設定をしております。その他、営業用、団体用、こちらにつきましては40立方、月20立方でございますが、40立方という捉え方で、こちらにつきましても、ゼロから40でも基本料金設定された金額については、基本料金というのは、使っても使わなくても、こちらにつきましては、電気も同じでありまして、基本料金とか設定されている部分については、そのような形で納付をいただいているのが現状でございます。

全体的に、営業用というのは、ほとんど営業に供する部分ということで営業用ということで捉えております。中では、併用的な形で使っている形態もございますが、それはある程度確認をしてというか、調査をして、面積割合とか営業、商売で、営業している部分が多くなれば営業用と設定をしたりするという部分でそれは確定しながら、当然、団体用というのは、会社の事務所関係とか公の施設、いわゆる役場なんかは団体用という形で捉まえさせていただいております。

どうしても、この中で使わない部分で、10立方くらいとか、20立方しか使わないということで、基本水量までいっていないというケースはあります。その部分については、水道の形態といたしましては、水道もこれだけ費用をかけているということで、本来であれば独立採算ということで、施設拡充をして料金収入ということで、経営を行っております。それだけの施設を拡充して、使用水量が上がってこない、使用料金が上がってこないとなかなか経営もいかないという部分もございまして、そういった団体、営業用については料金設定を上げさせていただいて、使っていただいて納付していただくのがこれ幸いなこととございますが、そういったことで、それだけ施設を拡充して使われている部分でもなかなかいかないという部分もございまして、使用水量、基本料金はそのような設定を過去からしているという現状でございます。

ほとんど、うちのほうでも、先ほど言いましたように、工業用には、本町の水道は生活用水型で、工業用に供している部分というのは全体的に10件程度かなということで捉えております。ほとんどが会社の事務所等で、トイレとか飲料水に使う程度で、団体用で取り扱っている部分が多い状況で、工業用的に捉えているのは、それなりの使用をしている企業関係がおおむねで、大量に使う水というのは、本町的能力からすれば、ほとんど、先ほど言いましたように生活用水が主導でございますので、1日に大量に使う工業的な給水というのはないというのが現状でございます。現在、うちのほうで一番多く使っているのはニプロさん、こちらは工業用で使っておりますが、大体、主導型としては生活用水ということでございまして、これだけの施設を拡充しているので、使用量が上がらないという部分が

ございまして、基本料金は、そのような設定をさせているというのがありますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君の再質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、高原課長のほうから詳細な説明をいただいたんですが、私がちょっと端的にお聞きしたいのは、営業用の上下40立方というのが余りにも実態と離れていないかということなんです。

先ほど申し上げたように、使っている量が本当に40、これを前回の定例会の、前々回ですか、6月の定例会の中だったと思いますけれども、その際に深く議論すべき問題だったのかもしれませんが、やはりこの20%増というところが、実際直面する時期が今なわけです。それになって初めて、町民も数字、20%上がるぞということじゃなくて、実際に伝票を見て、こんなに上がるのかという声がある中で、一般家庭用の人はある程度、要するに覚悟していた部分はあるようです。あるいは、しょうがないなと思っている人も実はいます。

ただ、営業用については、もともとのこの設定がやっぱり少し変ではないか、あるいは今回、さらにこの40立方という上限が実際に使われている量よりも多くて、実際に、それにさらに20%アップということになると、うんとかう、やはり負担がかかっているように感じるというふうなこともあります。

ですから、そういったことも含めると、この営業用の40立方上限というのは、私は、私と申しますか、そういうことに対して、町民が上限についてももう少し考えてみてはどうかというふうなお考えを持っていることに対しては、町としてはどのようにお考えかということをもう一度改めてお聞きしたいと思います。

端的にその1点だけ、営業用の40立方、上限は適切であるか否かということをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 2番議員の再質問にお答えさせていただきます。

営業用の40立方が適かどうかというご質問でございますが、当然、営業用という部分に関しましては、団体用的な会社の事務所、一般的な公共施設もそうでしょうけれども、営業用という設定をする段階から、それなりに結局、使用水量も使うという部分での営業用設定ということで捉えておりますので、当然、40まで使えば基本料金、ないで済みますけれども、

出た分については超過料金ということでございます。

基本水量を下げれば、当然、40を例えば30という形にすれば、今まで40だったのが30とすれば、10立方が逆に言えば超過料金と、従量制のほうに移行するという形になりますので、基本水量内でおさまっていれば、その料金体系の中でそれは変わらないという部分もございますが、超過料金、それ以上使えばそこで従量制で、1立方当たりの10から20までという超過分についてのまた従量単価を設定させていただいております。使えば使うほど高くなるというか、納付額がふえるというのは現状でございます。

適正かと言われれば、営業商売的な形になって、営業用に供するという部分は、それだけ水は使うだろうということになれば、基本水量もある程度上げておいてほうが、使う側とすれば利便性があるのかなということございまして、ちなみに、25年度の営業関係で、件数的には1,100件くらいあるんですが、基本に対して、実績でございますが、基本料金が780万に対して超過料金が1,600万ということでございますので、端的に言うと、超過分、基本水量以上に営業的に使用している形態が多いのかなということになれば、基本水量はそれだけ設定したほうが、また、使う側とすれば利便性があるのかなと、優位性があるのかなということで認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質問はありませんか。

吉田孝司君の再々質問の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再々質疑をさせていただきますが、家庭用が5立方、私、先ほど10立方と申し上げましたが、5立方になったんですね。しばらくはなっているわけですが、5立方となっています。営業用は40立方ということで、家庭用については、話を戻して恐縮ですが、5立方という上限、基本料金の設定がありますので、この設定がありますと、ある意味、町民は節水の意識を持つわけですよ。これが10立方になっても同じだとなれば、変な話、水を無駄遣いするケースも出てくる。そういう中において、じゃ、営業用についてはないのかと。

これは、町民の声ですが、営業用について、やはり10立方で同じ40立方を使っている人と10立方の人といるわけですがけれども、10立方ぐらいしか使わない人は、何だ、やっぱり40立方まで変わんねえんだったら、水をちょっと無駄遣いしてもいいんだな、それはいい考えでは私はないと思いますけれども、社会的には悪かもしれませんけれども、そういうふうなお考えを持つと、いわゆる節水意識がなくなってしまうわけですよ。

ですから、もちろん、超過料金がどうのこうの、超過料金の多い場合には、多い団体の場合には、そのような基本料金内の枠を大きくしておく、使える枠を大きくしておくというの

は確かにいいと思いますが、実際に、我が町の営業所、先ほど課長、答弁いただいたように、2,100件あるということですよ、営業所に。その実態調査はされているのかどうかということなんです。というのは、個人事業主、大きな事業所がない我が町において、個人事業主で営業用の水道料金体系に組み込まれている人がたくさんいると思いますけれども、そのような事業所、それが営業用の用途で請求されていると思いますので、実際にそういう方々の水量を把握して、実際にそういう方々がこの基準で、この枠で妥当かどうかというのを検証したことは今まであるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 高原芳昭君 登壇〕

○参事兼上下水道課長（高原芳昭君） 2番議員の再々質問にお答え申し上げます。

営業用の使用の実態の内容を検証したことがあるかどうかということでございますが、先ほど言いました営業用、団体用、1カ月20立方、2カ月40立方ということで基本料金を設定させていただいております。基本水量。こちらについて、実際、営業用の方がどれだけというか、内容でどういうふうな使い方をしているかという部分についての検証は、個々にはしておりません。わからないのは事実です。

毎回検針、年に6回水道料金を賦課させていただいておりますが、その際、当初給水申し込み申請があって、給水工事を行って、給水開始の段階で、当然、用途、家庭用なのか営業用なのかということで、当然、その段階で設定させて確認しますので、その段階から、営業、商売的に使う水であるとなれば、当然、営業用ということで賦課させていただいております。

そちら、直前、この営業部分で、個々にそれが高いとか安いとかという、そういう話は特に伺ったことはないんですが、ただ、しまったってというか、何かの機会の際に、そういう話が出たケースがあるかと思いますが、直接的にそれに対しての問い合わせというのは、私自身は受けてはおらない状況であります。検証もしていないということでございます。

当然、営業という形になると、利用、使用用途とか、生鮮食料品、魚屋さんとかいうことで取り扱う、そういった部分は多分営業用と。そういう生鮮食品、魚屋さんですと、当然、自家水を使いますと、保健所で毎月必ず水質検査を義務づけられます。そして、水道水を使っていれば、水質検査の義務はなくなる。当然、上水道を使っていれば、上水道のほうで水質検査というか、全てやっていますので、上水道の利用となれば、そういった部分で検査しないという部分でございますので、そういう魚屋さんとかという商売の方は、その分は逆に言えば、水道水を使っていれば軽減されているのかなという部分はありますが、先ほどの質問に対する個々の検証はしているのかということに対しては、していないというのが報告で

ございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

初めに、議案第103号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第103号の討論を終了いたします。

次に、議案第104号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第104号の討論を終了いたします。

次に、議案第105号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうからは、議案第105号に対しましては反対の意見を述べさせていただきます。

この水道料金の件につきましては、6月の定例会で20%増になることは、既に議会の議決の中でも決まっております。その中においても、私は、最後まで反対の意を表明しておりました。

また、今般の補正予算ということでありますけれども、補正予算額の明示があり、その中において、ただいま料金体系等についていろいろ質疑をさせていただきましたけれども、これまでの料金の用途に関する見直し等、検証が十分なされていないこと、あるいは、先ほど申し上げたとおり、従来の水道料金から20%は、やはり、町民の現在の中において反対意見

等も多々あることがあり、私としては、あるいは一部の町民の声としては、早急な料金の引き下げ、従来通りの水道料金での運用を求めることから、私は、本案に対して反対の意見を申し述べるところであります。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第105号の討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第103号 平成28年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 平成28年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 平成28年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（渡辺定己君） 日程第10、鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

鏡石町選挙管理委員会委員には、大河原八郎君、草野孝重君、石井秀雄君、有我忠君、以上の方を指名いたします。

また、同補充員には、佐藤敏夫君、須田完治君、滝田芳治君、角田眞美君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時56分

開議 午前11時58分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま指名推選に異議がございますので、投票によって決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

それでは、投票によって決したいと思えます。

議場の出入り口を閉めます。

暫時休議いたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 零時30分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

投票としていましたんですけれども、指名推選が先に決まっておりましたので、もう一度指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

鏡石町選挙管理委員会委員には、大河原八郎君、草野孝重君、石井秀雄君、角田眞美君の以上の方を指名いたします。

また、同補充員には、佐藤敏夫君、須田完治君、滝田芳治君、有我忠君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が当選されました。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位によることに決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、補充員の順位は、議長が指名した順位によることに決定いたしました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第6回鏡石町議会定例会において提出いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり承認、議決を賜り、まことにありがとうございました。

今年度も残り4カ月となり、各種事業も詰めの段階に入っております。もう一度精査、点検し、適切な事務執行に努めてまいります。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして、町制執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様には、町政進展のため一層のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第6回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時34分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年12月16日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 木 原 秀 男

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 吉 田 孝 司